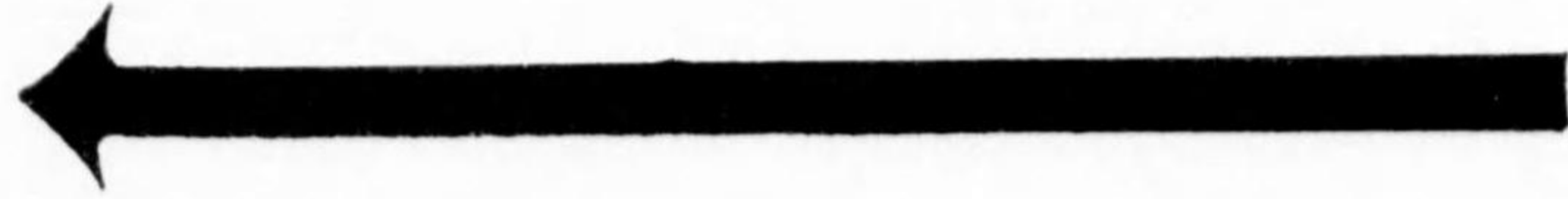
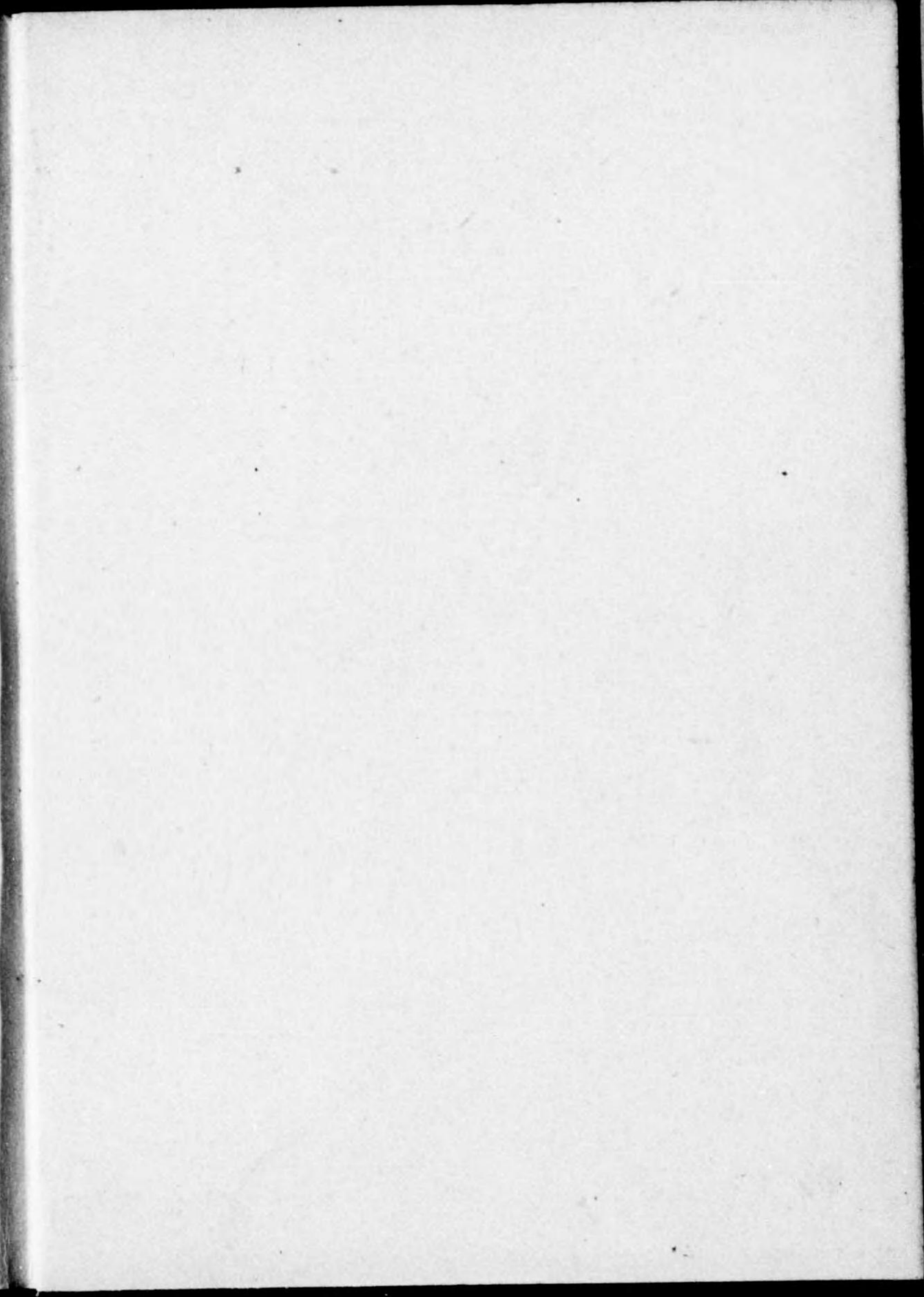
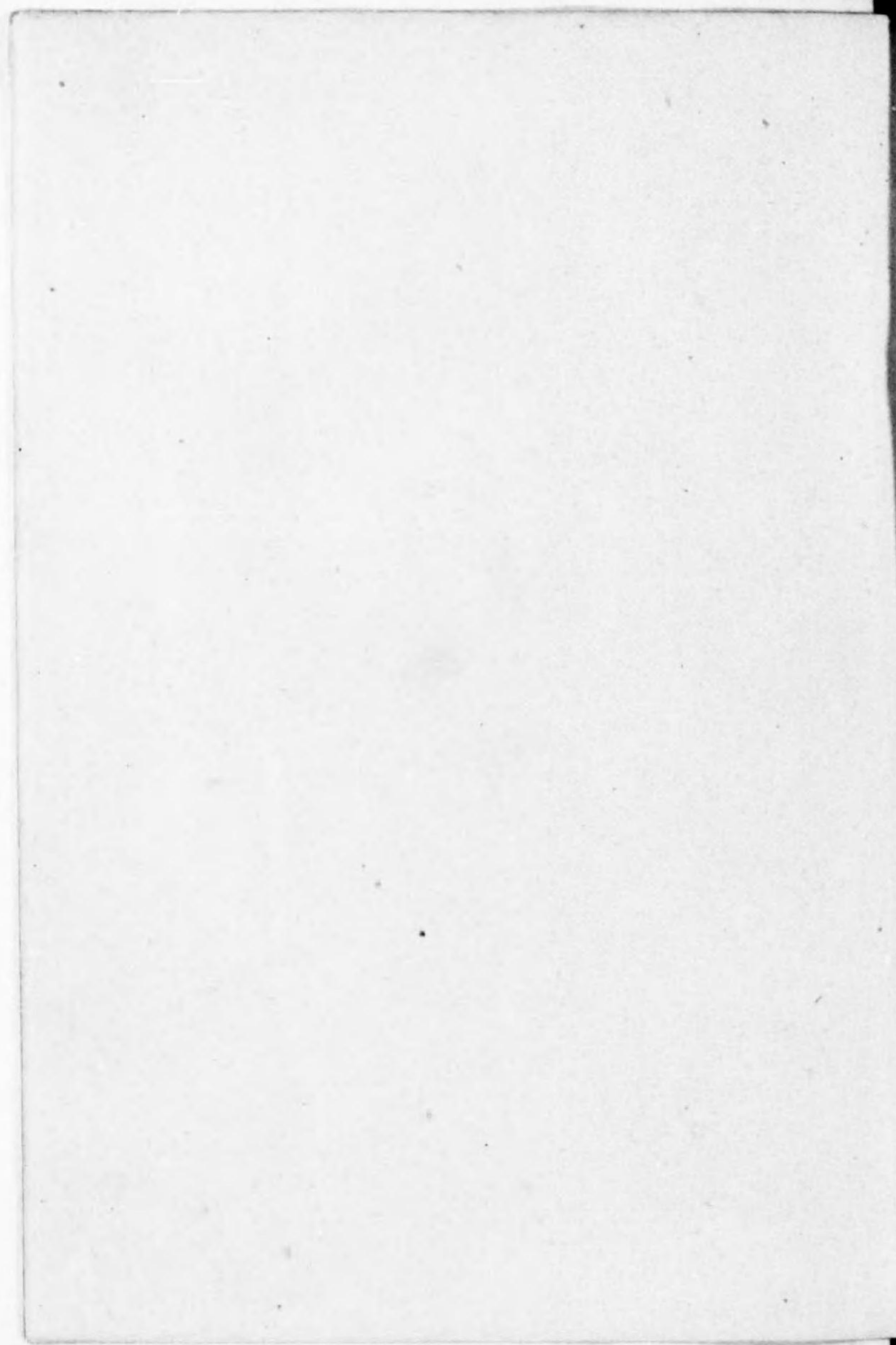


始



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 40 1 2 3 4





柳田國男先生著作集 第三冊

信州隨筆

實業之日本社



題簽 折口信夫

3463

自序

この砧村の家へ遷つて來てからの九年間に、いろ／＼の雑誌に發表した文章の中で、讀者に信州の人々を豫期して居たもの、十餘篇を集めて一冊の本にする。隨筆とはいふけれども、題材に既に偏倚があり、その取扱ひに自分の流義があり、更にほゞ此等を一貫した時代觀と、信濃を知る者の友情とがある。實は私は是以上の手重なる方法を以て、勸説するだけの必要は認めて居ないのである。此地の學問の前途は、此地をして自ら選擇せしめるがよろしい。さうして我々は年來の經驗によつて、夙に信州が一世の機運に、些しでも後れて居る

自序

田
地
考

自序

この砧村の家へ遷つて来てからの九年間に、いろいろの雑誌に発表した文章の中で、読者に信州の人々を豫期して居たもの、十餘篇を集めて一冊の本にする。隨筆とはいふけれども、題材に既に偏倚があり、その取扱ひに自分の流義があり、更にほゞ此等を一貫した時代観と、信濃を知る者の友情とがある。實は私は是以上の手重なる方法を以て、勸説するだけの必要は認めて居ないのである。此地の學問の前途は、此地をして自ら選擇せしめるがよろしい。さうして我々は年來の經驗によつて、夙に信州が一世の機運に、些しでも後れて居る

自序



題簽

折

口

信

夫

3463

柳田國男先生著作集 五三冊
表紙に↓信州隨筆とよ下



題簽

折

口

信

夫

3463

土地でないことを知つて居るのである。

私たちの参加する方面でも、その小さな實例は幾つか挙げられる。たとへば飯田は國外にもまだ知られない山間の一都邑であるが、こゝでは日本に幾らもない民俗叢書の出版が、數年前から計畫せられ、又着々と實行せられて居る。地方の文化事業の中では、印刷が最も振はない一つであつた。明治の初年までは尙各藩時代の餘勢を受けて、見事な刻本を世に供したこともあるが、それが過ぎてしまふと忽ち火が消えたやうで、どんなつまらぬ案内記の類でも、大部分は東京の印刷所に頼むことになつた。まして一國の書として永く後年に保存すべきものに、地方の名を冠するなどは絶対に望み難いことに今はなつて居る。ところが常人の生活誌のやうに、資料も利用者も共に地方に在つて、しかも最初から需要が乏しく、時日を過ぐれば愈々貴重となるべき書籍の如きは、之を

中央の大量生産の機關に、托し得られる道理が無かつたので、僅かに運のよい一二の好事家が、雑誌新聞の斷片の中から、拾つて貯へて置くといふ様な情ない状態の下に、この重要な國風の推移期を、何等纏まつたる観察も無くして通り過ぎて來たのである。飯田が私の家と縁の淡い町であり、叢書が又別途の研究部門に屬する場合でも、尙この地方文化の解放運動に對しては、身に應じた聲援をせずには居られない。まして此事業の、半分は私の知りたいと思つて居ることを教へ、半分は特に我々の明かにしたいと念じて居た過去に、新たな側光を投げ掛けるものであつた。だから私は何の躊躇も無しに、悦んで下伊那郡の事業に加盟を約諾したのであるが、果してこの微々たる信州隨筆の一著が、その聲援の効果を奏するかどうかは實は甚だ心もとない。内にも外にも此仕事の完成に對して、まだ色々の難關があるからである。

柳田といふ家は今から二百七十年ほど前に、野州の東隅から殿様に隨從して南信へ入つて來た者の末である。代々子供が少なくて分家は一戸も無く、おまけに大半は江戸に出て住んで居た。現在の族員には、一人として國で生れた者は居ない。故郷といふ言葉の眞の意味を考へて見るのに、必ずしもかの山間の水を飲み、かの土産の穀物を以て身を養つて居たからと、いふのみでは無いらしい。私の家には新古さまざまの因縁があつて、人はひまも無く信州と來往し悉く此地方の言葉を理解し、又その言葉の負擔する感覺なり思想なりを、あらまは理解して居る。しかも其間には一部の利害の、固守しなければならぬものが無い故に、いつもこの巨大なる集團が、團として如何に歩んで居るかといふことを、やゝ遠くから顧念するより他の能は無かつたのである。昔も幾つか出て居る「信濃の家苞」とか、信濃漫録とかいふ記念の書と比べて、信州隨筆

がもし何物をか附加へて居るとすれば、それはたゞ私の家の立場、乃至は私かやゝ信州を理解して居る爲であつて、當代最も調實がられる愛郷心なるものゝ作用でないことだけは告白しなければならぬ。信州の學徒は文章講演を愛し、又表現の能に長じて居る。彼等もし志を立てるならば、縣外に柳田の如き者を五十人百人、作り上げることにはさう困難でない。たゞそれには先づ地方の文化事業を改造して、中央瞻望の弊を矯め、少しは信州以外の人も悦んで讀まうとするやうな、地方の文獻を守り立てなければならぬ。徒らに鄰家翁の歎賞を博して、能事了れりとするやうな郷土研究を揚棄してしまはなければ國は朗かにはならない。學問の本旨は要するに利他であり、郷土を研究の對象とすることも、今はまだ少しばかりふくれた利己主義に過ぎないからである。

(昭和十一年九月)

目次

自序

信濃柿のことなど……………一

しだれ桜の問題……………一七

信濃櫻の話……………三二

なんじやもんじやの樹……………四七

御頭の木……………五五

矢立の木……………一五

青へぼの木……………一三五

地梨と精靈……………一五二

眠流し考……………一七三

犬飼七夕譚……………三二一

『山郷風物誌』……………三三五

『木曾民謡集』……………三五二

新野の盆踊……………三五九

信州の出入口……………三六一

索引……………三八九

信濃柿のことなど

一

始めて私がシナノといふ言葉を學んだのは、四つの歳の秋であつたやうに思ふ。二番目の兄が相續して居る隣村の井上といふ家は醫者で、邸内にさまざまの變つた草木を栽ゑて居たが、其中に一本の小柿があつて、それを信濃柿といふものだと言へて教へてもらつたのである。信濃柿は實が小さくて細くて、色も形も美しい間は澁く、霜げて干からびる頃になつてやつと甘くなる。殆ど果樹とも謂へない程の植物ではあるが、小鳥と小兒には又別様の愛着があつた。私は永くこの一本の木を、忘れることが出来なかつたのである。それで今の砦村に移住して來た際にも、信州から小柿の苗を百本餘りも貰つて來て、自分の家の庭

小さな信濃柿

一

ばかりか、隣近所にも學校の庭にも、片端から植ゑてまはつて、ひたすら其成木を待つて居たことは、丸でかの猿蟹合戦の昔話の通りであつた。

但し今ある信州の小柿は、自分幼年の頃に見た信濃柿とは、全く同じ物とは言へない。こちらの普通は平柿の形であるに反して、五十數年前に播磨で見て居たのは、椎の實などよりもつと細長い形の長さ六七分のものであつた。しかも是をシナノガキと呼んだのは中國の一部だけでなく、近畿地方は一般にさうだから、先づは標準語と認めてもよからう。前代の本草學者たちは、漢名の君遷子を以て之に宛てゝ居る。それがこの長い方の一種だけのことか、はた双方を共に含むかは私は知らぬが、少なくとも今日の信濃の小柿をシナノガキで無いとは謂へぬやうに思ふ。さうして自分などは右の二種の併存して居ることが、此植物の山中の野生から、次第に人家庭前の觀賞に入つて來た、歴史を語つて居るやうにも感じて居る。足利期の文學には、柿系圖といふ一篇の戯文があつて、新編御伽草紙の中にも採録せられて居る。柿の進化は既に中世に始つて居るのだが、その現今の如き

驚くべき大改良は、多く明治以來の事業であつた。さうして信州には、今も尙甘柿の在來種が保存せられ、其中には鎧通しと呼べる、類の細長く尖つたものと、妙丹などといふ中高の平柿とが、連綿として山の小柿の二系統の、分かれて發達して來た經路を跡づけさせて居るのである。

この澁く且つ愛らしい小柿が、如何にして近畿中國の府縣へ出て行き、しかも信濃柿の名を以て永く記憶せられることになつたかは、私には必ずしも小さな問題では無いやうに考へられる。移植は假に持つて行く人々の趣味に由るとしても、其以前是が既に本の地に普通でなかつたならば、名前までを副へて運搬せられることはなかつたらう、信州が與へる國であつたといふことは、即ち又内に充ち溢れて居たことを意味する。是には此地方の澁の工業の、埋もれたる久しい歴史が考へられるのである。信州人が自分の郷土の過去を考へて見ようとするときに、單なる自分達の持つて居る舊記古文書の虫干しのみを以て、能事了れりとなす能はざる理由も爰に存する。

近頃私は足利期の京都人の、二三の記録を読んで居て、偶然に信濃櫻といふ植物の盛んに移植せられ、又愛玩せられて居ることに心づいた。信濃梅といふ名は今も折々聴くが、信濃櫻の方は既に忘れられて居る。是が或時代の貴族武將の家に於て、斯くももてはやされた理由はどこに在つたらうか。其花其木ぶりには如何なる特徴があり、又何人がそれを信濃人の文化から取傳へて、中央の一つの社會相を作り上げるに至つたのか。物が直接に食べたり着たりするもので無いだけに、此分布には一層の意義が有るやうに思はれる。信州の春の風景の美しい一つの姿として、私は曾て年経たる枝垂櫻の到る處に多いことを説いた。是が今日まで保存せられて居る動機には、單なる詩歌人の風流以上に、別に宗教的なる何物かあつたらしいことは、ほゞ我々には明かになつて居る。一方に日本の庭園藝術にも、庭師の全く説明し得ない色々の古い約束が有るのは、其起源がやはり是と同様に常民の信仰に根ざして居ることを語るものである。故にもし私が想像して居る如く、京都中世の日記類の所謂信濃櫻が、實はあの清くあでやかなる信州の垂絲櫻であつたとするな

らば、當然に誰が此花を遠くこの山國から、運んで都に送つたらうかといふことが問題になるので、是に答へることも亦一つの、可なり大切な諸君の事業なのである。

二

今までの學者の中には、文化は單に優劣二種の種族の接觸の結果、當然に一から他に傳播するものゝ如く、説かうとする人もあつたが、私たちは少なくとも其様な荒つぽい推斷を承認することが出来ない。もしもそんなことが可能ならば、現在の如き國々の生活風習の、複雑なる異動は無い筈である。新舊の文化は個々の社會毎に、それ〴〵違つた配合を見せて居る。二族の間には獨り優劣の勝負があつただけで無く、個々の傳播には互に條件があり、又選擇を伴なうて居たのである。それ故にこそたゞ一地方の花なり、柿の實なりが、出で、或土地或時代の、物の名を支配することにもなつたのである。

或は我々日本人が、特に異郷の産物を好み、且つ其出處をゆかしがる氣風を、餘分に具

へて居たとは言へるかも知れぬが、それにしたところで與ふる者が無いならば、空虚から痕跡を残すことは出来るわけが無い。さうして信州が曾て縣外に供給して居たものは、ただに若干の草木や工藝品のみに止まらず、尙他の遙かに重要にして且つ意外なるものが幾つかあつた。江戸で田舎者をオシナと謂つた方言なども、實は信濃者といふ語から作つた新語であつて、前代に此地方が許多の出稼労働者を、この新米の都市に送つて居た名残である。寒い山村の冬中の努力ほど、剩つて溢れて流れ出し易いものは無かつたのである。それから又シナノミコ（信濃巫）といふ言葉も、少なくとも江戸期の關東地方ではよく知られて居た。其生活記録は切れくながら残つて居る。是も前にいふ信濃柿と同様に、却つて原産地に於ては、其事實を知らぬ人が多かつたが、信濃から出もしないものを、誰が其様に呼んで承知するだらうか。否それ以上にも明白な路筋が知られて居るのである。

信濃巫の近世の根據地は、小縣郡の禰津村であつて、今ではその最後の家さへ絶えてしまつたが、以前はもう少し汎い區域に亘つて、この職業の者を全國へ送り出して居たやう

に思はれる。上方あたりでも、稀には信濃みこといふ語を聞くこともあつたが、通例はこれに代る名稱として、縣巫あがたみこ又はアガタといふ語を用ゐて居た。さうして私は此アガタも亦小縣郡などの「縣」で、即ち諏訪の神領の意味であつたらうと思ふ。根津神平が鷹つかひの傳説などを思ひ合せると、少なくとも小縣郡の所謂ノウウが諏訪大明神の信仰と關係が有つたことは、ほゞ之を疑ふことが出来ぬのである。彼等の職掌にも時代の變化はあつて近世は専ら個々の民家の爲に、其家に屬する死靈のみの口を寄せて居たやうだが、旅をする巫女たちには、是は寧ろ不向きな仕事であつた。土地に其役目を勤める者が無くなり、一方には彼等在來の本業が輕んぜられた結果、自然にこちらへ轉向して來ただけで、以前は多分諏訪の御社の靈驗を説き、其神宣を傳達することが目的であつたらうかと思ふ。尤も此點に就いては、まだ確かな直接の證據は無いから、強ひて此假定を主張する考へも持たぬが、彼等で無ければ他には輸送した者が無ささうに思はれる二つの大いなるものが、現在は亦弘く全日本に行はれて居るのである。

三

其一つは何人も知つて居る諏訪大明神の信仰、是は信州の興へたる最も大いなるものであつた。北は奥州の南部津輕の果から、南は九州の長崎にも鹿兒島にも、何れも諏訪様の立派な御社がある。關東東國に分布する諏訪神社も、小さいのまで入れると恐らくは千を越えて居る。是は我國の神道史の、未だ注意せられざりし一大特色であつた。延喜式の三千何百といふ諸州官知の御社は、その一つ／＼が土地で祭り始めた神々であるに反して、今ある全國の鎮守は九割までが移住神である。古いところでは東國の宗像神社、それに次いで熊野八幡白山秋葉等、京都以外の御社の神々も、遠い國にまで齋祀むかひられて居る。社記には大抵は領主が之を勸請したることになつて居て、實際は多くは託宣の奇瑞に基づいて居た。神の口寄せをする任務の、此間に於て非常に重要であつたことが考へられ、是とその名をもつ土地から出た女の旅人との、關係も亦推測せられるので、諏訪は唯その多く

の例の一つといふに過ぎぬのであるが、是にも其信仰の各地方に於ける相異から、注意して比較を進めて行けば、追々にその宣教の時代の推移と順序とを、見つけ出すことが出来るやうに私は思つて居る。

第二の輸出品は信州の民間文藝である。其内容から判断して、信濃より以外の土地では産し得ないものが、弘く日本の全版圖に行はれ、又後代の文學を培つて居るのである。其中で今日比較的よく判つて居るものは、やはり又諏訪明神の御縁起であつた。甲賀三郎といふ英雄が、大蛇の姿になつて地中を永い間旅行してあるいた話である。最近十年の間に私が目に觸れたものは、現に信州人の家に保存せられたものだけが、十種に近くも有つた。其筆寫の年代は上は天正年間から、近くは明治に入つて出来たかと思ふものまで、四百年足らずに互つて居るが、大體の筋は皆同じで、たゞ文句だけが一つ／＼稍違つて居る。乃ち口移しに暗誦記憶せられて居た證據である。これと南北朝期の終りに、漢字を以て書かれた安居院神道集の諏訪明神御事とが、著しい詳略の差はあつても、要點と叙述順序に於

て共に一致して居るのは、私にとつては大いなる興味である。といふわけは此一篇の語りごとは、近江大岡寺だいざいじの觀世音の信仰を中心としたもので、甲賀三郎といふ名前も是から起り、つまりは縣外に於ける加工品であつたにも拘らず、それが再び原産地へ逆輸入せられて、土地で大きくなつたものゝやうに、信州の人々には考へられて居たからである。京都地方に留まつた甲賀三郎は、後には淨瑠璃の詞曲にもなつて居るが、此方は信州の語りものに蓼科山と謂つて居る處を、若狭國の高懸山と變へてあつて、亦中途からの一つの分歧の例を示して居る。短い時間では説明することは六つかしいが、兎に角に諏訪の根原を述べた一つの物語は遠く漂泊し、又幾度と無く故郷の信州に還つて來て居るのである。

それから又御伽草子の物草太郎、これも穂高明神の御本地を説いて居る故に、其文中に所謂「つかまの郡あたらし村」が、他所でこしらへた固有名詞で無いことを知るのである。但し現在書冊の形を以て保存せられて居るものは、既に文學化し又あまりにも笑話化して居る。當初信州の田舎から持つて出たものは、どの部分が其中に残り、どの部分が新たに

潤飾せられたのかといふことは、僅かな比較研究で辨別し得られる。なまけて寝てばかり居た若者が、其實は素性の至つて貴とく、且つ後々大いに立身すべき非凡兒であつたといふこと、此點は世界の桃太郎系説話の最も普通なる一つの型であつて、それが又信州にも別に古くから行はれて居たことは、北信では小縣郡産川上流の小泉村に於て、蛇體を母として生れた小泉小太郎の口碑、又安曇の方では信ノ宮の信太郎が、睡つて居る間に大蛇になつたといふ話など、何れも物臭太郎とは無關係に、其痕跡を今に留めて居る。さうして此點は又一方に於て、諏訪の縁起の甲賀三郎とも縁を引いて居るのである。この説話の改造と運搬とに、中世の信濃巫が參與したといふことには、勿論記録の證據などは無い。しかもそれを他の方面から段々と證明して行くことは、興味ある事業であるのみならず、假に又さうで無いといふことが後に明かになつたとしても、然らば何人であつたかといふことが、やはり一つの珍らしい研究問題になるのである。

四

北信の信濃巫たちは、後追々に善光寺の勢力に、引付けられたものが多い様である。諏訪様と善光寺さんは仲が悪いなどいふ俗説は、神と佛との争ひでなかつたことは固よりで、言はゞ是に屬する者の二派になつたことを意味するのである。善光寺の信仰にも巫女は關係して居た。中世の文學に痕を留むる山姥の舞の如きも、信州の又一つの名物であつた。是がこの大寺に屬した一種の女性の舞であつたことは、百魔山姥といふ語が之を推測せしめる。謡曲の中で失うた子を尋ねる物狂ひの舞は、三井寺・櫻川・隅田川その他數多くあるが、百魔といふのが中でも古い形であるやうに思はれる。奈良の舞女であると傳へられる百萬といふ婦人が、愛兒を失つて捜しまはつて居るうちに、嵯峨の釋迦堂の大念佛會の日に、群衆の中で舞ひ狂つて居て、測らず親子の再會をしたといふので、別に形の是とよく似たものが、信濃善光寺に就いても二つまで語り傳へられて居るのだから、山姥の

百魔といふことも多分其舞から出た名であらうと私は想つて居る。更級郡の新長谷寺に伴なふ白介翁の相撲に勝つた説話、又は小泉八雲の「怪談」に出て居ると同じ型の鬼に座頭が耳を切取られた話が、會呂利物語にはやはり善光寺内の或比丘尼寺の出來事として傳へられて居るが如き、是等は私のいふ男話、即ち座頭か物語法師かの作もしくは藝に屬するやうであるが、それとは別に尙一種の巫女の舞の、此御寺の信仰を宣傳した者は居たらしいのである。

日本の民間文藝の今日までの發展に、信州が寄與貢獻した部分は小さくは無かつたと思はれる。それを空なる想像説とせず行く行く確かめて見る途は他には無い。つまり一度は門外に立出ること數歩、ふり返つて我庭の信濃櫻や信濃柿を、眺めるやうな態度を採らなければならぬのである。信州の郷土史料が悉くこの一圍ひの山嶺の内側に、取籠められて居るやうに考へるのは誤りである。諸君の郷土内の調査も恐らくは又新たに、多くの知識を全國に與へることではあらうが、信州も亦外から澤山の暗示と解釋とを導いて來る必

要があるのである。知識の交易と相互援助は、我々の見る所では、何よりも大切な郷土研究の要件だと思ふ。今日の如き割據的の作業だけによつて、尙當然に判明するやうな簡単な事柄だけならば、強ひて人に教へようとせずともよろしい。一方に是ほど際限も無く生れて来る文化史上の問題、入つて行けば行くほど益々痛切に感じられる色々の疑ひを前に置いて、もう是を郷土の教育に應用しようとする事は、餘りなる早手まはし、と言はんよりも寧ろ無責任である。今回の信州民俗講座が、回を重ねる毎に愈々問題を多端にし、しかも疑惑を濃厚にし、且つその解釋の要求を熱烈ならしめるであらうことは、私たちが見れば最も慶賀すべき兆候である。是より新たに生れんとする問ひの學問が、今まで流行して居た答への學問に、取つて替らうとする境目になつて居るやうに思ふ。郷人が耳を傾けて聽かんことを欲するや否やをも考へて見ずに、ひたすら自分等のよく知つて居ることのみを、人の耳をつかまへて説き教へてやらうとするやうな舊式の博學は、少なくとも多忙なる實際生活をする人々から、斯ういふ際を機會として、もうそろ／＼振棄てられて

もよい時代である。

(長野放送局放送 昭和七年十一月八日)

しだれ櫻の問題

一

昭和五年四月のたしか二十六日、東筑摩の和田村を通つて見ると、廣い耕地のところどころに、古木の枝垂櫻があつて美しく咲き亂れて居る。近年野を開いたらうと思ふ島の地界などで、庭園の跡とも見え、妙な處に櫻が有るといふと、同行の矢ヶ崎君は曰く、以前はもつと古いのがまだ方々に在つた。さうして墓地であつたかと思ふ處が多いといふことである。私には是は全く始めての経験であつた。

それから洗馬せまの村に行つて見ると、爰では東漸寺の門頭に一本の老樹が花盛りであつた。檀家に死人のある前兆に、梢に提灯が點つたといふ傳説の木である。其外にも尙一二本の

やゝ若いのがあつただけで無く、寺にしだれ櫻のある例ならば、何村にも何々寺にもと、居合せた人々が指を折つて列挙する。なるほど是は注意して見なければならぬと思つた。私の記憶するしだれ櫻はさう多くないが、仙臺以北の庭櫻は、普通にしだれて居るのだから別として、其他は寺に屬したものが多かつた。ある年丹波の福知山の奥をあるいて見ると、小山の頂上に近く寺があつて、それを取圍んで十數本の木が花盛りであつた。山を越えて播磨の多可郡に入つて見ても、やはり此木の目につく處は皆寺であつた。此頃の小學校でこそ競うて栽ゑるが、櫻は全體に民家の樹では無かつたやうで、たま／＼里中に在るといへば、大抵は堂なり祠なりの傍である。私の生れた家なども明治の十四五年頃に、始めて糸櫻の若木を移植したが、百二十戸の部落でそれが最初の櫻であつたのみならず、今でも此他にはさう多くは見かけないのである。櫻は必ず山に咲いて居るものといふ感じは、村に育つた者ならば皆持つて居たかと思ふ。

寺にしだれ櫻の有名なものがある例は、先づ京では祇園の長樂寺の夜櫻、東京では上野

の観音堂の秋色櫻がある。さういふ名木が幾らほどあるものか、又反對の場合はどの位あるか。殊に信州に於ては之に伴ふ言ひ傳へと共に、今後精確に其所在を記録して見たいものである。勿論これはまだ頼り無い假定であるが、事によると靈場殊に死者を祭る場處に、是非ともしだれた木を栽ゑなければならぬ理由が、前代にはあつたことを意味するのかも知れぬ。本來山野に生えて居て、伐り残されて自然に残るやうな種類の木で無いだけに、一層最初から人間の意思が加はつて居たやうに思はれるのである。

一一

是と必ず比較をして見なければならぬものは、千曲之眞砂附録などに見えて居る天狗の枝垂栗の記事である。筑摩と伊那との郡境・南小野の三分村の三分峠の麓に、天狗の林といふ林があつて、木は一本も残らずこの栗の木であつた。枝は柳か糸櫻の如く靜かにしだれ、地に届くばかり栗の實がなる。天狗の栗と稱して其實を取る者無く、たゞ地に落ちた

るは拾ふと誌してある。是は百八十年前の寶曆初年の事實だから、多分同じ木同じ土地ではあるまいが、今でもあの邊には此木の多い處があるといふことである。さうして信州では必ずしもさう珍しい木では無かつたらしい。たとへば和田峠の西の餅屋から、僅か諏訪の方へ降つた處にも二本あつた。大田南畝の享和二年の紀行に、左の岨そに栗の木の枝を垂れて、垂絲海棠の如く見ゆる木二もとあり。こはいかなる木と問へば栗の木なり。昔より天狗の休み所と謂ひならはして、かくの如くしだれたりといふとある。是も百二十年餘になるから現在はいふ無いかも知れぬが、處をかへて同じ言ひ傳へは残つて居らぬとも限らぬ。此地方の諸君に、是から注意してもらふべき問題である。

栗と櫻と二つの類例の相異點は、一方は天狗様に對する崇信、他は普通に死靈と結び付いて居たらしいことだが、峠の神の起原には、路に死したる旅人を祀つた例も多かつた。永い年月の間にはさういふ不幸な旅客も相應にあり、もしくは時々の恠異を其種の亡靈の行爲と、解する理由が出来て居たと見えて、峠の塚や石塔にはさういふ遺跡が多い。山の

中だから山の神だと思ふ混同は起りがちであつたらう。しかも一方には精靈が樹に依るといふ信仰は、よほど古くから廣汎な區域に及んで居たのだから、必ずしも直接の關係は無く、双方別々に斯ういふ習俗は發達し、又は殘留したとも考へられぬことはない。何にもせよ墓所や寺の庭にしだれ櫻のあること、山で天狗の木といふのがしだれ栗であつたこと、假にこの二つの現象はもつと遠方の地に離れてあつても、尙根原に何等かの共通するものがあることを、想像させずには置かぬやうに思ふ。

習俗といふ語を爰に使ふことは、まだ少しく早いやうであるが、わざ／＼實を播き移植しなくとも、自然にある木を伐り殘し、もしくは戒めて手を觸れぬやうにするのも人の意思である。それだけの所謂不行爲が若し無かつたら、峠の傍にしだれ栗は生ひ立たなかつたわけである。神木の成長に就いては以前に書いて見たものもあるが、最初一度は必ず徴たる若木の、特別の待遇といふことがあつたのである。記念植樹の場合で無くとも、是だけは大切に置かうといふ氣になるのには、何か十分なる理由が無くてはならなかつ

た。私は諸國の夫婦松めづとまつや三本杉といふ類の名木は、何れもそれ自身に保存せらるべき性質を具へて居たものと考へるのだが、其以外にも「捻れ木」と謂つて二木の幹のからみ合つたもの、「日通し」と稱して南北二股に分かれた木などは、何か隠れたる神意の下にさうして置かれるものと解して鎌斧を當てなかつたのである。さういふ畸形も列挙すればまだ澤山にあらうが、其中でも最も普通であつたのは、この枝垂栗の類であつた。勿論枝葉の空を指すのを常とする植物が、垂れて居る故に靈異と感ぜられたので、其爲に各地の逆さ杉逆さ銀杏や逆さ竹は七不思議にも算へられた。櫛や椎の木などの中にも、しだれて居る故に保存せられたものも稀には有るやうだが、何と言つても最も數多くあつたのは松の木である。笠松又は傘松の名は有つても無くても、山野に孤存する多くの神様松は笠形であつた。さうして星降りの松とか影向の松とか、現實に神靈の此木を梯として空より降つたことを、傳へ説く例も多かつたのである。栗のしだれ木なども是と同様に、特に常性に反してそれだけが下に垂れて居ると、乃ち山鬼の來り憩ふべき豫定席と認めて、手を觸れ實を

落すことを忌み憚つたといふのは、要するにすべて昔の人達の、精靈の行動に關する特殊なる考へ方の結果と認められる。それから推して行けば、墓地や行旅死亡者を埋めた場處を標示すべく、特に枝垂れた櫻の若木を持つて來て栽ゑたといふことも、單に其土地が常用に供すべからざる一區劃なることを人に知らしめる目的以外に、人間の魂魄も亦蒼空を通つて、祭られに來るものと信じて居た痕跡とも想像し得られるので、つまりは此一現象がさう小さな遊び半分の、どうでもよい問題でなかつたことを意味するのである。私は兎角つまらぬ事を大きく見ようとする癖があると言はれて居るが、この問題などは初めから決して小さくは無かつた。幽靈がきまつて柳の木の下に出るといふことなども、實は六つかしい問題であつた。それを柳の木は何だか凄味があるから、ちやうどよく幽靈と調和するのだなど、言つて済まして居る人が多い。そんなら何故にしだれた柳が物凄く感じられるかと問ふと、又幽靈が屢々其下に現れるからとでも答へるだらう。それでは問題はぐるぐる廻りだ。其方がよつぽどをかしい。

三

それよりも自分たちが元へ遡つて考へて見たいのは、何故にしだれ櫻の花は艶にやさしく、三階松の緑はけだかく清々しく、我々の眼に映することになかつたかといふ最初の理由である。能や三番叟の舞臺の正面には、必ずこの枝垂れたる松の木を描くことになつて居るが、それは前代の神降し行事が、必ず面白い舞の形を以て行はれたことを、語るもので無くて何であらう。人は此等の舞の藝を、單なる悦樂の用に供するやうになつても、尙背景に斯ういふ老松の姿を見ぬと、刺戟と昂奮とは完全であり得なかつたのである。近代の人家の林泉の楽しみなども、たゞ任意の天然の一斷片を切つて取入れようとしたのでは無かつた。是非とも中央に枝の垂れたる一本の心木しんぎを要し、それが又普通は松であつて、其下には表の平らな石をあしらふことになつて居る。石は其數が法則として三つで、一つは凭り一つは足を置き、中の一つは腰をおろすやうに高低があつたのも、多分は神を祭つ

た日の光景を留むるもので、果して其側には清き泉が流れ、又は靜かなる池が湛へて居た。即ち庭園藝術の鑑賞にも、同じく亦それに先だつて、我々の美にあこがれる心はあつたのである。庭は或土地の方言ではロヂと謂つて居る。ロヂは露地とも書いてどうしてさういふかを解し得ないが、ツボは即ち又ツボニハとも謂ふから、圍はれたるニハの意に相違ない。ニハは本來は作業場といふことである。主としては農作物の加工や衣食調製の爲に用ゐられるが、其一部分だけは之を區劃して、今一種の特別な作業即ち季節毎に神を迎へる場として居たのである。春の始めに御松を迎へて來ることも、坪に老松を栽ゑ門に垂柳を靡かしたのと、本の心は一つであつたと考へられる。たゞ一方は臨時であるだけに次第に略式にもなつたが、他の一方は常設の靈場である故に、出来る限り姿のけだかい木を好んで、家の誇りを示し頼みを掛けて居たのであつた。庭に栽ゑる木と栽ゑない木の種類も改めてもう一度此意味を以て見直すべきである。梅とか柘榴とかいふ唐様の木は除いて、大體になり果物の木は坪庭には入れられなかつた。是にも所謂「みならぬ木」の信仰など

があつて、神に占められるには適しなかつた爲かと思ふ。葡萄はなり下るなど、謂つて、蔓物も亦忌まれて居た。此方は反對に餘りにも其光景が物々しい故に、叨りに是を生ひ茂らしむることが出来なかつたのではあるまいか。松に藤波の咲きかゝる風情は、繪巻物によく見えて居る貴人の家の春の楽しみではあつたが、村里では只神の森、若しくは古塚の上などに之を見るだけで、尋常の民家には、稍高尙過ぎて居たやうである。

最後にしだれ櫻の問題には今一つ、自分のまだ明かにし得ないものが残つて居る。それはどこから其若木を得、何人がそれを郊野に栽ゑ始めたらうかといふことである。是が幸ひに答へ得る時が来れば、和田村などの歴史も又著しく其興味を加へるに相違ない。といふわけは習俗は前代住民の生活の反映に他ならぬからである。前にも言つた如く、東北地方の櫻は、しだれて花の色の艶に美しいものが多い。私の家にも吉野作造氏から貰つた仙臺のしだれ櫻を三本栽ゑて見たが、一本は枯れて他の二本もまだ咲かない。櫻には殊に土地の特色が多く、勿論次第に傳播しては行くが、尙行く先々で少しづつ性質が變るらしい。

筑摩高原のしだれ櫻が、本來どの方面の種であつたかは、植物學者が今に之を發見してくれるであらう。さうすれば習俗の起りについても、少しづつ見當は出來て來るわけである。日本人の生活技術、又人生の觀照態度には、勿論大なる共通點はあるのだが、しかも家々門黨は其中に於て出來るだけ異を立て特長を發揮しようとして居た。傳記と傳説とはすべて其努力の痕であつたが、尙無意識にも色々のものを残して居る。例へば美濃には土岐の一族の如く、桔梗を紋所とする者が繁榮して居た。此花の蕾を精靈の宿りと考へて之を手につけて祭をする風習は、弘く此周圍の田舎に行はれて居たから、此家も亦特別に此花を重んじたことが察せられる。甲州の小笠原の松皮菱は、別に三目結ひの名もある故に、單なる染模様的一片からとも見られるか知らぬが、それでは餘りに選定の理由が輕微である。是などは或は三階松、即ち神の梯立としての枝垂松に、何か感動すべき奇瑞があつた結果、永く記念の家じるしとしたのかも知れぬのである。しかし松とか桔梗とかは、全國到る處にある植物だから、たま／＼特に之を紋所とする家筋があつても、唯以前其信

仰が其故土にもあつたことを語るに過ぎないが、垂絲櫻の方は培養變種かと思はれる故に是によつて時代も確かめられ更に其傳來の路筋も分かつて來る希望がある。其上に現に遺物は存し、又幽かながらも口碑の之に伴なふものがあるのである。斯ういふ事實こそ空々に看過ぐさぬ方が本當だと思ふ。そこで民族心理の學問の爲に、次の三つの質問を掲げて是を將來の研究者に引繼いで置かうと思ふ。

- 一、しだれ櫻の老木を見られたことは無いか
- 二、もし有るならばその場所はどんな地形であつたか
- 三、其木には名は無かつたか、何か此木に伴なふ口碑の類は無かつたか

(郷土二卷一號 昭和五年一〇月)

(附記) 寺に枝垂櫻を栽ゑた例、信州では東筑摩郡諏訪郡になほ十數處あることを「郷土」一巻二號に藤野小口酒井の諸君詳しく報ぜられ、又備中でも都窪郡輕部の乳

の神の神木垂乳根櫻、老木のしだれ櫻なる由、桂又三郎君報告せられた。駿國雜誌卷二六には安倍郡中にも寺に名木の垂櫻あるものを四處、又淺間神社の廻廊の左右にもあり、牛妻村光明寺の境内にはしだれ栗があると出て居る。松崎慊堂の慊堂日歴、文政九年二月二日の條を見ると、江戸でも廣尾の光林寺や鳴子の成願寺などに垂櫻が花盛りであつたとある。今でもまだ捜せば方々にあることと思ふ。徳島縣老木名木誌にも社寺や古塚の傍に年經たる垂櫻のある例を幾つか舉げて居るから、此樹を靈地に栽ゑる風習を、信州獨特のものゝ如く見ることは許されない、たゞ中世の日記に信濃櫻とあるものが、しだれ櫻であつたことが確かめられた場合に、始めて是が信州の問題になるのである。信濃櫻の記事は、後法興院日記明應七年九月廿一日、同十年二月十九日以後等の條に、たび／＼移植献上分配のことが見えて居る。一度かゝつて細かく他の日記類をも捜して見ようとして未だ果さない。白井秀雄の隨筆「しのゝはぐさ」には、信州から奥羽にかけてある英大にして淡紅なる八重と一重の櫻は、なでん(南殿)

の櫻といふ種類だと謂つて居る。是が京都へ移植せられた信濃の櫻だとすると、それは自分の注意して居る枝垂櫻ではないやうである。東筑摩の島内村などでは、田の畔などの閑地に櫻を多く栽ゑてあるのを、時々買ひに来る者があつて、枝を二尺ほどに切つて京都方面へ、今でも送り出して居ると池上喜作君は謂はれた。此櫻も枝垂でないやうである。上下伊那郡の野生枝垂栗は、その後天然記念物に指定せられ、その報告書が公刊せられて居る。其前後に河野齡藏翁から賜はつた鉢植の一本は、今私の家の園に根を下して、成長して一丈餘になつて居る。

信濃櫻の話

子供が桃や柿の芽生えを見つけて来て、庭の片隅に栽ゑて置くやうな心持で、棄てもせず忘れてもしまはず、時々来て見るといふ程度の問題が、私には十ばかりも有る。いつ實がなるといふ當ては無いが、是でもたゞの野生とはちがつて、僅かながら人間の意圖が籠つて居る。誰かゞ引取つて育て、くれるまで、目じるしの棒でも立て、置かうといふだけのもの、是はその一つである。

十年ほど前に世に出した信州隨筆といふ本の中に、私はしだれ櫻の大きなのが信州に多いといふことを書いた。しかしそれから氣を付けて見ると、それは決して爰だけには限ら

す、少なくとも京都から東では諸處方々に老木のしだれがあり、その在り處も神社佛閣、その他靈地と謂つてよいやうな場所が多いことは、信州とあまりかはりが無い。たとへば近頃讀んで見た駿國雜誌でも、静岡附近には名木の絲櫻がある寺院が幾つもあり、江戸でも上野の護國院、芝の増上寺を始めとし、大きなしだれ櫻のあつたといふ寺が、六七ヶ所も列擧せられて居た。これ等は大抵はもう滅失して居るやうだが、最近に私の行つて見た多摩川對岸の、乞田コツタの吉祥院の門の傍に在るのなどは、高さ五六丈もあるかと思ふ見事な大木で、しかも些しも老朽ちては居なかつた。残念なことには、ちやうど花の盛りに逢ふといふことが少ないので、たゞしだれと謂つても同じ種類のものか、否かといふことを確かめることが出来ない。この點が先づ氣になるので、まだ進んで分布の道筋を尋ねて見ようとする勇氣が起らなかつたのである。

しかしたゞ伐り残されてそこに在るといふだけのものとしては、餘りにも其場所がきまつて居り、又枝ぶりや種の姿の特色が著し過ぎる。やはり何處かに元木があり、接木取木

の法があり、又は種を拾ひ實生を育てる手數があり、之を遠近に運ぶ勞働があつて、今のやうに弘い地域に行渡つたものと想像せられる。信州で始めてこの花に私が心づいたといふことは偶然に過ぎないけれども、外からわざ／＼この山國へ、持込んだといふ場合は考へにくいから、或はひよつとすると原産地といふべきものが、どこか此地方に有るのかも知れぬと思つて居た。ちやうどさういふ折柄に、圖らずも信濃櫻といふ名の花があることを私は知つたのである。それが果して信州で自分が見て居るあの大木のしだれ櫻と、同じ種類のものだつたかどうかといふことは、當然に問題にならずには居ない。さうして是もどうやら花のうつくしい、且つ見事に成長する絲櫻だつたらしいことが、少しづつ判つて來たのである。今でも信濃櫻といふ名を知つて居る人が、京都以外の地にも居るであらうか。此點を何とかして尋ねて見たいと念じ始めたのも其爲である。

始めてこの信濃櫻の名を見付けたのは、先年平泉澄氏等の手で校訂活刷した後法興院記近衛准后政家といふ人の、文正文龜年間（一四六六—一五〇三）の日記である。亂世にも

拘らず、珍らしく庭苑花木に関する記事の多い日記だが、一つには時代一般の趣味であり殊に蹴鞠が上流の間に流行して居たので、それに伴うていはゆる懸りの樹の好みが、枝垂れた柳や櫻の移植を促したのかと思ふ。先づ最初に文明十六年十月廿四日の條に、前庭植信乃櫻十木とあるが、是は其前年に家を新築した爲なので、舊い住居の方でも前庭櫻花盛開といふ記事が屢々見えるから、元來が花の多い家だつた。それから十五年ほどの後明應七年の九月にも、屏中門の外へ信濃櫻四五本を移植したとあり、更に同十年にも何本かの信濃櫻を、取寄せて栽ゑさせた記事が見え、是には鞠の家元の飛鳥井家の主人が參與して居る。鞠の庭の周圍であつたかどうかは明かでないが、ともかくもこの家には櫻が多く、それが信濃櫻といふ種類のものだつたことだけは是で判るのである。

この木が確かにしだれ櫻であつたといふ證據は、單に同じ日記の中に、前庭の絲櫻といふ條が多いだけで無く、他にもまだ幾つか求められると思ふ。たとへば江戸期も終りに近くなつて、或京都人の書いた「思ひのまゝの記」といふ隨筆が、隨筆大成の一輯卷七に出て居るが、其中には次のやうな一條がある。

近衛殿庭前の絲櫻は有名の樹なり。その枝垂れて地に付く。官地となりしより培養無ければ中央まで枯れたり、惜むべし。往古の近衛殿の絲櫻といひしは、寺ノ内の南、御靈圖子の別邸の絲櫻のこと也。家記に信濃櫻數樹を植ゑられし由見えたり。

この家記といふのは、前に擧げた政家の日記かも知れぬが、或は其前後の家長たちの書いたものにも、この事が出て居ないとは限らぬ。段々に探して行く手が、よりは有ると思ふ。何れにもせよ、京都の故老にはこの櫻を知る者は少なからず、たゞ邸宅が折々移つた爲に幾分か言ひ傳へが區々になつて居たのであるが、それも京都坊目考などには詳しく考へてある筈である。之に就いて思ひ合されることは、芭蕉の七部集の「冬の日」の第一歌仙に隣さかしき町におり居る

二の尻に近衛の花の盛り聞く

蝶はむぐらにとばかり鼻かむ

といふ一續きがあるが、この近衛の花といふのも、やはり信濃櫻の傳來を、うすく知つて居た者の言葉であつたと思はれる。

しかもその名稱がたゞ僅かな人だけの、勝手に付けたもので無いことも證據があるのである。伏見宮家の古い御日記、看聞御記といふものは是も活字になつて居て、不思議に市井の話題に充ちた文献であるが、後に後崇光院の尊號を受けさせられたこの宮様も、植物が非常に御好きであつて庭作りの記事が多い。さうして其中にも一箇所、庭前の信濃櫻一本を仙洞へ進らせたといふことが出て居る。それは應永二十八年の十一月、即ち近衛家の十木移植といふ時から、六十三年も前の出來事なのである。五鳳集といふ詩集は今ちよつと年代をたしかめにくいだが、其中には細川典厩源公の庭の花盛りに開く、俗に謂ふ所の信濃櫻なるものも云々とあつて、庭下の白櫻千樹雪といふ詩の句を載せて居る。白櫻と云ふのは少しく私の豫想に反するが、それは必ずしも寫生では無いのかも知れない。次には亞槐集といふ歌の卷にも、侍従大納言實隆卿の許より、しなの櫻の返り花の枝に挿して、

待つけん人の見がたき宿なれや年に稀なる花咲にけり

の一首を贈られたといふことが出て居る。この實隆は日記の主近衛政家と同時代の人だがこの返り花は自分の家の木であらう。實隆公記も今日は活字になつて居るから、捜せばなほ若干の資料が出て來るかも知れぬ。たゞ暇が無いので私はまだ目を通して居ない。

畔田翠山の古名録には、信濃櫻の項があつて右の二つの詩歌集を引用して居るのだが、その他の幾つかの本草書、又は櫻品櫻譜といふ類の書に當つて見ても、どうも此名稱を掲げたものに出くはさない。言葉が追々と忘れられて來た爲といふことは争はれないが、それが此種類の木の少なくなり又は絶えたことを、意味するものではあるまいと私は考へて居る。植物には特に同じ例が多いかと思ふが、人はごく容易に知らぬ國の名を、やゝ珍しい種類のものに附けようとする。伊勢櫻や鎌倉櫻などの例でもわかるやうに、もとは彼地にしか無かつたものといふまでの精確なる意味ではなしに、寧ろその方角から持込んで來たものも、中には有るといふまであつたかも知れない。しかし少なくとも信濃櫻は、

やゝ尋常山野のものとなつた特色をもつて居る。どの部分までが培養愛育に基づき、どれだけが始めから具はつて居る性質かはきめ兼ねるにしても、そこに選擇があり一つの元木の繁植があつて、人に助けられて廣く旅行をしただけは考へられる。さうして別に他の地方を名のるものも無いとすれば、信州はやはりその故郷の一つとして、想定せられなければならぬのである。

人間ことに年を取つた者の旅行が、是から當分は六つかしくなるとすれば、花の寫生といふことが私たちに望ましくなる。植物學者の記述などは、あまりにも几帳面で、胸に描いて見ることも我々には出来ない。どうかさういふ畫に力を入れてくれるやうな、三熊花巖の如き同志を得たいと思つて居る。そこでやゝ閑談に傾くが此ついでにもう少し櫻の話をして見ると、二十三四年も前に、吉野作造君がわざわざ仙臺から取寄せたと謂つて、彼地の名物のしだれ櫻の苗木を二本贈られたのが、ちやうどこの窓の外に、こちらを向いて立つて居る。何度も引移したので發育は至つて悪く、それでも二三年前からぼつ／＼と

花を著けて、高さはもう二丈ほどになり、枝の端は地に付いて居る。仙臺にはこの木の見事なのが林を成す公園もあるので、之を仙臺の櫻と呼んで皆承知するが、考へて見ると歴史はまだ必ずしも明かにせられては居ない。茲へも或は最初京都などから、運んで來た篤志家があつたのでは無いか。調べて見る途はきつと有ると思ふ。吉野君がこの櫻の苗を贈られた因縁は、たしかその前の年の春の盛りに、一緒に山形の市に往つて講演をした時、旅館の樓上から見た隣の庭が、小さな櫻の林でちやうど満開であつた。花の美しさがよく似て居て、何れも若木であつたので誰にきゝたゞしもせず、我々は是を仙臺から來たものときめてしまつて居た。さうして自分の家にも栽ゑて見たいといふやうなことを、言つたのではないかと思ふ。花に産地の名を付けるといふことには、此程度の推定が多かつたのかも知れない。ところが近頃になつて始めて知つたことは、羽後の角館の士族町にあるいて見ると、殆ど屋敷毎に一二本の大木があつて、花は無い頃だつたが話の様子が、よほど仙臺のとよく似て居て、木の古さはあちらにも負けなかつた。單に樹齡によつて本家分

家をきめるならば、こちらから送つたとも言はれぬことも無いと思つた。乃ち共通の先祖といふものが、どうしても改めて考へられなければならぬのは、獨り信濃櫻の問題のみで無いのである。

物と名稱の離合、又その各箇の變轉といふことも無視することは出来ない。信濃櫻などはたゞさう謂はなくなつただけだが、場合によつては名は又名として別に行はれて居るものがある。是も今から十數年昔の春、對馬の北端の村をあるいて、山の櫻の盛りを賞したことがあるが、この木をタイサンボクと此土地では謂ふと聽いて、私はたゞ泰山府君の訛りであらうと速断して居た。ところが森口多里君の故郷、陸中水澤の「町の話」といふ本を讀んで見ると、五百里近くも隔てゝ爰にも同じ名の櫻があり、それが物だけは雙方別のやうに思はれた。怡顏齋櫻品などの記述に依ると、いはゆる泰山府君は虎の尾の一種なりとあつて、たしかに對州で私の見た山の櫻とは同じでない。従つて彼を是からの誤解と見ることが先づ疑はしいのである。古今要覽稿の櫻の部には、屋代弘賢の説として斯ういふ

ことを述べて居る。泰山府君はもと對馬より出た。彼島に於ては之を對山木と呼んで居る。宗對島守の息女、太田攝津守に嫁する時、この木を携へ來つて之を千駄木の別邸に栽ゑられた。仍て太田家では今もタイサンボクと呼んで居る。然るに櫻町中納言花の壽命を延べんが爲に、泰山府君の祭を營んだといふ故事に據つて、好事の輩が是にこの文字を宛てたのは、却つて後代の附會であらう云々。しかしそれならば元の種類は判つて居る筈なのに虎の尾見たやうなやゝ特徴の多い花に、此名が遷つて行つたのはどういふわけであらうか。或は事によると二つの名稱は、二度に生れたものが後になつて一つになつたのかも知れない。現に今でも泰山府君といふ櫻には、もう五つまでも變種があるといふことである。

信濃櫻の場合でも同じことだが、名稱はやはり一種の手がゝりといふに止め、重きを其點には置かぬやうに、物の異同といふことから流布と保存の理法を尋ねなければならぬと思ふ。是が文字を唯一に近い資料として、今まで進んで來た學問の改めらるべき點である。さうは言ひながらも我々の探究がともしればその古くさい方法に傾きやすいのは、問題の

中心をはつきりと見定めて、それへくと近よつて行くことによつて防ぎ得られる。假に京都で數百年以前から、信濃櫻といふ名で呼んで居た花が、今も信州で見られる老木の枝垂のことであり、北は奥羽の果までも分布して、愛賞せられて居たものもそれだつたと決しても、そこで止まつたのではたゞの博識で、記憶を勞するまでも無い小さな事實に過ぎない。私たちの問題にしなければならぬのは、何故に斯ういふ枝の垂れた絲櫻が、もとは限られたる一地域の産であり、後には弘く國中にもはやされるに至つたか。單なる珍奇をめぐる心より以外に、何かその背後に之を重く見なければならぬ、古來の感覺が有つたのではないかといふことである。私の一つの假定は、神靈が樹に依ること、大空を行くものが地上に降り來らんとするには、特に枝の垂れたる樹を擇むであらうと想像するのが、もとは普通であつたかといふことである。即ち幽靈を垂柳の蔭に思ひ合せるのと、同じ心持が櫻や栗の木の場合にも働いて居たのではないか。少なくとも今はさう思つてこの問題を注意して居る。

家の庭に又は蹴鞠の懸り木に、之を栽ゑるのは轉變であり、且つは一種の忘却とも考へられ、やはり一方の社や寺の前、その他靈地タツシヨといふべき處に限つたのが、田舎に古い感覺の取残される例かも知れない。乃ち都鄙年代の前後には依らぬのである。行脚隨筆といふ百數年前の紀行に、上州北甘樂郡下瀧村の慈眼寺に、古いたれ櫻の木のおつたことを記して居る。足利尊氏がこゝに來て此花を賞し、連歌の一座を興行したといふのはどうでもよろしいが、今でも村の人々は此地を冥土の往來の入口といひ、一つの洞穴をその口碑と結び付けて居る以外に、曾て亡靈が現はれて此櫻の花を見て來た者は、地獄の責苦を免れるであらうと、言つたといふことまで語り傳へて居る。花見が一つの祭の式であつた時代が、上世にはあつたらしいといふことが考へられる。

その最初の樹といふものが、枯れずに残つて居る筈はもう無いけれども、前には山野のさういふ木の在る處に、こちらから出かけて迎へ祭をしたものが、後々任意の靈場を設定するやうになつてからは、次第に枯木を育てたり、又は移植するやうな習はしを生じ、そ

れが又この一種の木の分布を、助けたものとも見られぬことは無い。原地をどこと指すことは出来ぬまでも、ともかくも今ある社や寺の創立よりも古く、又はそれとは縁の無い由来不明のいはゆる雑種地に、屢々しだれ櫻の老木を見るといふ地方ならば、曾てこの信仰習俗の行はれて居た遺跡と推定してよいのではなからうか。さうは概括していふことは出来ぬまでも、特に大きな樹があつたといふ記録は、注意すべきだと私は思つて居る。松屋筆記卷八十八に、次の様な記事があつて是は文政年間の事實である。曰く

益澤勾當話、信州飯田眞言宗普門院に、しだれ櫻六抱半の木、同近邊山本村、近藤登之助陣屋に、七かゝへのしだれ櫻あり。又高遠城には五かゝへの櫻あり、是はかば櫻かしだれ櫻か不詳云々

京都で伏見宮、近衛殿の庭の櫻などに比べると、どちらが年上だつたかは決し難いが、少なくとも前の二本の大木などは、其寺よりも陣屋よりも古くからのものであつた。それが自然の生木を伐り残したのでは無く、わざ／＼若木を移して來たものだつたとしても、

その趣意目的は恐らく京の二箇處と、全くちがつたものであつたらうと私は信じて居る。

(附記) 山宮考の中には書いて置かなかつたが、伊勢の山田の度會氏の山宮祭場には、泰山木といふ木があつて、そこで其祭をしたと二三の書に見える。その泰山木といふのはどんな樹であつたらうか。今はもう跡形もあるまいが、誰か覚えて居る人は無いかどうか。多分櫻の木をさう謂つたのではあるまいか。なほ如何にしてさういふ名が出来たか、自分にとつては好い参考になるのである。(二二・三・一二)

なんぢやもんぢやの樹

一

信州に感謝しなければならぬ私の第二の問題は、しだれ櫻に比べるとずつと古い歴史をもつて居る。自分はまだ二十歳の夏、友人と二人利根川の右岸を旅行して、利根川圖誌でお馴染の、香取郡神崎かみさきの「なんぢやもんぢやの木」を始めて見物した。始めてと言つてもそれから三十何年、折々あの御社の森の下を通るが實は再びは参拜して居ないので、どうして斯ういふ珍しい木の名が起つたかの疑問は、其時に抱いたまゝを持越して居たものである。青山の神宮外苑に在る同名の木が注意せられたのは、白井博士の最近の記述（史蹟名勝天然記念物五集九號）に依れば、明治三十六年の末のことだといふから、それから又

何年か後の話であつた。其際にも確か新聞に寫眞と詳しい記事が出て、自分は無論強い好奇心を起したのであつたが、まだこの二箇處の樹の異同を究めて見るには至らなかつた。此名稱が愈々深い意味を有つて居ると感じたのは、「信濃教育」の矢澤さんの報告を讀んでから後のことである。

下總神崎の「なんぢやもんぢや」の樹は、利根川圖誌には本草綱目載する所の山桂樹の類なりとある。高田與清の鹿島日記には年經たる大桂の木とあるが、二書はほゞ同じ頃に出來た本だから、知識のもとは一つであつたらうと思ふ。明治三十三年刊行の香取郡誌も尙之に由り、たゞ一説に薩摩地方にいふイヌクスといふ樹だといひ、又は普通のクスノキだとの説もあるといふことを、書添へて居るだけであつた。従うて此名稱の起りが、樹の種類とは全く關係が無いとまでは言ひ切れなかつた。ところが信州の類例が幾つと無く現れた結果、漸くのことそれが疑ひの無いことになつたのである。丁度其印象のまだ新しい頃に、自分は又常磐線の汽車の中で大學の川村清一教授と逢つて此話をしたことがあ

る。其折には川村氏も神崎の「なんぢやもんぢや」だけは、正しく通常のクスノキだと斷言せられた。それから後になつて、清宮秀堅翁の下總國式社考（神祇全書本）を讀んで見ると、是には明白に樟樹だと書いてあるのであつた。樟ならば房總三國に互つて、さう珍しいといふほどの樹でも無い。現に同じ香取郡でも府馬村の宇賀神社の境内にも一本古いのがあつてその大きさは却つて神崎社頭のものに優つて居るのである。なまじひに何の木だか分明せぬから斯ういふ名を付けたといふ説のある爲に、知りつゝもうっかりしたことは言へぬと、思つた者が多かつたらしいのである。

江戸の青山六道辻にあつたといふヒトツバタゴは、場處がよい爲に非常に高名になつて居るが、その樹齡は決して高くない。保存協會の報告（植物の部第五）にも見えて居る如く、幕末に此土地に住んで居た某本草家の庭上の樹として、若木を育成したのだらうといふ想定は恐らくは當つて居る。少なくとも此樹が尾張の山中に於て發見せられ、一つ葉タゴといふ和名を付與せられたのが、大よそ利根川圖誌や鹿島日記の世に出たのと同じ頃の

事であつて、それより前から江戸に知られて居たわけでも無いらしい。珍らしい木だから「なんぢやもんぢや」と呼ばうといふ考へは、事によると下總香取の方から、學んだものかも知れぬのである。神崎の樟樹は老木であつただけに、其名稱も亦近年のものでは無かつた。嬉遊笑覽（卷十二）に引用して居る俳諧葛藤は、多分元祿以前の著と思ふが、それには「下總かう崎の岸に舟を寄せ、なんぢやもんぢやの木を尋ねて」と端書して、

何若葉自問自答の郭公（倭と、まき）

といふ句を載せて居る。即ち江戸の文人には、其頃既にこの奇抜な名稱が注意せられて居たのである。新たに何かの珍木が出現した場合に、それに同じ名を借用したとしても不思議とは言はれぬ。但し我々の看過すべからざる一事は、笑覽の著者喜多村氏がこの後に附加へて「なんぢやもんぢやに二種あり、此にいふは樟木なり云々」と言ひ、別に今一種の同名の木があることを、既に知つて居たと思はれる點である。それが果して青山の六道辻の木、もしくは其親木であつた尾張山中のヒトツバタゴであつたのか。もしくは他に尙さ

ういふ類例を聞き知つて居たのかといふことが問題になるが、自分は後の方の推測に傾いて居る。今まで何人も心付かなかつたことだが、喜多村氏の家には信州から來て居た奉公人の中に、一人大さう話の種の多い者があつて、先生はそれから色々の材料を聞出して居ることが、此著述の處々に窺ひ得られる。たとへば今私の集めて居る瓜子姫とアマノジャクとの昔話なども、その若い信州人から教へて貰つたと言つて、小縣郡あたりに今も行はれて居るものと、同じ形の話を略記してある。斷定をするには勿論まだ早いが、或は「なんぢやもんぢや」の木の北信にもあつて、それが樟樹で無いことを既に知つて居たのでは無かつたらうか。假にさうだとすると民間傳承の學問が、新たに長野縣に起らんとするのにも、隠れた因縁はあつたのである。

二

「信濃教育」のなんぢやもんぢやの報告は、二回あつたやうに自分は思つて居たが、小池

直太郎君に調べて見て貰つたら、先づその一回分だけが手に入つた。今一つは別の雑誌であつたかも知れない。もう少し探して見ようと思ふ。矢澤氏の記述の出で居るのは、大正四年十一月號(三四九號)であつて、是にはたゞ三本の「なんぢやもんぢや」が擧げてある。其一つは南佐久郡大澤村の小學校の北の某寺にあるもの、樹種はトラノヲモミ一名ハリモミといふもので、火災に遭つて今は既に枯れて居るとある。第二は小縣郡鹽尻村の東方の山の頂上に在るもので、樹種はヤマエンジュ又フヂキとも謂ふものである。第三は上水内郡芋井村の名木神代櫻の少し下手の畠の中に在る樹、實は此地方でネレノキと謂ふアキニレの木であるのだが、奇妙な傳説が是には附いて居る。人が樺だといへば榎となり、榎だといへば又他の木となる。花咲くこと無くして實を結ぶ。俗に又「名無し木」とも謂ふとあるのは、殊に自分等の面白いと思ふ點である。どこの學校にも保存せられて居る雑誌だから、此以上に詳しくは引用しないが、我々にとつては是は誠に大切な記録であつた。神宮外苑のヒトツバタゴなどは違つて、珍らしいとは言つても兎に角に名があり、又其

名を知つて居る者があるのに、之を「なんぢやもんぢや」と呼ぶに至つたのは、別に理由が無くてはならぬ。さうして其理由は今はまだ不明なのである。是は尋ねて見る價值があると思ふ。

長野縣以外にも同じ名を持つ樹木が、まだ幾つもあるといふことを矢澤氏は注意をして居られる。たとへば常陸筑波山の「なんぢやもんぢや」はアブラチャンの木、上州新田廟に在るものは亦クスノキだとあるが、自分はまだ實物を見たことが無いのは勿論、以前何人によつてそれが報告せられて居るのかも知らない。此點も亦大いに感謝しなければならぬと思つて居る。但しなんぢやもんぢやの木、信州にはこの三本とある點だけは、あれから以後の十五六年間に、矢澤氏は勿論、他の諸君も訂正増補の必要を認めて居られるに相違ない。自分は早くそれが知りたいのである。自分の心づいて居るのは北安曇郡誌の一つ北城村蕨平區の觀音堂にある木で、是はまだ何の木だとも確かめられて居ない。單に三百五十年前に此堂建立の際奉仕の僧の栽ゑたものとあるばかりである。是だけ有る以上は必

す此以外にも何處かに有るか、又は有つたといふ話が記憶せられて居ると思ふ。今後は何とかしてもう少し注意して聞き出し、同時に其木の種類性質、是と土地の住民との関係を明かにしたいものである。私が最近に知つたのは、東京府下のしかも自分と同じ郡の一端、保谷村大字上保谷宇上宿、下田某といふ舊家の持つて居る桑畑の中に在るもので、高橋文太郎君が寫眞を取つて送つてくれた。現在あるものは以前の大木の後に芽生したもので、高さ僅か七八尺、三本の幹が根から岐れて立つて居る。なんぢやもんぢやと謂ふばかりで、古老に訊ねても樹名を知らぬが、素人目には樟か又はその一種かと思はれると高橋君は言つて居る。單に發育状態が悪いといふだけで若木では無いらしく、秋になると實が熟するといひ、又今から三十年も前に、此木の枝を伐つた爲疫病に犯されたといふ話もある。

それから今一本、やはり千葉縣の長生郡土睦村大字寺崎（舊稱勝見宿）の宿中にも一本あつたことが、房總志料續篇に見えて居る。其葉は槻に似て大なり。人その名を知る者無

し、依つて「なんぢやもんぢや」といふとあるが、八九十年前に此書の出來た時既に大木であつたといふから、斯ういふ往來の衝ではもう恐らくは保存せられても居るまい。しかし幸ひに残つて居たところで、單に其枝葉花實を検して見たばかりでは、どうして斯ういふ名が出來たかの解説は得難いといふことだけは、もう信州の實驗によつて判つて居るのである。今日知られて居る十箇所の「なんぢやもんぢや」に於て、少なくとも六つまでは互ひに縁も無い別々の樹であることが明かになつた。即ち之をさう唱へるに至つた最初の理由が、何か木の種類以外にあつたといふことを考へさせる一つの手掛りであつて、それが突留められると人類の命名行爲の法則、物に一つの言葉が附着するに至つた順序、即ち國語の歴史の今まで最も輕んぜられて居た部分が、是から追々に興味を引くこととなるかも知れぬのである。現在の物の名は大部分は符號であるけれども、單に之を他の物と差別する爲だけならば、さうは付けなかつたらうと思ふやうな、面倒な名が多く遺つて居る。其中でも殊に複雑なのは人の名であつたが、尙其他にも神の名や土地の名の如く、我

我が選定を鄭重にしたものはまだ幾つかある。佳い名悪い名が將來の幸福までを支配するといふ思想は、姓名哲學など稱して今日も横行して居る。過去の俗信なりと言つてしまふことも出来ない。それが會ては公共の問題であつた時代があつて、暗々裡に個人の種々なる提案の中から、取捨し撰擇する働きがもし社會に無かつたら、少なくとも各地の固有名詞などは斯うして確立し又流傳することが出来なかつた筈である。「なんぢやもんぢや」の木の名が始めて唱へられた時に、それが何人の耳にも成る程適當の名だと感じられたことは、たつた一本の香取神崎の實例からでも、之を想像することが自分たちには出来る。ましてこの山國の丸で異なつた樹の種類に、多分は偶然に同じ事實が現はれて居たとすれば、いよ／＼以て斯ういふ命名の風習が、一人や二人のやゝ事を好む者の思ひ付きから、出たもので無いことが察せられるのである。

三

此斷定は更に多くの資料の採集を待たなければならぬが、今ある記録だけからでも、尙若干の推測は下されぬことは無い。例へば上水内郡芋井村の「なんぢやもんぢや」が、一名を名無し木と謂つて居たのも一つの名であつた。是と同名の名木は越後の南蒲原郡、飯田の三千坊の大伽藍趾といふ地にもあつて、それは明かにアキニレの樹では無かつた。嵐溪史の記す所に依れば、園池に臨んで一大樹あり。土人其名を知らず、稱して没名樹ななしの木と云ふ。皮は銀杏に似、葉は椋に似たり。春候に至り極めて細微なる青白色の花を開く。或人の説に印度に産する銀木樹と稱し、護摩を焚くに用ゐる木なりといふ。枝幹崔嵬として宛然巨人の園池に對するが如し云々とある。ところが以前三千坊といふ大寺が爰に在り、黒鳥一平の亂に焼けたといふのも、實は一群の傳説に過ぎなかつた。従うてこの或人の説なるものも至つて心細いものである。恐らくは分類の學者に見てもらつたら、信州や美濃三河の「花の木」ぐらゐには、分布して居る木の老いたるものであつたかも知れない。「傳説の越後と佐渡」といふ書には、其木も今は枯れて無しとあるが、嵐溪史の方には現存して

居る様に書いて居る。兎に角に名無しの木と謂つた理由は、必ずしも何人も名を知らなかつた爲で無く、人が却つて有りふれた名を之に付與したくない爲に、斯ういふ名を付けて居たらしいのである。單に名を知らぬからさう呼ぶとならば、どこの山にも名無しの木は幾らもあり「なんぢやもんぢや」も多過ぎて困つた筈である。越後飯田の没名樹などは、三千坊の大釣鐘の池の底に沈んで居るのが、此木の梢に登れば明かに其姿を見られると言つて居り、或は幹を傷けたら血が流れたと言ひ、又は三千坊へ行かう／＼と泣いたといふ話もある。それ程著名な木だから、本名を知り又は付けようとすれば、昔とても決して不可能であつたわけは無い。言はゞ餘りにも貴い木であるが故に、諱んで常人に之を稱へしめまいとしたのであらうと思ふ。

是と同じ例は搜せば他の地方にもあるかと思ふ。宇井縫藏氏の紀州植物誌に依れば、紀三井寺の名木應同樹なるものも、この南海に面した山々には、決して珍らしくは無いタブの木（イヌグス）であつたが、此寺では開山上人が龍宮から貰つて來た七種の珍寶の一と

稱し、之を物々しく應同樹と呼んで居たが、同じ木の熊野古座川の上流一枚岩の附近に在るものは、亦之を「名無しの木」と謂つて居たさうである。勿論斯ういふのは何れも巨木であり、由緒も信仰も是に伴なうて存したので、寧ろ同類の木が近所に多い場合に、之を名無しといふ必要は却つてあつたかも知れぬのである。紀三井寺のタブの木は夙くから固有の名があつたに拘らず、それが最も素朴なる信州芋井の名無し木と同様に、やはり「花咲かずして實がなる」といふ言ひ傳へを、持つて居たのは面白いことである（紀伊續風土記

卷十五)

名無しが特別の一つの名前であつた證據には、又無名指の例を擧げることが出来る。此指は國語でも奈奈之乃指であつたことは、倭名鈔にちやんと見えて居るが、現在は普通クスリユビ、又はベニサシユビと謂つて居る故に、ナナシは漢語の直譯でもあるかと私は疑つて居た。ところが宮良君の南島語彙稿を讀んで居ると、北は大島々群から南は八重山島群まで、大體に之を「名無し指」といふ者が多く、名護でナシラズ、糸満で「知らぬ指」

といふ他に、最南端の波照間島に於ては、ンダシグルサールビ、即ち「出し苦しき指」といふ名をさへ與へて居るのであつた。他の四本の指がそれ／＼の所役を持つに反して、此指ばかりは殆ど日常の任務に携はつて居ない。それが所謂無名指の呪力を信じて、わざと遠まはしの名前を以て之を呼んだ理由であつたかと思はれる。クスリユビのクスリは薬品に限らず、まじなひのわざも含んで居たのであらうが、今でも此名ある故に小さな丸薬などを此指に付け、又は塗り薬を此指を以て塗る者があると共に、唾を痛み處につけるにもやはり此指を働かせようとする者を見かける。ペニが元來此指を以てさすべきもの、即ち信仰上の意味をもつものだつたのと、後代轉じて毎日の裝飾に用ゐられたのであることはもう大抵の人には知られて居る。要するに無名指のナナシなどは、餘りに珍らしい爲でもなく、又人が知らぬ爲でも無かつた。之をクスリ指だの呪力ある指だのと、露はに名づくることを我々が欲しなかつただけである。信州の「なんぢやもんぢや」の一本が名無し木であつたことも、之を土地人がネレの木を知らなかつた結果とは、想像することが出来ぬ

様に思ふが、諸君の判断は果してどうであらうか。

人が樺だといへば忽ち榎となり、榎だと言ふと又變じて他の木となるといふ傳説に就いては、以前「争ひの樹と榎樹」といふ論文（民族 一卷三號）に、殆ど今度の問題を豫想したやうなことを書いて置いた。それを見なかつた人の爲に簡単に再説すると、所謂榎木を日本でエノキ又はヨノキといふのは本來は吉木といふ意味で、元はト占の用に供したからの名であらう。此木が見る人によつて形を變へ、屢々榎と榎、椋と榎との間の混亂があり論争があつたと傳へられ後には「椋の實千俵なつても樹は榎」などいふ俚諺まで出来たのは古い世に其の樹相を望んで年の豊凶禍福を卜知した名残りで、それには寄生木の最も普通なる一種が特に日本では榎の梢に寓し易かつたといふ天然の事實が、原因を爲して居るだらうといふのがフレエザー教授の説から心づいた私の一つの意見であつた。榎でも椋でも榎でも無い信州の榎の木が斯ういふ傳説をもつわけは無いやうなものだが、要するにそれは或古木を靈なりとする場合の至つて普通なる説明であり、信する人々には又容易に

さういふ風に見えたのであらうと思ふ。各地の「名無し木」が人に省みられざる樹では無く寧ろ正反對にやゝ熱心に注意せられる木であつたといふことは、即ち又「なんぢやもんぢや」の語の由つて來たる所を、推測せしむるに足る根據でもあつた。

四

斯んな悠長な問題はもう考へて居る人も少なくなつたらうが、今まではやゝ速断的に、なんぢやもんぢやは疑問の語で、現在の「何物ぢや」に該當するそんな方言が、何處かに有つたかの如く考へるのが普通であつた。例へば香取郡誌に載録した河田罷といふ明治の詩人の、神崎祠と題する一篇には「爲問豫樟千載古、不知名處却傳名」とあつて其自註に祠頭に豫樟樹あり、世人名を知らず、呼んで何物樹と做すと云ふとある。前にも言ふ如く樟樹なら此土地の人は名を知らぬ筈は無いと同時に、何物樹といふ意味に「なんぢやもんぢや」といふ語を使ふことは、恐らくは香取人に限らず、誰一人として知らなかつたらう

と思ふ。どこにさういふ日本語があるかと問はれて、答へることも出来なかつた人たちがあの邊は田舎だからさういふ語も會てはあつたらう位に、軽く推量して居たのが誤りのもとであつた。故山中笑翁の共古隨筆の中には、誰から聞かれたか知らぬが次の様な話を載せてある。下總佐原の大木とはあるが、神崎のことに相違ない。昔水戸黄門が參詣して、此木はナンヂヤと尋ねられたのを、土人が諒解しかねてナンヂヤモンヂヤと問ひ返した。それを殿様が答かと思つて、乃ち此木の名になつたといふのは、ちやうど甲州身延山の下流にあるオドレの木の話とよく似て居る。會て御奉行が舟に乗つて富士川を下る時に、舟夫に向つてあの大きな木は何といふかと聞いた。ところが其間が不明なので舟の者が、おどれでござりますかと丁寧に問返したのを、奉行早合點してあゝオドレと申す木かと謂つた。それでも訂正することが出来なくなり、以後其木をオドレの木と呼ぶことになつた。今でも岸の上に四五本ある云々。是等は昔話であつて調べると其分布の系統もわかる。果して富士川の岸の山に、そんな名の木が前からあつたか否かは知らぬが、たとへ今までは

無くとも、或土地に来てさういふ昔話が土著すれば、名前は後からでも記憶する者が付けてくれる。それと各地に分布して居る幾つかの「なんぢやもんぢや」とは、本来は何の關係も無かつたことは、所謂水戸黄門早合點説の不自然なのを見てもすぐにわかる。貴人に「何ぢや」と聞かれて其意味を解せぬ筈も無く、それを問返すに「何ぢやもんぢや」と言ふやうな、語法も亦無いからである。

簡單なる説明は、モノといふ日本語の用途が、以前は甚だ弘く、後には段々に狭くなつて來たことである。一つの例はコソコソバナシなどといふ耳語のことを、方言にモノモノ又はモノクソといふ土地は方々にある。モノイヒなどいふ複合語に於ても、亦昔の用法の一部は残つて居る。我々が標準語の不自由を感じる場合の一つは、人にやゝ込入つたる事柄を話すとき、もしくはふと用語の念頭に浮んで來ぬ際に、先づ一應「我は答へ得」といふだけを知らせるべく、使用する文句のまだ一定して居らぬことである。之を簡單にモノデスといふ短句で言ひ現はす土地も方々にある。江戸では此必要だけ遣つて用語がすた

れ「何が何して何とやら」だの「あの何でございますよ」などいふのは、疑問辭と混同して却つて不便だが、是も今一つ前には「何やら」といふ語を用ゐて「或もの」といふ意味に代へたのが端緒であつたらしい。狂言記の會話を檢すると、古くは都府の語にも今日のナニの代りに、モノを用ゐて居る例は有り過ぎるほどである。たとへば鶯流の狂言「八幡前」の終りに、

シテ「ア、今歌のさきを思ひ出してござる。 勇「何と。 シテ「物と。 勇「何と。

シテ「物と。 勇「何と。 シテ「八幡の前に……。 勇「八幡の前に、 兩人「八幡の
前に……と引く

同じく「柑子」の末の方にも、

主語「今一つの柑子を、何と又したぞへ。 太郎語「物と又致した。 主語「何と又したぞへ。 太郎語「物と又致した。 主「何と。 太郎「物と。 主「何と。 太郎「それも私が下されてござる。

即ち斯ういふ質問に對する最初の答は、必ず一應は先づモノですと答へて居ることは、甲斐信濃の人はよく知つて居る筈だ。だから「なんぢやもんぢや」が問答の木といふこともなれば、言はれ因縁故事來歴を、持つて居る木といふことも意味したのである。俳諧葛藤といふ書の世に出た頃までは、江戸の人までが之を自問自答の時鳥と謂つて居た。時鳥は御承知の如く「本尊掛けたか」と啼き、又其後から「掛けた」とも啼いて居る。即ち自ら問ひ自ら答へて居る。神木が自ら「なんぢやもんぢや」と名乗つて居るのも、問はゞ答へんの意味ではあつたらうが、旅人には尙その時鳥の聯想を起させたのであつた。最初の命名者たる土地の人たちから言へば、是ほど要領を得又印象深く、永く此木が尋常の樟又は榆の木で無いことを、記憶せしめるのに有効な名前は無かつたので、其證據には又自分の如き者も、三十何年も経つて後まで、尙此名に就いて斯ういふ研究を試みずには居られなかつたのである。

五

しかも肝腎の傳説そのものが、消えてしまつて居るのは不本意なことであつたが、是は假に今少しく具體的な、名前を付けて置いて之を防ぐことは出来なかつたらう。今日日本に残つて居る數百萬の土地の名には、起原の説明し得られるものは四分の一も無い。他の大部分は何か傳説の有らしき地名であつて、しかも實際にそれを保持して居るものは又ほんの僅かなものである。たとへば若杉・箱柳・飯塚・鬼石などいふ類の固有名詞は搜せば國內に百以上もあるであらうが、大抵は其地に塚も木石も無く、従うて如何してさう言ひ始めたかを答へ得る者が無くなつて居る。たゞ傳説のまだ残つて居るといふ場合にも、その言ふ所はをかしいほど喰ひちがつて、中頃一旦忘れたり壞れたりしたものを後の人が補修した痕跡の露はなものが多し。傳説の昔話など、異なつて居る一つの點は、聽く者説く者が共に之を信じようとするのである。それ故に人智が進めば、段々に歴史

と矛盾せぬやうに改訂せられ、それが又何としても信じ難くなれば、乃ちいつと無く消えてしまふのであつた。住民各自の感覺は別として、外部から概括して言ふならば、今でもまだ生きて居るといふ傳説は新らしく、又比較的重要な改造を経て居るので、よく／＼強烈なる特殊信仰を保持して居る土地でも無い限り、古い形は其儘に傳はつて居らず、單に多數の類例の比較に由つて、或程度まで之を復原して見ることが出来るといふに過ぎない。其比較の目標になるものは、現在に於ては個々の地物、即ち傳説の附著して居る樹木岩石や、塚や池沼などの他には無いのであるが、其中でも樹には年齢を知る方法があり、又名稱を次から次へ移轉して行くやうな虞れも少ない故に、一段とその變化の過程を尋ね易いのである。「なんぢやもんぢや」は誠に取留めも無い飄忽な名前をやうであるが、近世の標準語でもそんなことは言はず、又中古以前にも其様な語法は無かつた。之を所謂自問自答の意味に、もしくは「さる仔細あり」とか「かゝる謂はれあり」とかいふ意味に用ゐたのがいつの時代の事であつたかは、國語史の研究が進めば今に明かになるであらう。即ちちや

うどさういふ時代の土地の人たちが、此木だけは平凡なる普通名詞を以つて、呼ぶことを敢てしなかつた名残りであつたのである。人は歴史々々と頻りに書いたものばかり捜しまはるがそれは大抵すつと後に出来たものであるのみならず、記録にはたつた是くらゐの事でも、其昔の常人の感覺を、書いて残して居るものは無いのである。

獨り傳説や信仰の方面に限らず、人と天然との何千年來の因縁交渉は、今までは之を推究する必要も無く、又その手段も無いものゝ如く考へられて居た。是ほど色々の外國の知識は學んだけれども、自分たちの國土と生活との關係だけは、たゞいゝ加減に知つて居ればよい様に、思つて居る者が悲しむべく多かつたのである。しかもさういふ悪い癖を匡さうとするには、是非とも先づ方法を見つけ、且つ又其方法を出来るだけ興味あるものにして見せなければならぬ。面白くも何とも無い理屈ばかりを並べる者は、味方の様に見せかけて實は郷土研究の敵である。「なんぢやもんぢや」といふ様な珍らしい名を、土地で大切に思ふ樹木に付與して置いて、我々をして永く忘れしめず、又屢々疑ひ且つ問はしめよう

とした昔の人の親切は、將來の學徒も學んでよいと思ふ。自分の推測にしてもし誤りなくんば、傳説ある樹木の名前の付け方は、傳説そのものが進化したと同様に、やはり時世につれて改まつて來たやうである。たとへば、杖立銀杏とか腰懸松といふやうな、内容を説明した名稱は古いものには少ない。それを今一段と具體的に、いや八幡太郎の旗立櫻だのいや西行上人の見返柳だのと、愈々動かぬものにしてしまつたのが、近代の地方史學であつた。要領を得て居るか知らぬが、是ではもう少し正確になれば、忽ち矛盾が判つて棄てられるにきまつて居る。以前の名稱は之に反して、一般に遙かに弾力性を帯び、抜き差しの出来るものであつたらしい。單なる「神の木」とか「靈たまの木」とかいふ呼び方を以て、内面に豊富なる聯想を授受して居た時代も久しかつたかと思はれる。人がそれだけでは深く心を留めず、強ひて由緒も問はずに過ぎ去るやうな虞れが生じて、是非なく追々に斯ういふ内容を略述する様な名稱を生じたので、「なんぢやもんぢや」などは丁度その中間の一過程を示すものではなかつたかと思ふ。此假定を確かめる爲には諸君助勢の下に更に數多

く樹木の固有名詞を集めて見る必要がある。タブといふ木の以前我々の祖先によつて重要視せられたことは、折口君も既に心づかれて居るが、此木は暖國の産である故に、北の方に来ると次第に稀になり、それに代つて又全く別種の樹を、同じ名を以て呼ぶ習はしも始まつて居る。即ち樹があるから名をつけたといふよりも、何かさういふ名を以て呼ぶべき樹が、人生に必要であつた名残りらしいのである。イスの木は九州四國では有りふれて居るが、それが北部の稍珍らしい地方になると、別にヒヨンの木といふ名が新たに付與せられて居る。出雲方言考には此樹の花葉に中空洞なる桃實大の變形物が出來て、吹けば鳴る故にヒヨンの木だと謂つて居る。中國の一部には櫛實(ドングリ)を吹き鳴らす童戯があつて、其爲に其實をヒヨンと謂つた例もあるが、原因はどうもそれ一つでは無かつたらしい。たとへば伊豫周桑郡古田のヒョウの木などは、郷土研究彙報第四號に依ると、一本の木から色々な葉が出ることに、今でも此木にさはると腹が痛くなるなどいふことゝ、此名前とを關聯させて居るらしい。江戸の數寄屋橋の七不思議の一つに、或老婆の杖を立てた

のが成長したといふヒヨンの木のあつたことは前にも書いたが、是などはイスの木（蚊母樹）では無くて、杉に似た木であつたと傳へて居る。青森秋田等の諸縣でヤドリ木のとをヒヨウの木と謂つて居るのは、ホヨといふ古語の音訛ではあらうが、しかもそれがヒヨウの木を以て通用するに至つたのは或は別に耳に珍らしい新語音を以て、之を指示しよらうといふ動機が、まじつて居なかつたとも言はれぬのである。そこで私は次のやうな問題を、又信州の諸君に提出して置きたいと思ふ。

- 一、ヒヨンの木又はヒヨウの木といふ樹の名を耳にせられたことは無いか。もしあるならばどんな木。
- 二、何か珍らしい耳に残るやうな樹の名を知つて居られるや否。
- 三、「なんぢやもんぢや」の木は私の列挙した以外にもあるか否。

（郷土一卷三號、昭和六年三月）

（附記）其後教へてもらつた「なんぢやもんぢや」の所在地。小縣郡本原村字赤井

神の山神社の後に一つ。樺かとおもへば木は楡に似、楡かとおもへば葉は樺に似て、花は開かぬが實を結ぶと傳へて居るが、正しくはアキニレの木だといふ。小山眞夫君報。次に山梨縣東八代郡鷲宿峠の「なんぢもんぢや」の木、これにも杉に見えて杉に非ず、楡に見えて楡でもない不思議な木といふ言ひ傳へがあるさうだが、植物研究雜誌五卷七號に、牧野博士は之を一つの變種とし、リヨウメンヒノキといふ名を付せられて居る。伊豆三島神社の社頭に在る「なんぢやもんぢや」。是は同誌の同博士説に依ればカツラである。埼玉縣松山にも同じ名の木があつて、是は同誌にはイヌザクラだと云つて居る。有賀喜左衛門君報（以上、郷土一卷四號）。この鷲宿峠の樹は山梨縣名木誌に寫眞があり、又天然記念物保存協會の報告にも出て居た。房州鋸山の本寺の側に在る「なんぢやもんぢや」は、沙羅樹ならんといふ者もあるが實は確かで無いと、井上圓了博士の日本週遊奇談に見える。本文に擧げた武藏保谷村の「なんぢやもんぢや」は、マユミの木だつたさうである。

御頭の木

一

傳説は絶えず推移し又改訂せられて居る。其中で比較的久しく保存せられ、従つて史料としての價値の最も多い部分は名稱であるのだが、我々はまだ其取扱ひに馴れず、且つ國中無數の類型が整理せられて居らぬ爲に、今尙一般に是を利用して前代農民の生活を語らしめることが出来ぬのである。地方研究の是から先の事業は、この廣漠たる雜草の原の如きものを縦横十文字に走り廻ることでは無くて、たとへ片端の僅かばかりでも、開き得る平地を耕して行くことであらうと思ふ。それには信州などでは御頭おとうの木の問題が、まづ手近でもあり又やゝ効果を收め易いやうである。私が樹木の傳説に諸君の注意を引かうとす

る趣旨は、一つには是が實例の殊に多いこと、二つには観察が容易で、誤認訛傳を發見する便宜の多いことを利用せんが爲であつた。然るにこの御頭の木の問題には、更に特殊の立證方法と、歴史上の興味とを伴なうて居るのである。たま／＼宮地直一氏の諏訪史(二卷前篇)が世に公けにせられて、今まで文獻の精査を旨とした専門家が更に研究の新生面を展開すべく、「努めて地方傳承の遺聞」に聽かうと言明した好機會でもある。出来ることならば個々の採集者の勞苦が、將來は餘り待遠で無く酬いられるやうにしたいと思ふ。

二

御頭かとうの木といふ樹の名は追々に廢れて行くらしいが、今のうちならばまだ拾ひ上げることも出来る。もと／＼信州では是がごく普通の言葉であつた。さう早速には跡形も無く消えてしまはぬ筈である。但し最近に私の知つたのは、北安曇郡郷土誌稿(二ノ一三八頁)に報告せられた北城村宇切久保のオトの木一つであるが、搜したらあの附近にも必ずまた

有ると思ふ。切久保の諏訪明神御遺跡の事は、信府統記にも既に見えて居るが、いつの時代からか、ボツカの徒の信心する所となつて、彼等送り狼の危難を除く爲に、此神社を勸請したといふ口碑さへ傳はつて居る。是が此土地だけの一つの特徴であるのか、はた又他の方面の山間通路に於ても言ふことであるか。斯ういふ點にこそ、殊に多くの例を比較して見たいと思ふのである。

御頭かとうの木の樹種は一定して居なかつたやうである。北安曇郡切久保のは縦の木で、其空洞に祠を安置してオト神様、もしくはナイガマ様と稱へて居る。本社の奥殿に納めてある鎌の形をした鐵製品を、七年に一度の祭典の際に取出して、此木の空洞の中の祠に納めることを「オト神様が下る」と謂ひ、それから一年の間此祠で祀つて後、再び又もとの奥殿に入れて置くといふのは、注意すべき慣例である。ナイガマは或は内鎌と書いた例もあるさうだが、それは後の宛字で、薙鎌とある方が正しいらしい。多分は大形の鎌を、以前は信州でさう呼んで居たのである。鎌が伐木の際に老樹の幹から出現した實例は、既に胡桃

澤氏の「松本と安曇」、小池直太郎氏の小谷口碑集にも幾つか掲げられて居る。同じ北城村でも雨降宮の神木の桂の樹から明治初年頃に出たといふ薙鎌は、其神社に今も納めて在り、又北小谷の村社諏訪神社の神寶にも同じものが一つあつて、共に口碑集には其圖を載せて居る。其形状は現在上諏訪の本社の祭典の日に、銚の頭に附けて立て列ねられるものとよく似て居て、其尖端は蛇か鳥獸か、何か動物の首に象どつてある。切久保の諏訪社に在るものもやはり他の例の如く、曾てこの神木の樅樹の幹から発見せられたものかも知れぬが、是を七年に一度の祭の度毎に、再び其空洞の中に納めて一年の間置くといふことは即ち亦古來の薙鎌の神事の遺習を踏襲するものと思はれる。

三

鎌を神木の幹に打込む慣行は、今日傳説に残つて居る各地の物語と一續きのものであつて、共に諏訪の信仰と深い關係のあることは、大よそ安全に之を推定することが出来る。

越後の國境に近い戸土(トード、遠戸であつて外門の意)の境ノ宮などに於ては、七年一度といふのは御柱祭の行はるゝ申寅の年であつた。立木に打込まれた薙鎌のまだ半身を露出したるものが尠ならず、その最も新らしいものには明治六年の銘文が見えるといふことである。諏訪の本社の記録に、此行事を説くこと至つて疎であるのは奇異なやうであるが、是は多分もと神祕に屬して居た爲で、假に現在は全く絶えて居るにしても、是によつて一方の證據を無視することは出来ない。ましてやこの遺物の出現は遠近の各地に及び、更に上社の神寶の中にも、天正十八年寅年の六月に奉納したといふ薙鎌の銚を存し、其寫眞は諏訪史の附圖に出て居るのである。

だから我々は其次の問題、如何なる動機からこの薙鎌の神事が起り、又どういふ事情の下にそれが久しく持續して居たかを、考へて見てよいのであるが、それには先づもつと澤山の事實を集積し、且つ之を確認することが必要である。さうで無いと又例の速斷家が、得たりかしこしと色々の事を教へてくれて、持ちも卸しもならぬやうになるからである。

我々が最初に信州以外の地方から、比較の材料を求め得られるのは「御頭」といふ言葉の内容に就いてである。最近の民俗報告には、備前の頭屋（トウヤ）に關する故島村知章君の記述を始め、大分精密なものが集まつて居る。頭は今日のトウバンといふ語にも表はれて居る如く、古くからの用法は其年の祭の役に當つた家又は其主人、即ち所謂一年神主の勤めを意味し、此漢字の示す通り、神に仕ふる者の先頭に立つことを謂つたやうに、今までは考へられて居たのである。併し其通説が果して間違ひの無いものかどうか。この北安曇のオト神様の例などに出會ふと、トウといふ言葉の起り又は其内容を、さう簡單に見てよいかどうか、少しばかり氣がよりになつて来る。

實は今までも考へて見なければならなかつたのである。諏訪は大體に此語のよく用ゐらるゝ信仰で、今でも頭郷といふ稱へはあり、古くも御頭禮錢の帳面などが残つて居て、其「頭」はすべて巡番に祭りの役を勤めるものと解せられて居た。併しそれでは稍意味を取りにくいのは、南信各村の鎮守の社地などに、往々にして御頭左宮司といふ小祠の神の

あることであつた。左宮司又は左口神さぐんも亦至つて説明し難い信仰であるが、其外形から見ると木を削つて作つた玉串の如きものであつたらしく、是に神附かみつけといふ嚴重の作法があつたことから推すと、諏訪より分派して行く神靈の依坐よりましであつたこと迄は考へられる。それを祠に齎して永く祭るのはわかつたとしても、其左口神に「御頭」の語を被らしめて呼ぶのは殆ど理由を見出すに苦しむことであつた。普通に説く所は以前各郷が御頭の役を勤めた記念として、其都度此祠を建てた故に、往々にして一地に二つ以上の御頭左宮司があるのだといふが、私の記憶にして誤り無くんば、郡外の久しく頭郷の列に加はらなかつた村にも尙この名の祠がある上に、頭に當つたたびに新たに別の祭場を開くといふことは、到底常例とは爲し難きことで、従うてそれ程數多くは此祠は出來て居ないのである。小谷の切久保の御頭の本のやうな例が、今後尙諸方から報告せられて來れば明らかになることと思ふが、トウといふ言葉の元の心持が恐らく今とは異なつて居たか、若しくは今よりも複雑であつたのである。假に日本全國がさうで無かつたとすれば、諏訪を中心とした信州の

オトウだけが、稍特殊なる態様を具へて居たので、唯其輪廓が今はまだ明確になつて居らぬのである。將來の神祇史研究に取つては、是は確かに新たなる一つの題目である。

四

頭に關する各地の慣行を尋ねて見ると、其選定の方法には明かに新舊の二通りがあつた。其一つは役に當るべき家格の者と、其順位とが前以てきまつて居て、觸穢しよく其他の特別の故障ある場合に、それを飛越して次へ行くの外、來年は誰といふことに問題の無いもの、さういふ格式の舊家を頭名と謂ひ、その掟書を頭文（トウブミ）と謂ふのが普通であつた。第二には頭衆の連名のみはほゞ定まつて居ても、次回に祭祀を掌るべき者の誰であるかを其都度神意に由つて決するもので、是には禊齋などの準備を要する故に、稍早めに、大抵は前の祭典の後宴ごえんの日に、後世は鬮引などの簡單な方法で、選抜するやうになつて居た。入費その他の色々の拘束から、頭役を純乎たる光榮とばかりは考へられなくなり、一方又

久しく其名譽に遠ざかるのを悲しむ情もあつて、前年番に當つた者は此鬮取に加はらぬ習ひが、次第に延長して行くと、末にはそれも無用になつて來たであらうと思ふが、以前は専ら之を目に見えぬ御指圖に打任せて、神の御望みの通りの場處と人とで無いと、御祭をして其の詮が無いやうに思つて居た時代があつて、たとへば同じ地の同じ家ばかりが、連年頭として出で、仕へるやうなことがあつても、それを争はうとする者が無かつたのであらう。近世の各社の専任神主の中には、最初から筋目あり又は唯一人の奉仕者であつて、他には住民を代表する者の無かつたといふものばかりで無く、此手順を踏んでなほ自然に神籠を獨占するに至つた場合も多かつたことは、所謂靈媒業の進展の跡を見ても察せられる巫女や尸童の神旨を託宣する者などは、たとへ私の巧みは無くとも、無意識にも氣質の相近き者を引いて、勢ひ自分の一族のみを指定する傾きを持つて居たからである。トウが今日の如き制度となる以前、神様にきめて戴いた慣行がもし久しく續いて居たとすれば、それが神主の家を世襲ならしめたと同様に、又祭祀の場處を常設ならしめた事情もあつた

かも知れぬのである。

祭禮が毎年人を替へ場處を替へて營まるゝことを、他の國々では「頭」と謂つたに反して斯ういふ恒例の常設祭場の標幟を、御頭の木と謂つて居た事實は、私には今は右の如くにしか解することが出来ぬ。諏訪は大祭が六年を隔てゝ待遠しかつた上に、分靈勸請の思想は夙に存し、且つ所謂神領が廣かつた故に、各地同時にそれ〴〵の靈地を、毎回の祭場に指定することを妨げなかつたのである。今日でこそ全國數百社の賀茂八幡の御宮に、一日一つ時刻に一つ神を迎へまつることを惟まなくなつて居るが、それは實際には「頭」の信仰が、ある一段の曲折を経てから後のことで無ければならぬ。さうして諏訪の神道などが、ちやうど其變化を導くに適して居たのでは無いかと思ふ。今まで考へて見ようとした人は無かつたけれども、諏訪で神領と稱へて居た言葉の意味は、始めから世俗方の所領といふものとは同じで無かつたやうである。即ち内縣外縣大縣小縣の名目は古く存してもいつの時代にも其全部の行政を統括し、土收を獨占して居た事實は無かつたので、單に其

域内に在つては到る處に信者があり、隨時に大神の指示に應じて欣んで祭の役を奉仕せんとしたといふ迄では無かつたかと思ふ。その意味でならば諏訪の神領は漸を以て擴張して居る。獨り信州一國の隅々に及んだのみならず、後には西國の南の端にも、北國奥羽の人知らぬ田舎にさへも、神は顯はれて仰ぎ祀られて居られたのである。諏訪の歴史に忠實なる學者たちが、たま〴〵その唯一隅の分布を目して、神移動の經路、即ち今の湖畔の本社が存立する以前より、既に信仰が各地に行はれた證據とせられるのは、私にはその何の意たるかを解し兼ねる。諏訪に建御名方神が御入りになつたといふ舊記は、諏訪から出なかつて何處から出よう。さうして又其舊記が無かつたら、何によつて此神の信州と御縁が有つたことが證明し得られよう。是はどう見ても、傳説と歴史との混同としか思はれない。

五

國や郡の境の嶺の老樹が、久しく薙鎌を標幟とする御頭の木であつたこと、もしくは其

木の所在を以て堺線を劃したといふことは、假令現在の傳説が何と之を解釋しようとも、寧ろ其兩側に住む民が等しく諏訪明神の御威徳を畏敬して居た證據である。是が信ぜらるる如く神領の誠の終端であつたなら(その神領の意味は何れであらうとも)、其木の彼方の者が容易に之を承認する筈は無かつたのである。だから里中の鎮守の社頭に在る神木も全く同じことで、つまりは之を中心とする地域に、薙鎌の信仰が曾て流布して居たことを、語るものと見てよからうと思ふ。但し一點の是と異なる所は、境は常人の生活には中々大切な問題であつた故に、其地に祭を営むことは屢々必要であり、必ずしも之を神様の思召次第に、御任せ申して置くといふわけに行かず、従うて特に諏訪様のやうに、兼ねて定まつたる樹に憑つて幾度も降りたまふ神で、又同時に一箇所以上の「頭」に於て、祭を享けたまふ習ひある神を、信仰しなければならぬことにもなつたのであらう。

私は遠近各地の諏訪神社の勸請の由來、殊に御頭の木の傳説が數多く比較し得られたならば、乃ち諏訪本社歴史も明かになるであらうと豫期して居る。新たに他處の神を奉祀

し始めるといふことは、昔とても決して簡単な業では無く、又外から見ても可なり顯著な事蹟であつた。それが諏訪信仰に於ては是ほど頻繁に併發して居たのである。尋ねても其動機が永久に不明だといふことはあるまいと信ずる。今日知られたる北安曇北境の口碑に建御名方神御母古志沼名河媛神と、桂の樹の下で對面なされて後、其樹に御魂代みたましろの薙鎌を分ち残されたといふなども(小谷口碑集六七頁)、是たゞ一つを聴くと信ずる人は信ずる、信じない人は信じないの二つより外は無いやうであるが、それを信府統記の舊俗傳に、越後越中加賀三國の神様が、それ〴〵諏訪明神と立會つて國堺を議定なされ、其後この三箇所へ七ヶ年に一度づゝ、内鎌ないがまといふものが到來して堺目の證としたといふ説と比べて見ると、少なくとも此書の編述せられた時代以前から、所謂御頭の木と其儀式との由緒久しきことを、神御自身の事蹟の如く説明する習はしがあつたのである。別の言ひ方をするならば、既に常理を以て説く能はざる貴とい起原が、感ぜられて居たことだけは知り得るのである。是を事實とは認めない辭に、しかも稍是と近い史實の反映でゞもあるかの如く、推

断しようといふのが近頃の傳説解釋家の疾であつた。そんな事をすれば解るものも解らなくなつてしまふであらう。

問題は我々に取つては至極簡單である。つまり本社の方には既に廢せられて居た行事、即ち祭の日に樹に鎌を立てる例が、端々には尙永い間守られて居たのである。さうして其根原を主神の御行蹟に托することは、自然であり又普通でもあつた。越後の方では前年刊行せられた頸城三郡志料に、下の如き記事がある。曰く「糸魚川より六里、松本への往還白池越は、信越の境目なり。毎年兩國の村民此樹の下に出合ひ、兩國境界の規約を談じ、此樹に鎌を打立て恒例に違はざるを誓ふを習慣とす。此例往古よりありて此栗の樹に鎌疵のおと幾數あるを知らず。故に世人鎌立栗と稱すとなん（中略）。此他當郡にて是に類する境目の目印、往々にして今猶存せり」と。この白池越は私は其地點を知らぬが、信府統記にも見えて居る。たゞ彼には彌彦權現との對談を傳ふるに反して、是には往古より此例ありといふのみである。南安曇郡誌に引用した科布國名考といふ書にも、越後國堺の中谷村

の諏訪社に、年々一回づゝ下諏訪の本社から、長さ一尺五寸ばかりの鎌を送つて來たことを記して居る。「下社の祝部はふりべの姓名年號を彫附る也。こはいと古き例にて、かの地の神體と爲すあり。傳へ聞くに白鳳の年號の彫れるものあり」ともあつて、是も亦傳説の類であるが、必ずしも二神行逢の物語などによつて、其起原の悠久を主張しようとはして居なかつたのである。

六

之を要するに鎌立栗が國の堺を劃して居たことは、諏訪信仰の一つの應用であつた。山に運上を課したり開墾を奨励したりする迄は、無人の山野はたゞ漠然たる双方の入會であつてよかつたのが、所領の分限が微細になり、屢々境論の起る時世が來ると、最も尊敬せらるゝ神木の所在を、目標とするが便利であつたといふだけで、従うて「頭」を一定の地に繰返すといふ風習も、ほゞこの頃から始まつたものかと思ふ。所謂行逢裁面の傳説の樹

木に伴なうものは他にもあるが（拙著日本傳説集一三七頁）、それは何れも國郡の境が八釜しくなつてから後の發生で、内容が古いから傳説の出來たのも古からうと、想像することは誤りである。さうして又鎌打立の慣習の、全部の理由を解説するに足らぬのである。

其證據には境界の劃定に關係の無い土地にも、やはり鎌立の神事は行はれて居たのである。一番手近な例は、北野誌の上卷（四五頁）に、京の北野の天神の境内末社の内に、那伊鎌神社があつて祭神は建御名方命とある。末社に國々の大社の神を勧請することは、近畿其他の普通の例であるが、其事情も方式も共にまだ不明である。併し少なくとも諏訪の神には鎌を驗としたことが、此社名から推測せられるのである。紀州伊都郡見好村の、兎井の鎌八幡宮といふのも根元は諏訪であつた。村の諏訪神社の境内に在る櫟の大木を、八幡と稱へて拜んで居たので、神職望月某の先祖の諏訪氏が、祭り始めたと傳へて居る。紀伊續風土記（卷四七ノ一〇七頁）に曰ふ。「祈願の者鎌を櫟樹に打入れ、是を神に獻すといふ。祈願成就すべきは其鎌樹に入ること次第に深く、叶はざるものは落つといふ。根より上二

丈ばかりの處、鎌を打つこと藁の如く、寸地の空隙無し、鎌の深く入る者は樹中を貫きて芒刃外に出ること一寸餘云々、鎌は大小好に従い社前に賣る。祈願の者或は一時に千挺も打つ者あり、然るに其木鬱蒼として繁茂す」とあるのは、定めし珍らしい觀物であつたらう。

福島縣安積郡豊田村大字成田には、村名を俗に鎌成田とも呼ぶくらゐに、有名なる鎌立の榎があつた。是が亦村の諏訪明神の神木であつたのである。相生集といふ地誌に、此榎は舊城内の諏訪の御社に在り。二股の間から鎌の生えた樹だとある。是には近郷の鍛冶屋たちのみが、宿願に鎌を打込み祈禱する習ひがあつた。昔蒲生氏郷が會津に居た時、此木の話を知り及んで、領主の山田金兵衛に事の由を尋ねたところが、金兵衛誤解して其木を伐つて獻上したので、非常に叱られたといふ言傳へは本當らしいから、近世知られて居る木は後植ゑで、鎌は其以後に打込まれたものであつた。

鎌を神木に打込む習はしは又北國にもあつた。越中婦負郡速星村の麥島の宮は、祭神は

諏訪ではないといふが、やはり神木の樫に鎌を打つた。「祭禮の日ごと或は宿願あるときは此木に鎌を打込む故數百挺の鎌打込みであり。しかも此木の活生かはること無し」と越中舊事記にはあり、又背構泉達録には其由來として「此神五穀豐熟を守るの誓あり。我を祭らば試みに社樹を拆くべし。其樹枯れなば誓空しからんと宣ふ。是より農民鎌を社樹に打込み祈願するに靈驗あり。今に社の樹に數多の鎌打込みあれども、其樹枯れずして榮えたり云々」と記して居る。能登の七尾から西の方、金丸村の鎌の宮といふのは明かに諏訪神社である。百數十年前の能登國名跡志には「祭の日に神木杉の木に新らしき鎌を打込むなり。鎌次第に木中に入りて筋となる也云々」とあるのに、不思議なことには近年の大日本老樹名木誌には、神木の樟樹と記し、此宮神體無く此木即ち鎌立の木を以て神體とすとも謂つて居る。それから又鹿島郡誌を見ると「神木は佳木又は接津利葉と稱して周圍二丈餘、鎌は恰も龍鱗の如くにして、既に其全體を木皮の裡に没せるものあり、亦地方の奇觀云々」とあるから、事によると其神木は折々交代し移動して居たのである。何にもせよ

祭日は本社みよのやまの御射山祭と同じ七月二十七日で、此日は鎌舞と稱して參詣の群衆、手にく鎌を持つて此木に打込み、上古大神の妖魔御退治の狀を摸すると謂つた。維新後其式を改めて、たゞ神官が長さ尺餘の鎌二挺に、新稻穂を副へて奉獻し、式後之を神木に打込むことにしたといふ。

七

或御社の祭禮が年番の頭役によつて代表せられず、諸人思ひくりに祈願の鎌を打込むやうになつては、其木の枯れ易く、其式の改定を要するものも、已むを得なかつたことであらう。現在此行事の變遷した痕跡の見らるゝものは、信州の本社にも又諸國の勸請社にも共有である。たとへば秋田縣では仙北郡六郷町の鎮守諏訪神社、七月廿七日の祭の日に、祈願の者木で造つた鎌を奉納して居た。秋田風俗問狀答書に「何方にても此神は木鎌を奉る也云々」とあるから、同じ慣例は尙他の村々にもあつたらしい。七月廿七日は、新曆では多

く八月に改められた。同郡大曲町の諏訪社八月の祭には、行列の先頭に鎌を持つて進んだが、是は風除けの意か、又雷鳴の日に軒に鎌を立てる風習と、関係があるかの如く考へられるやうになつて居る（土の鈴七、田口松圃君）。

それからすつと飛離れて、熊本縣南端の佐敷の諏訪神社は、もと白木といふ村に奉祀して居た社で、七月廿七日の祭には、永く此村から眞神と蕨餅とを供進する習ひであつたが、此御社では神體は鎌に移り坐すといふ言傳へがあり、氏子の農民は殊に鎌を崇敬して居たといふことである（肥後國志）。中央部に於ては江州蒲生郡老蘇おいその鎌宮神社、爰には日本武尊携へたまふ鎌を祭り、鎌大明神と稱すといふ縁起がある。今日の祭神は天兒屋根命であるが、木曾路名所圖會には尙相殿諏訪明神と出て居る。祭は三月初申の日で、此日氏子の者鎌を獻納する信仰行事があつた。

尤も鎌を神のヨリマシとし、又は信徒が之を奉納する例は諏訪以外にも間々あることでそれを皆信州から出たものと見ることは出来ぬが、私は其動機だけはもと一つであつたら

うと思つて居る。従うて弘く其類似と相異とを比照することによつて、双方の原因を究め得べしとするのである。今後より多くの資料を集めて行く必要はあるが、私が今知つて居る例では、飛騨の高根村上ヶ洞の道後神社には、往古奉納せられたる古き大いなる鎌と鍬とがあつて、是を祭禮の日に神輿に副へて、村中氏子の家々を巡行なさしめ奉り、還御の節又鎌と鍬とを本社に納め奉るが古典ださうなと、斐太後風土記に見えて居る。羽後大曲の如く行列の先に立てたのか、或は神輿に載せたのかは明かで無い。鎌を數多く祈願者の納める例は、又三河の猿投山神社さなげやまにもあつて、私は大正九年の秋の旅に、自身之を目撃した。特徴は左鎌と稱して、又の表が右手で持てば外になることである。是に金色の巴の紋を描いたものが、大小無數に拜殿の縁に積上げられ、又門前には之を鬻ぐ店もあつた。世界大戰の鐵缺乏の際に、今までのものを鐵商に拂ひ下げたといふ話であつたが、それでも尙驚くほどの分量がたまつて居た。此社の信仰で注意せられたのは、祭の日に參詣する者が鐵砲を打放しつゝ登山すること、或は後に言はうと思ふ矢立の習慣の一つの痕跡では

無からうかとも考へて見たが、それも今日ではまだ中々断定し難い。

鎌を是等の御社に奉納するやうになつた原因は、勿論まだ何人にも解説することが容易で無い。遠江磐田郡南御厨村の鎌田といふ部落では、村の神明様に小兒の虫封じ願掛をして、九歳になると願果しに鎌を納める習はしがある（郷土研究四卷五五八頁）。地名の鎌田といふのが偶然では無いやうだから、多分此俗信には一つ前の形があつたのである。信州にも子供の虫切鎌を授ける信仰は折々ある。上水内郡日里村字梅木の虫倉山観音などもそれであり、又同郡小田切村小鍋の三竈社、善鬼大明神の奥院の三つの洞穴は、この虫倉山に通ふと信じられて居るが、こゝでも社前で賣つて居るブリキ製の鎌を以て、頭腹背を撫でまはして後之を奉納すると、小兒が病難を免れると謂つて居り、こゝの祭日は諸方の山上の神と同様に四月の八日である。鎌と小兒の虫氣とは、何と考へても直接の關係は無いやうである。是には幾段かの信仰の推移と、之を理由づけた解釋の進歩があつた筈であるが、それも色々の過程に在る社會事實を、並べて觀察するやうになれば、強ち永久に不明

に歸してはしまはぬと思ふ。

八

そこでもう一度出發點に戻つて来て、何故に諏訪その他の古い社に於て、鎌を神木に打つて神降臨の驗としたかを考へて見る。一つの暗示は近江の蒲生郡に、鎌掛と書いてカイカケと呼ぶ村がある。東海道の土山驛から、中仙道の愛知川驛に通ずる、所謂御代參街道の宿次であつた。今日は既に文字の通りに、カマカケと呼ばせて居るらしいが、古い文書には鎌懸かまかけと書いたものもあるから、カイカケが正しかつたのである。蒲生郡誌（卷八）に引用する蒲生舊跡考に依れば、古へ山神の祭があつて、鎌を木の枝に掛けて獻るに因て村の名となつた。鎌をカイと訓むのは音便だとある。或は國中の山伏が此地に投宿して、貝を掛けたからとも記して居るが、貝を樹に懸けるといふことは他では聞かず、鎌を音便にカイと謂つたことも信じ難い。それはやはり鎌を樹の枝に掛けることを、此地ではカイカ

ケと唱へて居たものと解するの他は無いやうである。カイカケの語の起りは鍵掛であつた或は又カンカケと呼ぶ土地もあつた。鍵掛の風習については、雑誌「民俗藝術」四卷四號にも詳しく述べて置いたが、それは殆ど日本の全版圖に亙つて、行人が路傍の靈樹に木の枝を投掛けて、神に手向け且つ身の運を占ふ目的である。鍵は普通には單なる二肢の枝を折つて用ゐたが、時としてわざ／＼鉄柄の形に削りなしたのも引掛けた。是にも方法は二通りあつて、高い樹の梢に投上げて、掛かり掛からぬを偶然に任せるものと、今一つは定まつた枝なり綱なりに、掛けることを期するものがあつた。伊賀や近江の山神祭は後者に屬し、奥羽地方に行はるゝ鍵掛は前者であつた。勿論此方でも禱る者の希望は掛かることであつて、之を心願の成就する兆と解した故に、出来る限りの技巧を盡し、且つ豫め冥助を祈念する故に、實際は引掛かる場合が多かつたのであらうが、それでは尙心もと無くして、萬全を期したのが他の一方の所謂鍵曳の神事であつた。此神事の作法は雑誌「民族」に會て報ぜられて居る。春の始めの定まつた日に樹の枝を以て長い鉤を作つて、山神

の神木の注連に引掛け、それを曳いて山の神を里へ誘ひ出すと謂つて居たことは、たしか本朝國語かにも記されて居る。ちやうど頭屋の選定なども同じことで、前には一向に神意の示す所に任せて居たものが、後には必ず祭る者の願ひと一致せんことを期したのである。蒲生氏の故郷の鎌掛村などでは、或は鎌を用ゐて此祭の式を行ふことゝなつて居た爲に、文字は斯う書いて尙カイカケと呼んで居たのでは無いか。若し此推測の如しとすれば、それは信州の薙鎌神事の、近世の型とよく似て居るのであるが、果して是と同じ例がまだ此以外にもあるかどうか。それを今些し捜して見る必要がある。

諏訪の信仰の會て盛んであつた時代には、無論信濃はもう少し樹の多い國であつたらう。見渡す限りの亭々たる林木の間に於て、何れの木の木が最も清らかにして、且つ大神の好みて降りたまふ御座であるかを、人間の智慮だけでは決し得なかつたこと、恰かも來年の頭屋を神の指命によつて、定めて居たのと同じやうな時代があつて、薙鎌は乃ち其占方の爲に用ゐられ始めたのでは無かつたか。山に入る者が鈍斧の類を山神に取隠さるゝといふ

話は今でもある。大隅の屋久島で如竹上人が始めたといふ占法、即ち伐らうとする大木の根に鉞を立てかけて置いて、翌朝それが倒れて居なかつたら御許しが有つたものと見るといふ式などは、必ずしも此島ばかりの固有のもので無かつた。鎌の占ひなども高い處に登つて、林の真中へ投込んだかも知れぬし、或は無心の童兒や神懸りをした者に、自在に行き巡つて打たせて見たのかも知れない。兎に角に我々の祖先は最も素直なる託宣の信者であつた。誰が如何なる場處で祭を奉仕すべきかを、斯ういふ外からの判断に委ねて之を疑はず、又疑ふだけの必要も無かつたのである。ところが個人の祈願が別れ／＼に發達するに及んで、祭の方式にもそれ／＼の注文が現はれるやうになつた。乃ち頭の制度の稍固定したと同じく、神木も次第に移し動かすべからざるものとなつたのである。

九

此點は日本の固有信仰が今も昔の如く、都鄙二千年前の進化は丸で無かつたやうに、思

つて居る人たちとは共に談ずることが出来ぬが、私一箇にとつてはこの薙鎌の沿革を明かにする爲に、可なり都合のよい参考資料だと思つて居るものが二つある。其一つは祈り釘即ち神木に釘を打つて祈願を懸ける慣習である。芝居や草双紙の丑の時参りばかりを知つて居る者は、藁人形を左の手に持ち、五徳に三本の蠟燭を立てたものを頭に載せた女だけが、斯ういふ所業に携はるものと思ふかも知れぬが、そんなのは寧ろ稀有であつたと思ふ。私は幼時幾度と無く、産土の社前の赤松に釘の打込であるのを目撃したことがあるが、平和なる自分の小さな村には、未だ曾て呪咀の沙汰などは無かつたので、其當時は之を不審に思つて居た。併し此祈禱は單に人に見られては効がないと信ぜられて、深夜に之を行ふ者が多かつたといふに過ぎなかつたのが、後に神木に疵を付ける本の趣旨が稍忘れられて、之をゆゑしいことのやうに感じた者が、自然に所謂鐵輪かなわのローマンスを空想することになつたものと察せられる。現在も公然と此風習の行はれて居る例は折々ある。たとへば前に引用した老樹名木誌に、同じく能登鹿島郡矢田郷村、妙淨の館といふ處にも是があ

つたと記して居る。七尾の灣上から遙かに望み得る大木の松が或は北陸一の松とも稱せられて、注連繩を張り神木として祭られて居る。現在の祭神は天照大御神で、妙淨の名の起りも不明に歸して居るが、「古來妙淨様に丑の刻を期して願掛すれば、何事も叶ふとて參詣する者多く、爲に幾十本の釘は樹幹に打込まれ、又幾百條の女子の切髪は、此根本に散亂せり」と謂つて居る。是などは今でも呪咀では無い只の祈念の釘が多かつたことと思ふ。同じ行事は又日向兒湯郡の米良神社にも有つて、此方は今は既に絶えてしまつたらしいが太宰管内志には次のやうな記事がある。曰く「國人云。米良に米良ノ本宮といふ社あり。磐長姫を祭ると云ふ。そこに櫟の木に釘の生てある木あり。二寸三寸或は五六寸もあり。甚だ多し。上の釘は太く下の釘は短し。一本倒るれば又外の釘の出る櫟出來るありて絶ゆること無し」。此文章は少し精確を缺き、或は樹の幹から釘が生えるものゝ如く思つて居たやうにも見えるが、恐らくは社頭の一本の櫟に、折々釘を打つてあつたことを意味するのであらう。米良は武陵桃源にも比ぶべき山村であつて、人が嫉妬の爲に丑時參りをする

やうな土地では無かつた。山の神は容姿見にくき女性の神だといひ、又嫉み深い神だといふ説は、弘く他の地方にも行はれて居る。或は山神を磐長姫なりといふ言傳へもそれから生じ、従うて後に此祈願の目的を、狭く限るやうになつたかも知れぬが、少なくとも爰では其様なことは考へる者も無く、それ故に又其起りが夙く不明になつたのである。

自分の觀る所を以てすれば、薙鎌とこの祈釘との關係は、ちやうど頭屋の制度から願掛への、信仰の推移を代表して居る。願掛は素より一回の祭典には相異無いが、それは餘りにも個人的なる私祭であつた。一つの社會、多數の公衆の共に與にする祭ならば、群の中の何人が、神領の何れの地點に神を御降し申すがよいかを、神意に問うて決定することも可能であるが、祈願が或家もしくは一人の私に屬して、何でもかでも自分より他の者には奉仕せしめることが出來ぬとなると、乃ち釘と槌とを以て兼ねて定まつて居る神木の幹に自ら打込むことを必要としたのである。此點が前に擧げた鉤掛の占ひが、末には鉤曳の神事と化したのと同じく、又薙鎌を打つべき御頭の木が先づ定まつて、次には七年に一度又

は毎年、境の木だけには繰返して鎌を立てる様になつたのと同じの経過で、釘を社の樹に打つことなどは、以前五穀成就と村内安全とを専らとした祭には、恐らく丸々入用の無いことであつた。時の順序からいふと一番始めに固定したのは祭場で、次に神主を勤める家がきまり、次にはそれに托して各自の祈願を申し得ない者が、思ひくの心を抱いて祭の日に詣ることとなり、更に進んでは其期日にも構はずに、いつでも危急のある際に自分だけの臨時祭を営むやうになつて、愈々日本の神社の性質は變つたのである。信州の境の村の小さな出来事、或時老樹を伐つたら奇形の鎌が出て來たといふ事實は、單に其土地の諏訪信仰が古かつたことを語るのみならず、尙一國全般に向つて、神道の大きいなる變遷を立證せんとして居る點に價值があるのである。郷土の知識を本當に學問の爲に用立てようとするには、我々も亦この祈釘の私祭の如き状態に、知識の割據をして居てはならぬのである。

一〇

最後にこの祈釘の迷信が、もと御頭の木の薙鎌と出發點を同じくするといふ説は、其中間に矢立の神事を置いて考へると、必ずしも筆者の臆測で無いことが解るのだが、この問題は既に昨年初の「旅と傳説」に「傳説と習俗」と題して詳述して居るから、爰には再び繰返すわけには行かぬ。最近二百年前後までは、所謂矢立杉・矢立槻の類は、たゞ一箇の傳説もしくは其痕跡たる名稱に過ぎなかつた。ところが古木が枯れ倒れ又は伐採せられるたびに、其幹の中から古びたる多量の鐵鏃が出現した。其實例は列記しきれない程あるが北の方では東津輕の一本木村の八幡の大槻の樹の空洞から幾らとも無く出で、秋田仙北郡の鐘シナイとかいふ村の杉の木から、長さ一尺餘の大雁股が出て、後三年役の勇士の手の内だらうと感歎せられ（譚海卷一）、氣仙矢作村の的場といふ地の大樺にも、射立てた箭鏃が多く發見された（氣仙風土草下卷）仙臺の近くでは、道祖神を以て知られた笠島の矢立杉

を、船木に伐らうとして割つて見たら、無数の鏝が出たので漢學者は之を認鏝杉と呼んだ（封内風土記卷五）。北會津の一箕村の八幡社の矢杉から、今も神寶と爲つて居る二つの矢（鏝だらう）の出たのは、是も水蒲生氏郷の時代であつた（會津風土記）。九州の方では日向と豊後との境をなす梓峠に、二本の大杉があつて豊後側に在るのを日向杉、日向側に在るのを豊後杉と謂つた。その豊後杉を伐つて板に挽かうとしたところ。中は空洞で矢の根ばかり數千あつた（笈埃隨筆卷五）。日向杉の方は早く伐られて、其中からは出たといふ話も残つて居ないが、寶曆九年といふ年にも日向の柚から出した大木の杉を、備前の岡山で挽割らうとして、三本の鏝が出るといふ話が、春湊浪話下卷には其繪圖と共に出て居り、又青栗園隨筆には肥前川上の明神社の楠からも、大きな雁股が出たので鎮西八郎の射たものとして神寶にしたと謂つて居る。

中央部では名古屋東郊の闇の森の八幡社で、松の大木を伐つて鏝を見出したところが、それには八郎爲朝と銘が彫つてあつたとはえらい話だ（名古屋市史風俗編）。富士の裾野に

於ても木樵の斧にかゝつて木の中から現はれた大きな矢の根があり、平生武人などの來る處で無いから、疑ひ無く頼朝卿卷狩の時のものといふことになつた（甲子夜話三ノ一九九頁）。飛騨では白川郷の荻ノ町の岡の麓に、大きな山ズミの樹があつて、其根から鏝が一二寸出て居たのを、昔此地に在つた古城の中から、遠矢的にして居たと言傳へて居るが、是も其距離が八九町もあるのだから傳説であつた（飛騨國中案内）。物が出たといふことは無論昔の或事實の證據にはなるが、必ずしも傳説が歴史であつたことを裏書はしない。信州に一つある例は此點にかけてもよい参考である。木曾から飯田へ越える路といふから、多分大平の舊道であつたらう。捻木澤ひねきざわといふ處があつて、路傍に老いたる檜木の形最も奇なるものがあつた。元文三年の三月十三日、雷が落ちて此樹が焼け、それを摧いで薪にしようとする、幹の中から六七本の古矢の根が出て來た。此邊で戦のあつたのは天正十二年に伊那の軍勢が妻籠を攻めに來て負けて退いたのを、山村良勝が伏兵を設けて追ひ落したことがある。其時より他には戦が無いから其時のものだらうと、木曾路名所圖會に記して居

るは、宛として當今の郷土史家なるものゝ口吻である。折角の伏兵が樹などを射るやうでは勝てるわけが無い。しかも山中路傍の捻れ樹は、如何なる場合にも山の神の神木であつたのである。

所謂矢立木の傳説には二つの種類があつて、其一つは考古學によつて旁證せられる見込があるが、他の一つは永久に其望みが無い。前者は次の曾我物語の文に出て居る箱根湯本の矢立杉の如く、旅人が祈願を籠めつゝ上ざしの箭をまゐらせたといふ靈木の場合で、

……やたての杉と申すなり。門出めでたき杉とて、上下旅人心あるも無きも、此木に上矢をまゐらせぬは無し。況や我等思ふ所ありて行く者ぞかし。いかでかうは矢をまゐらせざらんとて、十郎一の枝を射とむ。五郎二の枝をぞ射立てける。何と無く射けれども、十郎は脊に打たれ、五郎はあしたに斬られけり。

斯ういふ語りごとは偶然には起り得なかつた。獨り峠の山口や嶺境ひに、名を矢立と謂ふ大木の杉などが、旅行く者の注意を惹いたただけで無く、是に向つて箭を射ることを、神を

崇むる所業と考へ、僅か數歩を隔て、釘を打つのと幾らも違はぬ射藝をすら、なほ占方の心持を以て解して居たらしいのである。奥州笠島の矢立の杉なども、秀衡が都上りに射て通つたといふ傳説は前からあつた。ところが伐つて見ると澤山の鏝が出たのである。それを證據として秀衡だの曾我兄弟だのといふ點まで、此序に確認させようとするのも土地の人の情かは知らぬが、證明せられたのはたゞ樹に向つて箭を射向ける習はしが、古くからあつたといふことばかりである。さうして其方がずつと意味が深いと思ふ。

今一つの傳説といふのは、武將が城を築きもしくは鎮守の社を建立せんとして、箭を放つて其地を相したといふことであるが、是にも往々にして其箭地に立つて成長して神木となつたと奇瑞譚を伴うて居る。併しト法として箭を射放して、その落つる所を見るといふことは、多數の凡人にも必要なことであつた。たとへば山村の埋葬地を、死者ある毎に決定した處などでは、つい近世まで弓箭を持つ者が葬列の先に立つた。住宅の棟上祭に柱の頂點に箭を飾ることなども、やはり祭地を見立てる方法の祈釘のやうに、豫め本人の注

文に妥協し、望みの方角を指示したものと思はれる。たゞ異常の重大事件の記念すべきものだけは、永く傳説となつて神徳の深く厚かつたことを語らうとする故に、自然に其啓示の跡を以て靈場と解して、後漸く之を改定するに及ばぬといふことになり、乃ち杖や箭が根を生じたといふ口碑にもなつたらしいのである。これと同様に弓を射た人が必ず土地一流の英雄豪傑であつたといふのも、それが只平凡なる個人の私祭では無くて、當然に神によつて指定せられるに足るだけの、強く優れて且つ信心深い人といふ意味であつたらうが、人が追々に自分を重々しく見るやうになると、是もしまひには祈釘同様の、願掛方式の前の例のやうに見られたかも知れないのである。

之を要するに弓矢の神事は、世の中の進みと共に日本では非常に發達して、一方には歩射・流鏑馬・犬追物、その他色々の弓祈禱となつて、單に各部落の神の恩寵の厚薄を卜する手段、もしくはたゞ武藝の激勵のやうにもなり、他の一方には征箭を願文に副へて神前に獻するやうな儀式にもなつて居るが、根原は今一段と神祕な境に在つた。即ち最初は神

様が何れの地、何れの樹の木に降つて祭を御亨けにならうとするかを、無心に問ひ試みんとする方法であつたのが、後には其場處が先づ定まり、次には祭に仕へんとする者の、自ら薦むるの手續きとさへなつたのである。舞の本の山路の物語を見ると、朝廷は宇佐の放生會を取行はんとして眞野長者の家の前に神を立てる。「折節長者は出させたまひ、これは何と申したる事にて候ぞ」と訝り尋ねたと云つて居る。又多くの人身御供の昔話でも、美しい娘をもつ舊家の屋の棟に、何處よりも知らず白羽の箭が立つて居たとある。最初は此通り、當の本人の思ひも掛けぬところに、突如として來て立つやうな頭屋の徽章が、今では村内に場所までも定まつて、大きな幟や吹流しを添へて、毎年同じところに建てられるやうになつたのである。即ち信者が崇敬の餘りに私では如何ですかと問ひ試み、更に今一步を進めて何でもかでも私が祭主ときめてかゝり、射藝で一生懸命に當りを希ふばかりか、終には夜更に人に隠れて、釘を神木に打附けるまでになつたのは、正しく民族心意の著しき展開であつた。それ故に神社により又郷土の環境如何によつて、其過程のそれぞ

れの段階が、今尙この文明國內に併存して居るのである。

異なる近傍の民族に於ても、往々にして類似の現象が認められて居る。それは固より同一の本原、同一の自然觀に指導せられて、斯うなつたものとは限らないが、その不可思議の解釋に向つては、少なくとも日本の事例は有力なる參考である。外國には随分湛念な學者も多いが、日本人自身が心付かぬ位だから、恐らくまだ當分は之を參考とせず、賽河原さいがわらの如く色々の假定説を、積上げては突崩して行くことであらう。自分達の知人の中では露西亞のネフスキー教授がやゝこの双方の關係を知つて居る。さうしてフレエザア先生の名著「黄金小枝」にも、オスチアツク人の中に路傍の靈樹に箭を射立て、神を敬ふ作法として居る例が、注意せられて居ることを教へてくれた（呪術篇下卷十一頁）。この方面にも又支那・朝鮮にも、無論搜したらまだ幾つかの類型が見つかることと思ふが、たゞ我々の研究がまだ今日の状態にある間は、直ちに國外の比較に進出して見てもしやうが無い。私は何よりも先づ信州の學徒の、興味を此問題に引付ける必要を感じる故に、今度は又次

のやうなことを尋ねて見たいのである。

- 一、樹を伐つて居て鎌釘又は鐵の鎌などの出て來た例が他にもあるか。
- 二、御頭の木といふ名を持つ老樹、或は諏訪神社の信仰と關係をもつ樹があるか。
- 三、もしあるならばそれはどういふ場所に、如何なる言傳へを持つて居るか。又何か其樹を中心とする舊慣行事があるか。（郷土一卷三號、昭和六年七月）

（附記）三村竹清君の「本の話」に、大阪圓珠庵の契沖法師の墓の近くにも、何の木か知らず、大木に鎌を數多く打込んだ木があり、其樹の下に八幡の祠があつて、鎌八幡といふ方が庵の名よりもよく知られて居ることを記して居る。今は諏訪社とは言はぬのであるが、夙く鎌の信仰が、爰にも及んで居た痕跡かと思はれる。同じ風習の遠く分布して、却つて信濃の本社には絶えて居るのは、乃ち此御神の信仰の歴世の變

遷を語るものであらう。

矢立の木 (傳説と習俗)

二つの要素

傳説に耳からと眼からの二つの種類があるといふことは、又斯ういふ風にも考へられるかと思ふ。我々の傳説を今有る形にまで持つて來るには、始終二通りの原因が入交つて働いて居た。其一つは繋ぐ力、即ち最初の自然に近い印象を、成るだけ壊さずに残さうとする人の念慮、草木でいふならば根を中心とした地下の培養である。他の一つは伸ばす力、即ち時代環境に適應して、少しでも多くの効果を擧げる爲に、是も殆ど無意識に受入れられる外部の誘導、例へば花の色や蔓の長さに該當する變化である。この両者が其一つを全く、缺くといふことは無いが、特に何れかの一方の力が、餘分に働くといふ場合は多かつた

わけで、それが永い間に積り重なつて、追々に二種の相異を著しくしなことは想像に難くない。「白米城」の例でいふと、死靈のいつまでも解脱し得ない執念といふことは蔭になり米を流して敵を欺かうとした奇策のみが、後には忘るべからざる印象となつて居る。岩代刈田の宮の周圍に在る口碑なども、もとは白鳥の崇敬と神子羽化の信仰とを骨子として居たのであらうが、それが用明天皇御妻覚めの物語から、更に進んでは日本武皇子の事蹟に附會せらるゝに至つて、何よりも大切であつた兒投川ニホガハの地名の由來は、もう説明の外に置かれるやうになつた。しかも故意の虚構を企てる者が無い限りは、是だけ大きな變化の中からも、まだ昔の約束の残つて居るものを見出し得るので、傳説が決して自由なる空想の産物で無く、従うて是を我々の前代研究の足場に利用し得ることは、こんな幽かな痕跡を比較して行つても、尙其證明が必ずしも不可能で無い。ましてや此以外に、別に根抵の可なり確乎とした、新たに多分の解釋を附加へる餘地の無いものが幾らもあるのである。近頃自分の問題にして居る十三塚なども其一つであるが、矢立の傳説は亦確かに適切な一

例といふことが出来る。強ひて面倒くさく細かな穿鑿をするのは道樂のやうだが、若し幸ひにこの考へ方を推し擴めて、次々に他の多くの種類の傳説を消化して行けるものならば旅行者の興味が同時に學問の快樂となるやうな、うれしい時代も來ないとは限らぬ。先づ其つもりで少しばかり話を進めて見たいのである。

地名と傳説

傳説の變化を牽制した最も大きな力は、やはり習俗と其背後の信仰とであつたらうと思ふ。この二つの物が少しの喰ひちがひも無くびたりと重なり合つて居れば、新らしい傳説の入り込む餘地は無い筈であるが、そんな時代は夙く過ぎて、行事だけが後へ残り、それも段々と端から崩れ又は省略せられて來る故に、不審は多くなり解説は區々になつたのである。併し少なくとも其問題の元になる或事實だけは残つて居て、それが無くなつてしまへば傳説も消えたのである。現在尙知られて居る珍らしい樹の名・巖の名、若しくは其所

在を表示する地名は、辛うじて多くの消えなんとするものを支持すると共に、是が勝手放題なる傳説の變化を、防制した力も大きなものであつた。其中でも地名は別に色々の用途があつて、止めたり取替へたりすることが存外に容易で無い爲に、偶然に古い言傳への保存に役立つて居る。弓矢の信仰から發達した日本の多數の傳説なども、若しこの地名の記憶せられるものが無かつたら、實は今頃はどこ迄變つて居たかも測り難いのであるが、僅か**是ばかりの最後の残り物のある御蔭に、今はまだ是に由つて前代信仰の片端を跡づけることが出来るのである。**

そこで其實例として、第一に矢立といふ地名の由來を考へて見るが、此地名の在り處は全國に互つて大よそきまつて居る。有名なる靈山の登り路にあるものは、紀州高野山の五十九丁目に矢立の辻、花坂細川二村の境の地で地藏堂があり、もとは其前に矢立松の名木があつた。次には出羽の羽黒山の參道に矢立の杉、古くは義經記にも見えて居るが、莊内物語に依れば丁度莊内領と新庄領との境の、古口といふ處であつたさうである。南部の恐

山の山口にも、矢立地藏の堂があつた。此頃評判の高い菅江眞澄の紀行「牧の冬枯」を見ると、この矢立の矢は弓箭とは關係の無いことで、柚が木を伐る時に使ふ道具を此地に立てるから矢立と謂ふのだと書いて居る。當時の檜木山の山小屋の人々は、さういふ解釋を信じて居たのであらうが、其説は固より他の地方の矢立には通用しない。伊勢の神宮から志州の磯部の宮へ行く路、ちやうど兩國の堺を爲す合阪山の麓には、やまてのちやや家立茶屋といふ昔からの茶屋があつた。參宮名所圖會には其處の繪を掲げて、猿田彦大神此地を開き、家を立て始めたまひし故に、家立の茶屋といふと記して居る。だから此家の表戸は一枚を蓆として今に改めず、竈は別間にあつて三つ石の上に土釜をする、家には佛事を営まずとあつて然れども慥かなる書には見えすと斷はつて居る。なるほど茶屋があればこそ此様な傳説も成立ら得るだらうが、是では到底他の多くの山中の矢立といふ名稱は説明し得ない。

峠と上の杉

奇異なる地名が残つて、其意味が不明になると、土地それ／＼の解釋が出て來るのは自然であるが、それだけでは容易に公認せられるもので無く、従うて縁起にはなり得ても傳説とまでは固定しない。備後の宇治島の矢立といふ土地には、尊氏將軍が矢に歌を添へて立てたからといふ傳へのあつたことが福山志料に見え、陸前栗原郡有賀村の御賀八幡宮では、八幡太郎が弓矢を献上したと稱して、しかも社頭に矢立弓立の二本の大杉があつたことを、封内風土記には記して居る。是に似た例は他にもまだ幾らも有らうと思ふが、單に献上しただけで矢立といふとあるのは、やはり後からの想像か、さうで無ければ説明の一部が落ちて居るのである。

神の社に上指うはさしの箭をまゐらすといふことは、中世の軍記によく見えて居ることであるが、其方式は今はまだ明かになつては居ない。自分の推測では、それは神木に向つて其箭を射立てることを意味したので、それで矢立といふ地名が始まつたのでは無いかと思ふ。それを言ふ前に尙矢立といふ地名のある處を尋ねて見なければならぬが、矢立は上州の榛

名神社を始め、多くの社頭の神杉の名であると同時に、東日本では境の山、峠の名前になつて居る例が少なくない。其中でも秋田縣は殊に矢立峠の多い地方で、その最も有名なのが津輕領との堺で、度々問題になつた陣場碓ヶ關兩停車場の間に在るそれである。此矢立峠が山頂の二本の杉の名に基づくことは、人がよく知つて居る。此以外にも峠の名とまではなつて居なくとも、山路の最も重要な地點に、此名の杉の老木があつた例は中々多い。それを自分は偶然の一致で無いと言ふのである。

先づ一番手近かな處では、秋田縣から山形縣へ越えて來る、是も今日の大隧道の上の峠を、以前は及位峠のせきんげ一名杉峠と謂つて、是にも大なる矢立杉があり、旅人の道中平安を禱る地であつた。東京から西では甲州の笹子峠に、亦有名なる矢立杉がある。北都留郡笹子村大字黒野田字笹子千九百八十二番地の一、高さ約二百尺目通り周三十三尺、明治四十年の大水に山崩れ、根元の半面を埋め樹皮痛みたりと郡誌にはあり、昔岩殿城在番の甲府の武士たちが、

岩殿山で國見れば、國戀し、矢たての杉が見え候

と歌つたのも、同じこの大杉であつたと甲斐國志にはある。近くに狩屋野といふ地名がある爲に、こゝも頼朝公富士の巻狩の獵區であつて、其際射た箭が此木に立つたのを、記念した名稱かといふ想像を逞しうした人もあるから、やがては亦是が此土地だけの傳説にならうも知れぬ。しかし矢立杉があるばかりに頼朝公を説き得べくんば、嶺を南に越えて箱根の山中などには、既に三箇處までの矢立杉が知られて居るのである。其一つは今日電車の走つて居る湯本村宇山崎、是は早くから枯株も無くなつて居るが、曾我物語にはちやんと見えて居て、昔六孫王經基が關東の軍勢を引連れて都に上る時、武運を此木に祈念するに一人も射損じた者が無かつたとあるのを見ると、是も試みの箭を射立てた杉であつた。乃ち其前例に依つて、いかでか上矢うはやを參らせざらんやとて、十郎は一の枝、五郎は二の枝にぞ射たりけると、曾我の物語には見えて居る。それから蘆の湖の南岸、箱根宿と元箱根のちやうど堺、漕入山の下にも矢立杉があつた。周は三四尺高さ纔かに四間餘と新編風

土記には誌して居るが、今どうなつて居るかを知らぬ。箱根権現の縁起に依れば、是は前者よりも更に古く、田村將軍が蝦夷征討の際に、既に表矢うはやを獻じたほどの大杉であつたのだが、近世に入つてから枯れてしまつたので、更に伊豆の山中新田にある矢立杉の實生を持つて來て栽ゑたのだといふ。その山中の矢立杉といふのも、同じく亦箱根の峠路の中腹であつた。宗祇の名所方角抄には、矢立杉までは伊豆なりとあるから、是も二國の堺であつたらしく、軍陣へ出づる武士ども、此木に矢を射立て、吉凶を見侍ると、文明十八年の回國雜記にも載せてあるのを見れば、是も相應に古くからの木であつた。後にはやはり枯れてしまつて、大枯木小枯木といふ地名になつて残つて居たといふが、大田蜀山の改元紀行（享和元年）には、其頃の箱根山道の伊豆と相模の國堺には、二本の杉の木があつたともあつて、恐らくは再び又栽ゑたらしいのである。

箱根や笹子のやうに有名で無い峠にも、また類例は多からうと思ふが、たゞ是だけの事實から考へて見ても、矢立杉の名稱が或計畫の下に發生したといふことは言へるだらう。

所謂「二本ある杉」を老樹名木とする爲には、積極消極の人の意思が必要であつた。従うて枯れても地名と故蹟は遺り、傳説も亦更に纏綿して、永く行人の心の引かずには居なかつたのである。信州鳥居峠の矢立阪矢立清水からは、木曾の御嶽を拜むことが出来た。爰では木曾義仲が北國出陣の日に、大夫坊覺明が此水を掬んで願文を書いたと傳へ、どうやら矢立を懐中硯のことに持つて行かうとする形勢が見えるが、是とても杉の木が久しく枯れて居たか、もしくは栽繼ぎが間に合はなかつた時代の、旅の人たちの評定でなかつたとは断定し得られまい。地名が斯ういふ只一回の出来事によつて、永く將來を拘束することは一寸六つかしい。即ち先づ矢立といふ習俗の、どれ迄分布して居たかを考へて見なければならぬ所以である。

矢立と矢止

信州でも地堺の標木は、矢立といふ名のある例は幾つかあつた。例へば飯田の白山権現

社の別當、岩戸山白山寺の寛文十二年の書上にも、社邊の矢立木を横廻りに見通して、上の分は社木茂り立ち、矢立木から虚空藏山までの内は、百姓薪柴草山だとある。高遠の少林寺の境内にも矢立木といふ槻の古木があつた事は、木の下蔭といふ地誌に見えて居る。それに箭を射立てることが元は祭の式であつて、斯ういふ名前も出来たのであらうが、それが路傍であると道の序に其祭をするので、勢ひ名将勇士ばかりの逸話の如くに傳へられる。それといふのが常人は鐵砲は打つても、弓箭を手がけない新時代が永く續いて、自然に此信仰の衰微を見た結果であらうと思ふ。岩崎清美君の「傳説の下伊那」には、郡内大鹿村の矢立木は、昔殿様が江戸詰めで出かける時、そこを通つて矢を一筋づゝ、其木に射立てゝ行くのが常例であつたと記して居る。常例といふからには殿様ばかりで無く、又恐らくは江戸詰め時代以後でも無かつたらうが、平穩なる山村では斯ういふ古い記憶が、どうかするとまだ保存せられて居るのである。

將軍頼朝又は八幡太郎が、試みの矢を射たら命中したといふ矢立の木は、古い記憶に根

據のある岩手縣の一例を、前にも既に引用して置いたが、これを毎年の祭の式として、永く試みて居た例も同じ地方にある。南部叢書の二郡見聞私記に、稗貫郡上根子村熊野堂の矢立木、例年三月三日の日の祭に、村肝煎と別當とが前に立つて行列あり、五尺の大的を此杉の樹に掛けて、桑の弓蓬よもぎの矢を以て之を射て、其年の吉凶を卜した。式終れば其弓矢を此木の下に埋めて歸る。享和年中に御用材として此杉を伐つたところが、中が空洞で御用に立たなかつた。其株穴に又小さな杉を栽ゑて、之を矢立杉と稱すとあるから、今は又大きくなつて居ることであらう。

兎に角にこの年々の行事が衰へかゝると、傳説は即ち是に轉比例して、面白くも又奇抜にも進化し得たらしいのである。越中東礪波郡矢木村の千年木といふ榎なども、諏訪明神の森に在る神木であつたが、里人の傳へには大昔大伴家持在國の頃、春の日野に出で、雉を狩するに、其矢雉には當らずして幾度でも此榎に立つた。仍て村の名を矢木といふ云々とある。しかも元祿の頃から、此木の枝などを魔除けに採つて來る風習が始まつたと、越

の下草には記して居る。飛驒國中案内には白川郷の下流萩町なかしまちに、山の麓に近く一本のヤマズミの老木があつて、是から八九町も離れた此村の城山から、以前は此木を的に遠矢を射たといふ話のあることを載せ、なる程其木には矢の痕確かにあり、又矢の根の一二寸も現はれて居るものもあると記して居るが、實は是だけではまだ遠矢を射た證據にはならぬであつた。

樹の幹から鏃

この種の半出來の傳説は、まだ幾つかの變化を列記することも容易であるが、それを詳しく述べて居ると肝腎の點が御留守になる虞れがある。故に今回は土地の人たちが、今でも傳説の動かぬ證據の如く考へて居る矢の根のことを、主として注意することにしようと思ふ。陸中高水寺の故迹と傳ふる古館村走湯權現社の矢立の榎にも、昔の矢の根が根株の中から現はれたことは既に他の文章にも述べて置いたが、是と同じ話は意外に多く耳にす

る。例へば鎮西八郎が盲人を助手として、大蛇を退治したといふ肥前の川上明神の社でも爲朝の箭が大蛇を射貫いて、森の楠樹に立つたといふ傳説があつた。或年此社頭の大楠の枝が折れて、其中から一本の大狩股の鏃が出たことがある。股の一方は八九寸もあり、中子は一尺にも餘るべしと思はれた。是正しく鎮西殿の箭なるべしとて、永く社寶としたといふ評判が残つて居る。尾張名古屋でも古渡橋筋の北側、闇の森の八幡宮は爲朝を合祀すといふ社傳があるが、是も其森の大きな松の樹を伐ると、中から矢の根が出て来てそれに八郎爲朝といふ銘があつたので、それを社殿に籠めて重ねて此勇士を祀つたといふ。合祀の社傳は恐らく此際から確定したのであらう。

鏃に使用者の名が切込んであれば、是ほど確かな證據は無いのだが、そんな事は到底信じ得られない。ところが實際鎮西八郎爲朝でも無いと、これを常用することが出来なかつたらうと思ふ大矢の根が、折々老木の幹から出ることがある。しかもそれを爲朝の箭だとすると、實は名人が射損じたといふことに、歸著するのだから困つてしまふ。百五十年

ばかり以前に富士の裾野の或密林の奥で、木を伐つて居た樵夫が木の中から發見した鏃なども、長さ八寸近くもある見事なる鏃矢であつた。常は人の來る場處でも無いから、多分は頼朝の卷狩の時に、誰か射込んだものだらうといふ鑑定であつたが(甲子夜話)、獵に其様な大鏃矢を使ふものが果してあつたらうか。秋田の神宮寺領の鏃見内といふ村で、同じ頃に伐り倒した大杉の幹からやはり、長さ一尺餘幅七寸ばかりの、鏃の穂先のやうな雁股の矢の根が出た(譚海卷一)。此邊は昔の後三年役の戰場だつたから、其當時は是を射るほどの大力の射手が居たものと見えると、著者大いに感歎して居るが、是も寧ろ箭を見てから爰を古戰場と推定した迄で、それを戦争の名残りときめるだけの證據は無いのであつた。

信州では木曾の妻籠から飯田へ越える山路、捻樹澤といふ處に捻れて輪の如くなる老木の檜があつた。元文三年の三月十三日、雷が落ちて此木が焼けたので、村民之を推いて薪にしようとする、其中から古い鏃が六七本も出て來た。此地で戦のあつたのはそれから二百年ほど前の天文十二年に、山村良勝が伊那勢を待伏せして勝利を得たことがあるだけ

だから、其時の矢の根であらうといふことになつて居る。併し敵を射ようとして何本も木に射込むなどは、よつぽどどうかして居るのみならず、捻ぢられた山中の樹は、今でも多くの土地で山の神として拜まれて居る。單なる流れ矢とは推定するわけに行かぬのである。それで我々の第二の想像、何か信仰の行爲として樹を射た習俗が、あつたのでは無いかといふ説が少しづつ有力になつて来る。此方の例としては東北では東津輕の一本木村の八幡社の槻の木、是も近世になつてから其古木の空洞の中より、朽ちたる矢の根が幾つとも無く現出した。次には北會津の一箕村ひよみの八幡宮、八幡太郎の創建と傳へられて、毎年九月十九日に流鏑馬やぶさめの式のある社であるが、文祿年中蒲生氏郷の領知の頃、社の側の二本杉を伐らしめると其根もとから二本の鏝が出た。仍て矢杉と稱すと謂つて、現在も一丈八尺周りもある大木があるのは（大日本老樹名木誌）、裁繼ぎでは無くして多分伐倒さすにしまつたものであらう。氣仙の矢作村やまでは宇生出ういでの的場の洞穴といふ鐘乳洞の側に、古木の槻の木があつて鏝が多く出て來た。是などは的場といふ地名もある爲に、狩だ合戦だといふ傳説を

産する餘地も無く、樹に向つて矢を射る習俗が此田舎にもあつたのであらうと、土地の學者も認めざるを得なかつたのである（氣仙風土草）。

矢の根の樹の中に在るのも、大よそは年限のあることと思ふ。従うて是が多く出る土地は比較的近い頃まで樹を射る習俗の尙残り、若い傳説しか附いて居ない地方と見て差支へが無いやうである。矢立杉などの名稱も氣を付けて見ると、やはり東北九州の端れに行くほど、より強き力を以て人心を支配しようとして居る。宮城縣では柴田郡支倉小野はせくらをのの矢立杉にも、澤山の箭の跡があつたが、是は八幡太郎が仙北金澤柵へ發向の際に、近習の若侍と共に、弓勢を試みたまひし杉などといふ傳説がもう出來て居た（藥塵埃拾録）。道祖神を以て著名なる名取郡笠島村の矢立杉なども、やはり其名稱に基づいて箱根のそれと同様に、昔秀衡將軍が都に上る時、路の傍なる杉に矢を射立て、首途を祝し、從臣も其例に倣うて各鋒鏑を參らす、などといふ言傳へが出來て居たらしい。ところが明暦以後の或年に、此木を伐つて船に造らうとしたら、幹の中から無數の鏝が出て來たので、成程舊説は根拠が

あるといふことを知つたとあるから(封内風土記)、祭の式は此頃既に絶えて居たのである。しかもそれから後色々の奇恠があり、久しからずして其船も亦破壊したといふのは、原の信仰のまだ全く消えてしまはなかつた證據である。九州の方でも豊後から日向へ越える梓峠といふ路の大杉から、近世數多の鐵鑊を出した話がある。それより少し前の寶曆九年と云ふ年にも、日向の柚が伐り出して備前岡山に持來り、船木に挽かうとした杉材の中から篋入五寸もあつて尖の折れた偉大なる三箇の鑊を出したことがあつたが(春湊浪話)、それは何れの山の木とも知れなかつた。ところがこの梓峠の梓明神の祠の近くで伐つた木は、土地は日向の側でありながら豊後杉といふ木であつたが、山で板を挽いて持下さうとすると内が空洞になつて中には數十の鑊があるばかりで、何の益も無いので止めたと謂つて居る(笈埃隨筆)。是なども明白に矢立の杉であつたらうと思ふが、此地方では唯學者が之を奇異としたのみで、新たに傳説の考へ出される機會にもならなかつたやうである。傳説には祭する所發生の潮時の如きものがあつて、それは信仰のやゝ衰へ、習俗の尙守られて居る

際即ち新古生活の一つの堺目の峠が、特にこの「矢立の木」の聳え立つ場處になつて居たやうに、自分たちには想像せられるのである。 (旅と傳説三卷一號、昭和五年一月)

青へぼの木

一

毎年春の彼岸が近くなると、一つ隣の停留場の脇の空地に、植木の市が立つことになつて居る。この邊の半分百姓、半分植木屋の使ふ日本語には珍しいものが多い。モドキが梅もどきで、ジツコが百日紅の略語であることなどはすぐ判つたが、前から不審に思つて居たのは「青へぼ」と鉛筆で書いて、ぶら下げである木が接骨木であることである。勿論辞典にも、又何處の方言集にも出て居ない。ニハトコは元來地方名の多い木で、それが又大抵は意味不明である。たとへば鹿兒島縣などは一般に是をタツの木と謂ふが、薩摩の一部にはデの木といふ者もある。備前の邑久郡などもタズと報告せられて居る。上總の東部

ではクサンヅキ、本草啓蒙には同地でクサジキと謂ふとあるが、デの木の例もあるから、突いて中から髓を出す木といふことかと想像せられる。肥前ではヤマトウシン（山燈芯）、加賀でシヤクヲシの木と謂ふと啓蒙にもあつて、此木の芯は利用せられて居たのだが、今は尋ねて見ても命名の理由はもうわかるまい。現在標準語となつて居るニハトコとても、其由来は實は不明である。言海には庭に常に在るから庭常かと謂つて居る。そんなことを言へばどの木も皆ニハトコぢやないか。

ところがこの青へぼの木の方は、却つて存外に早くわけが判つたのである。北多摩郡の各村の正月行事には、此木を削つてアヲへボといふものを作り、ツクテバ即ち堆肥置場の上に刺して置くことがある。さうして殆ど是たゞ一つの用途に、此木を屋敷の片隅に栽ゑて居る家が多いのである。アヲへボは勿論粟穂稗穂であるが、其心持までは傳へて居らぬ者があつたと見えて、之を訛つてアヲヒボといふ處もあり、東京から東の江戸川左岸の村などでは、アブヒボとさへ謂つて居る。

二

信州は是等比べると、先づ粟穂稗穂習俗の本場と稱してもよい。たゞ是に使用する材料の木がヌルデであつて、又様式も僅かづゝちがつて居る爲に、接骨木を「青へボ」と聽くと、一應面くらふことは私たちと同じだらうと思ふ。斯うした行事は本に復る見込は無い。早晚忘れたりまちがへたりするにきまつて居る。又罷めるにしても一通り其動機を知つてからにした方がよい。それには形のまだあるうちに、記録だけは確かにして置かなければならぬと考へる。信州といつても弘いから、場所毎に所作も説明も少しづゝの差異はあらう。天龍下流の实例にはまだ接しないが、南北安曇のがやゝ詳しいから、それを土臺にして話を進めて見よう。材料は普通正月十一日の若木迎への日に伐つて置くが、こしらへるのは十四日の朝のうち、又は手まはしよく十三日の夜作る家もある。何れも勝軍木を三四寸の長さに挽いて、皮を剝いた白いのを粟の穂に、剝かぬものを稗の穂になぞらへる。

是を細い割竹のさきに刺したのを幾本かづゝ、やはり堆肥場の上に立て、穂の重みで頭が垂れるやうにしたのは、簡單ながらしをらしい寫實であつた。小縣郡南部の村などは、數は各六本と定めて、是を新藁の繩の兩端に分けて結はへ、外には立てずに家のカリカケに下げて置くことになつて居る。刈掛けといふ風習は關東にもあるが、毎年中秋に新稻の拔穂をして、祝ひに其穂を掛けて飾る場所である。そこに其粟穂稗穂を翌年の正月までつるして置き、新らしいものを作ると同じ日の十三日にそれを月順に爐の中に立て、陽氣占ひをすることになつて居た。水の滲み出す分は其月を雨と判じて、其つもりで作物の加減をするのださうである。

ところがこの東京郊外の田舎では、名は一つでも粟稗の穂だけでなく、大根やニンジンゴボウのやうな農作物の形までもこしらへる。それを神棚にも上げ、又ツクテ場にも立てるのである。信州に接近した武藏上野の山村のアハポといふのは、たゞ割竹のさきに團子をつけたものだといふ。竹は私の近所でも、又下伊那の方でも使ふやうだが、果して皆穂

の垂れた形までを擬するかどうか。寫真に取つて見ないと確かなことは言へない。遠州の大井川流域に行くと、アハポと謂ふのは藪玉のことだといふが、別にアハポと稱して信州のに似たものを製し、皮を剥かない方はやはりヘーポと謂つて居る。上流川根地方は小縣郡も同様に、各六本を用意するさうだが、立てるのは粟稗各一本を組にして、飾り松に添へて立てるやうである。こゝのも材料はヌルデかと思はれる。伊豆賀茂郡のはカツの木を削つて作るといふから、乃ち同じ木である。是も削らぬ方がヘーポだが、尖端に團子をつけて神に供へるとあるのみで、竹に刺すかどうかは報告せられて居ない。

三

この正月風俗がどれだけの區域に及び、又その中での名稱方式の一致が、どう云ふ風になつて居るだらうかといふことは、信州人にとつても興味の無いことではない。私が今知つて居るだけを言つて見ると伊豆でも大島にはアハポ・ヒエンポがある。是も年の始め

に鎮守の境内に在る家々の地神の祠を新たにして、其前に是を立て居る。材料はカマノキとアメンボ、紫陽花と接骨木のことかと、海島民俗誌には謂つて居る。それを三寸位に切つて割竹のさきに刺すので、かはつて居るのは上下を矢の根形に刻むことだとある。矢の根形といふのは不明だが、或は矢筈に切れ目を入れることかも知れぬ。次に千葉縣へ渡つて、君津郡誌には正月十四日のアーボウといふものがあるが、どんな形か又稗穂を伴ふかどうか。まだ私は確かめることが出来ない。それからずつと北に飛んで、青森縣の八戸市附近だが、稗の栽培のかなり盛んな地方であるに拘らず、爰では粟穂米穂と謂つて、一枚五合ほどの大きな餅である。それを粟は二枚米は三枚、櫃の蓋の形に作ると云ふから東京の熨斗餅のやうに長方形なのであらう。それを繩を以つて竹につるしてさし、翌十五日には直ぐに繩を切つてしまつて置くのを粟刈といふ。村によつては、粟刈を十八日にする所もある。餅がそれ迄に抜け落ちたり竹が折れたりすると、穂が大きくなると謂つて悦び、或は鎌をもつて大袈裟に刈る眞似をして、半分刈ると休んで煙草をのみ、おそ晩い方もよ

く出来たなど、言ひつゝ、残りを又刈つてしまふ家もある。この粟刈の終る日まで、女に鐵槩を付けさせない風習も以前はあつた。其禁を犯すと粟に黒黴が出来ると謂つて居た。餅はもと直接に箭竹に挿して居たものらしく、其竹は粟穂竹と稱して、庭上に棒を横たへて之をもたせかけるのが例であつたが、近年は苜積みすると謂つて、竹だけを庭に立て、餅は別に膳の上に置くやうになつた。落ちたり轉んだりするのが、祝つては見てもやつぱり好ましくはなかつたのであらう。

粟刈といふ日は、他の多くの土地では二十日正月のことであつた。同じ南部領のうちでも紫波稗貫二郡の村々などは、二十日に小正月の飾り物一切、繭玉から粟穂までを卸して食べてしまふのだが、是を總括して粟刈と謂ふのである。江刺上閉伊等の郡では、是を粟コナシ又は粟穂コナシと謂ふ。コナスといふのも收納の意である。信州でも大河原の山村などには、二十日の年取りを稻刈粟刈と謂ふ例がある。さうすると今では勝軍木を削つて作る粟穂稗穂も、曾ては東北同様に、又繭玉と等しく、餅で作つて居たことがあるのかも

知れぬ。或は又初春の食物を片付ける事務以外に、別にこの木製の粟穂を、演技的に刈取る儀式が行はれて居たのかも知れぬ。

四

正月に一年中の重要な農事を、一度形だけ行つて見るといふ習俗は、起原の頗る古かつたものゝやうに思はれる。東西府縣の古い御社、東京の近くでも豊島區の赤塚徳丸、及び都筑郡の杉山村などに、永く傳はつて居た田遊びといふものは其名残り、此等は信仰に支持せられて、其全形を保存して居たのだが、自由な各民家の生活行事の中にも、切れぎれにならば尙傳はつて居る。鳥追ひ土鼠打ちなども其一例で、眼の前へさういふ動物が荒らしに來て居るのでは無いが、一年の最もめでたい重要な日に一應是を追ふ手続きを履んで置けば、効果は却つて必要に迫られた只の日よりも、大きいだらうと思つて居た點は一つである。北信一帯で謂ふ萬物作りは、北陸地方ではサツキといひ、もつと北へ行くと

田植正月、もしくはシツケなど、謂ふも同じことで、物作りは即ち耕作を意味する。正月十四日の日の入りから、翌日同刻に至る若年越の日に、奥羽は今でも白雪の上に畝を起して、松の葉や切藁を苗にして田植をする。或はヒジロを苗代と見立て、此日は足を入れると鴨に荒らされると謂つて、非常に嫌ふ者もある。粟穂稗穂の如きも、要するにその呪術演技の一部分であつた。繭玉といふ新しい名稱が入つて來た頃から、是等がそろ／＼と只の正月の飾り物に化して來たのである。

養蠶が山道の諸國に勃興したのは、江戸期も半ばを過ぎて後のことのやうに思はれる。それ迄は唐糸と稱して、絹糸は寧ろ長崎から供給せられて居た。山野に繁茂して居た桑の葉を摘み採つて、自在にこの柔かで光澤あるものを生産する技術が、蠶種と共に入つて來た時代の、農民の春には新たな悦樂があつたらう。乃ち年の日の作り物の一つに、繭の形をした飾り餅を加へて、更に之に伴なふ繭搔き繭ねりの儀式さへ設定したのである。養蠶の業が始まるより前から、繭玉といふものがあつた氣遣ひは無い。しかも一方には稻の

豊饒を祝する飾り物は、必ず古くからあつた筈だが、よく見ると其分を藪が蠶食して居るらしいのである。奥州八戸の粟穂米穂のことは前に述べた。同じ南部領でも上北郡に行くると其代りとして粟穂稻穂があつた。粟穂は五本の細い竹のさきに、粟餅を一つづゝ挿したもので、稻穂といふのは七本の藁を一束とし、一本に米餅十づゝを附けたものであり、別に豆と稱して柳の枝三本に、團子粒ほどの餅を數多く附けたものと、三種を臺所の檐下に掛けて、ことしは豊作と祝するのが作法であつた。鹿角地方に於ては此頃は斯ういふ細かな作り分けは無く、たゞ柳の枝に飾り立てた餅花を總稱して、アハポイナボと呼んで居るだけである。信州でも北安曇の奥の方には、小正月の飾りの全體を總括して稻の花などいふ村があるが、上伊那あたりの稻穂は割竹を又細く三つに割つて、其さきと中程とに餅をならせたものゝことで、是を粟穂稻穂と組合せて、歳神ホンダル様又家の内外の神々に上げて居る。甲州の方の稻穂には餅は無い。たゞ川楊などの細かな枝の多いものを伐つて來て、若年になつてから門松の傍などに立て添へるのださうで、甲斐落葉にはその見取圖が

出て居る。しかし家の中には又別の飾り様があるのかと思ふ。兎に角名前や方式の相違はあつても、信州農家の萬物作りと、奥州の御作立てとは、寫真で見るとかなりよく似て居る。さうして其主要部の特に美しい枝の多い飾り物は、共にもと稻の穂を代表して居たのである。町や城下に入つて住む家々でも、この正月の美しさとは別れるに忍びなかつた。年始の祝賀の中心を三個日に置いた家でも、暮の餅搗きの日に必ずこの形の飾りをこしらへて居る。しだれ柳の枝を使ふことになつて、殊に座敷と調和した清い飾りになつた。ただ残念なことには是が稻穂であることを忘れ、次第に餅花だの吉兆だの、又藪玉だのといふやうになつたのである。餅でこしらへた色々の作り物は、越後などでは町屋へ來て買ふ者が多くなつた。あまり此點に空想を走らせて居た爲に、終に藪玉を主とするやうになつたのも、實は米を作らぬ町の人々の感化であつて、何とやらん皮肉に今日の農村變化を、豫言して居たやうにも考へられるのである。

五

粟穂稗穂の名は關西の方には無からうと思つて居ると、愛媛縣の浮穴村に一つの例を見つけた。但し是はたゞ立て、置くのではなくて、正月十五日の節供の遊びに、子供たちが手に持つて色々の物を打つてあるく棒である。棒だからもうアハンボウと呼んで居るが、材料がフシの木即ちやはり勝軍木、それを短かく切つて割竹のさきに附けたことは、信州の粟穂と製作が同じである。諸國に無數の例ある上元の祝ひ棒や子孕み棒の類と、下元の日によく出て来るキノコツチ又は十日夜の藁鐵砲との、ちやうど中間に立つものとして私たちに興味がある。九州北部の田舎は一般に、この正月行事の今ある型はやゝ崩れて居る。たとへば土鼠打ちといふ名はなほ存しても、子供が此棒を持つて地を打ちつゝ唱へる詞は、千なれ萬なれといふ果實の豊産を念ずる語であつた。さうして翌朝は此棒のさきを折り曲げて、果樹に立てかけて置く風は粟穂稗穂に近いのみならず、其こしらへ方もさきを藁にしただけで、亦右の愛媛縣のアハンボウと似て居るのである。それから推して考へると、ニハトコ又はヌルデの木を切つて、割竹のさきに挿すといふ約束にも、別に何か隠れたる呪物的の意味があつて、それが飛びくゝに各地に傳はつて居るのかも知れない。宮崎縣北部の七ツ山などの山村でも、信州の粟穂稗穂のやうに、木を削つて作つた穂状のもの、竹のさきに挿して屋敷や畠の隅、又は墓場の花筒にも立て、同時にその大型のものを果樹にも立て掛ける風がある。是をホダラ木と謂ふのは下の方を削り掛けにしてあるからであらう。ホダレ又ホンダレといふ語は信州にも弘く行はれて居る。是も若歳の物作りの際に、楊その他の白い木を削つて、花房のやうに垂らしたもので、普通には是を家の入口に貼り付けるが、又色々の木の細工品に取添へて、神に供へることもあるらしい。上伊那地方のホンダル様には、別にさういふものは無いといふが、私の想像では此時立てる粥かき棒の一端に、もとは削り掛けをしたのだらうと思ふ。静岡附近の十四日の粥掻きには必ず削り掛けを作つて添へ同時に粟穂稗穂も其木の一端を削り掛けにして居た。此日を花か

きの日と謂ふことはあの邊だけでは無い。上州新田郡でも削り掛けを花かき武州熊谷でも是をかき花、信州でも物作りを花作りといふ處がある。つまりは形が似て居るから花と謂つてもよいので、「搔く」は鯉節などには今でも謂ふやうに、細く美しく花のやうに削ることである。此技術は段々に退歩したかと思はれる。原因は主として紙とか麻とかの代用品が普及した爲だらうが、福岡縣などでは此日神供に添へ、又各自の膳を飾るものは、ホダレ菜と稱して葉の附いた小さな大根であるといふ。神馬藻をホンダワラといふ語は東京にもあるが、是も穂垂れの代用品の一つかと考へる。技術といはうよりも斯ういふものを湛念に削り出す、根氣熱心が衰へてしまつたのである。紙を綺麗に剪つて注連などに下げたものを、カイダレといふのも別の語ではない。正月の祭具や祭場を標識して、是が特殊に神聖なものだといふことを示すべく、紙の文化に恵まれなかつた我々の祖先が、久しく用ゐて居た方式は、この搔垂れの他には無かつたと思ふ。それを花と名づけたのは、形が似て居る爲ばかりでは無かつたかも知れぬ。穂垂れといふ語が示して居るやうに、本來は

稲粟稗などの穂が豊熟した有様を、一度初春に演じ出してその呪法の効果を收めようとするのが、昔の正月行事の根幹であつた爲で、接骨木・勝軍木のやうな柔かな白木が是に用ゐられたのは、搔いて美しい穂垂れとすることが、比較的容易であつたからだらう。同じ五穀といふ中でも稲と粟稗のみが、この物作りの主要なる部分を占め、大小麥や蕎麥や黍が是に參與しなかつたことも、何か經濟史上の意義があるやうに私には考へられる。

(山郷二卷一號、昭和十年三月)

地梨と精靈

一

此問題は最初枝垂櫻のことを書くときから、私の殊に心を潜めて居た所であつたが、一年も経つうちにはもう少し成長するであらうと思つて、今まで發表を延引して居たのである。植物の話も是で一應は終らうと思ふので、不完全ながら只今の假定だけを述べて置きあとは地方の同志の補訂を仰ぐことにする。

前年東筑摩郡の盆正月行事の報告を整理する際に、ふと氣にかゝり出したのは、此郡各村の精靈棚に、必ず林檎の實を糸に結はへて引掛けることであつた。此果物の我邦に渡つて來たのは、以前のコリンゴにしたところでさう古いことでは無い筈である。書物の上に

現はれたのを目安にすれば、京都で其名を知つて居た時代は尋ねられるが、それを信州に持込んだのは、又若干年月の後と見なければならぬ。さうすれば盆の棚飾りは、後世に此物を採用したことになるのだが、その動機は果して何處に在つて、今は斯くまでの普遍性を具ふるに至つたか。さう言へば隠元豆も玉蜀黍も、皆一度は其經歷を同じくして居るやうだが、單に畠作の珍らしい食物を、有る限り集めて供物にしようとしたのと、是は少しばかり事情が違ふやうに思はれる。それで私は信州の人に逢ふたびに、いつも此問題を出して解決の手掛りを求めて居た。多くの諸君はまだ私が想像して居るほどに、大切な暗示だとは認められぬであらうが、假に私の想像ははづれて居ようとも、斯ういふ今まで注意せられなかつた社會現象には、少なくとも何等かの學問上の意味が有る。當事者の感覺が尙活きて居るうちに、考へられるだけは考へて置いた方がよくは無いかと思ふ。

二

現在の苹果が信州人に愛用せられるやうになつたのは、盆の慣習なども漸く簡略になりかけた明治の末頃からでは無かつたか。私は日露戦争の終りの年、名古屋の旅館で茶代の返しに此物を貰つて迷惑したことを記憶して居る。置いて行かうとしたのを縣廳の人が惜しがつて、三河の山村を下げてあるいてくれた。路を通る者が皆珍らしさうに目を注ぐ。あれは何だか知つとるか、いや知らぬ。あれは北海道のだい／＼ぢやがい、といふやうな問答を聽いてあるいたものだつた。小林檜は有つたにしても、どの土地にもさう普通といふ迄には無かつたのである。

本草啓蒙を見ると卷廿六に「柰、ナイ、リンキン、アカリンゴ、ベニリンゴ、加州、ベニココ、リンキ、羽州などゝあつて其記事に「寒國に生ず、故に加信奥羽に多し。他所に移し栽うるも活きず、形狀林檎に似て葉細長し。花は林檎に同じ。熟して内外とも深紅にして柔軟なり云々」と出て居る。今日の苹果の普及する以前、信州の盆に魂棚を彩どつて居たのは、恐らくは是であつたらうが、其種は今何れに傳はり、もしくは曾て何人によつ

て作られて居たらうか。是が各戸に栽ゑられる程で無かつたとすれば、如何にして分配せられ、又それを手に入れ得ない場合に、何を以て代用としたか。今のうちに之を老人たちに尋ねて置くことは、別に六つかしい質問でも無いやうである。

小野氏の啓蒙の記文中、私の重きを置くのは此赤林檎が中まで赤かつたといふ點である。柿はまだ早く苺は既に遅かつた初秋の宵に、定めて此果子のみは異彩を放つたであらうが果して斯ういふ物を新たに盆の行事に織り込むことが、たゞの思ひ付きのみで出来たであらうか。それが先づ問題になつて来るのである。赤い果物を盆の精霊に供へる習慣は、氣を付けて居ると他の地方にも有るやうだ。たとへば「旅と傳説」四卷八號、早川君の津輕紀行の中にも、小泊の村などでは玫瑰はまなすの實を絲に貫いて、精霊棚に供へるとある。玫瑰をハマナスといふのは標準語であるが、北の方にはかり産するものだから、事によるとハマナスが元であつたかも知れぬ。奥州の土語では之を一般にヘエダマと味んで居る。南部領の方にも同じ習慣があるから、このヘエダマも名の起りは之に關係があつたので無いか。

八戸市の奥南新報（昭和六、八、一六）に、小井川潤次郎氏が斯ういふことを書いて居る。「今年は林檎が赤くならず、玫瑰の果を絲で繫いで、精霊棚を飾つた。其果もまだ悉く上向いてござる。ひつくりかへせばいゝ云々」と。それから又そのまだ赤くならぬ林檎といふのが、今の青森縣名産の苹果とは別物だとも記して居る。是だけの記事でも大よそ察せられることは、玫瑰のヘエダマを盆棚に上げる動機は、色が赤くて實が下を向いて熟する爲かといふことである。しかも此植物は海近くの岡や砂濱で無いと生ぜぬから、假に此物が最も盆の供物に適したとしても、他では屢々代用品を必要としたことも亦察せられる。従うて信州の盆の林檎が、今日南部八戸の赤林檎と共通の用途をもつて居るのは、直接に其慣習が一方から他方へ流傳した爲では無くて、何か其背後に今一つ、起原のもつと古い自然觀の如きものがあつて、次第に慣習を此一致に導いたのでは無いか。と又例の大袈裟なる物の考へ方がして見たくなる。

三

さうなると私たちの聯想に先づ浮んで来るのは、今日殆ど全国的に行はれて居る盆の供物、即ち子供たちに最も親しみの深い酸漿せつじょうのことである。書紀のアカカガチも酸漿とあるから同じ物らしく、是は八岐大蛇と猿田彦大神との眼にたとへたのが、唯一の文獻だから心もとないが、兎に角此物の古くから、國産であつたことだけは想像し得る。是が他の多くの食品の間にまじつて、精靈に供へられたことに就いては歴史には見えぬが、今は何の意味も無いだけに、隠れたる意味が有りさうに考へられる。見馴れて我々はたゞ看過して居るのみで、この特色に富んだ一種の草が園に栽ゑられ、習俗に取入れられるには理由が無くてはならない。それがどうやら北の國のハマナスと、一線の脈絡を持つて居るのも、私には偶然とは思はれぬのである。

カガチは和訓栞に燭皿の意かと言つて居る他、流石の語原家たちも口を閉ぢて居るが、

兎に角に蛇のヤマカガチと、音を同じくするのは注意してよからう。是は中元の行事では無いけれども、(ツル) 昨年の岡山文化資料(三卷一號)の中には斯んな話も見えて居る。蛇母といふものは蛇の食するものとして人は之を採らぬが、たゞ五月節供の日の朝に限つて、あの地方の人には是を數粒食用とする風習があると。節供は既に明かになつて居る如く、特定の食物を設けて神靈と人との共に食ふ日であるから、是も尋ねて見たらこの赤い實を、神様や先祖に供へて居る事實が見つかるかも知れない。苺は元來その色によつて小鳥を誘ふもので、それを狙つて蛇がよく其附近に潜むといふことは、川口君の「飛驒の鳥」にも觀察せられて居る。酸漿と蛇との關係も、或はそれが自然の播種に委ねられて居た頃には是に近いことが古人によつて經驗せられて居たので、カガチといふ名が起つたのでは無いか。動植物の生態と習性に就いては、書いて本にして残さうとはしなかつただけで、古人の方が確かに念入りの観察者であつた。新らしい教育にいそしむ者は之を怠り、又他人のさらした報告を無視するが、まだ幸ひに其知識は民間から消え盡しては居ない。國にもよ

るけれども日本の如く、急激に新文化を接受して、其浸潤の弘く及ばぬ民族では、二種の經驗は肩を並べて近く相鑑みることが出来る。無暗に鄰郷の説く所を嘲り退けぬのが肝要である。但しこの古風の科學には、推理が一般に甚だしく單純であつて、しかも古く教へられた根本義の拘束が強かつた。たとへば鳥が遠い空から來るのを見ると、常世の國の音信を齎らすと察したり、蛇が土中を往來することを知つて、端的に地下に埋められて居る者の使命を帯びて居るやうにも思つたりした。この結論の容易に信じられぬことによつて彼等の親しく見聞した事實までを侮ることは不利益だ。それと同時に我々の如く、昔の人たちがどういふことを考へ又信じて居たかを知らうとする者にも、斯ういふ古い知識とは是に伴なふ色々の仕來りが、書物無き場合の唯一つのよい資料なのである。我々の學問の目標として便利であるのは、毎年日を定めて必ず守り、之を缺くことを不安とした幾つかの式行事である。節の日に赤い本草の實を供物とし、それを特色のある名を以て呼んで居たといふ事實などは、即ち新らしい文化の側に立つ人々が、古人への御禮として此方から新たに觀察し、且つ彼等の爲に考へてやるべき問題の一つであつたのである。

四

しかも林檎を盆棚に飾るといふのが、それ程意味のある文化史の一史料であることは、比較をして見なければ早速には氣が付かない。信州の諸君は我郷土を詳かに知る爲に、やはり異郷の人と助け合ふ必要があつたのである。苹果で無い在來の林檎を、供へる例は青森縣にあつたのだが、それも日本固有のもので無いとすると、林檎を知らぬ前には何物を用ゐて居たらうか。是には更に轉じて「林檎」の無い府縣の、慣習を問合せるより他に途は無い。京都では以前鹿梨「ヤマナシ」といふものゝ實を、中元の佛に供へて居たことが本草啓蒙に出て居る。是が信州にも多い樹かどうかは知らぬが、飛騨では上小鳥の山路などに山梨といふ木の大木があつたのを私も見て居る。樹陰が夏の日の休所になり、其實も少しづつは往來の者が採つて食つたといふ。京都にある慣習だから、古いとは勿論言得な

い。彼も是も共に今一つ元のものから、變化して居るのかも知れぬからである。確かめて見なければならぬのは、土地に此様な慣習を支持し得るだけの、品物の供給が果して有つたか否かである。林檎が買つてなり又家々に栽培してなり、この全般の需要に應じ得るやうになる迄、果して信州の鹿梨が今日のカンバの樹皮などと同じく、すべての盆棚に行渡るほど多かつたらうか。苦しそれが不可能だつたとすると、何を其代りに用ゐて居たであらうか。是を考へて見る事が當然の順序のやうに私には思はれる。

此問題は一見六つかしいやうに見えるが、其實は單に我々の注意の如何によつて決する。此慣習が若し想像の通りに、古來の魂祭に伴ふものであるならば、林檎が手に入らぬからとて丸で止めてしまふものは少なからう。さうして現在の開けた土地でも、まだ隅々まで洩無く林檎を求めるといふわけには行かない。信州の内外を問はず、家貧しく又は不由で盆市に立つことの出来ぬ人たちが、どんな物を其代りに上げて居るかは、聞かずとも行つて見れば判るであらう。古い簡素な時代の生活は、實際は斯ういふ人々の生活と近い

ものであつた。乃ち土地境遇に基づく色々の變化の中に、通例は前代の形が含まれ残つて居るものと、推測して大いなる失敗は無いと思ふ。是を比較して見てどれが最も古からうかを考へて見る事が、我徒の郷土研究では根本の方法となつて居るのである。

それが又學問の一つの興味でもあつた。我々の假定はいつになつても證據も反證も擧がらぬやうな、勝手放題な空想では決して無い。ちやうど學校生徒の暗記カード見たやうに正しい答案は裏に書いてある。それを今までは引くり返して見なかつただけである。當れば嬉しいが違つた時は耻がましいから、さう無暗にいゝ加減なことは言へないのである。私は是でも一應の根據が有る積りであるが、尙或は案に相違するかも知れない。兎に角に今から豫言をして置くならば、林檎が流行して來て之を精靈様に供へるやうになつた前は、地梨即ち草ぼけの實が、盆には缺くべからざる果實であつたらう。弘く他の地方を捜して見るまでも無く、信州にも今以て此物を自ら採つて來て用ゐて居る實例が、程無く方方から見付かることゝ私は思つて居る。

五

草ぼけは漢名楡子、是も小野氏の啓蒙に又ノボケもしくはコボケ、肥前にてはチクウメ、奥州にはシドミと謂ふとあるが、關東も一般にシドメである。常陸でチナシと謂ふとあるけれども、是は偶然に彼地方だけの事實が知られたといふのみで、信州でも亦其通りに呼んで居るのである。私の家には目下信州北安曇の地梨と、下總三里塚邊のシドメと、宅の近所の岡から採つて來たものと、三種を併せ栽ゑて居るが、ごく僅か花の色に濃淡が有るのみで、其他には何の相異も見えぬ。普通の農家では此樹の移植を忌み、花を摘み實を持込むことをも嫌つて居るやうだが、信州だけには其風が無いらしく、今でも秋の行樂の一つとして、地梨踏みといふことがあると聞いて居る。

前年木曾と諏訪と兩方の人から、週刊朝日の地方色欄に報告した文章が、双方大よそ同じであつたから、他の郡にも多分その採取法が有るのであらう。秋の日に籠を持ち新らし

い草履をはいて、草野をあるきまはつて此物を見つけて來る。足にさはつたのを採る故に地梨ふみといふ名が有るのである。ちやうど奥羽の濱の人が濱梨を食用にするやうに、山村の住民は又地梨の鹽漬の香味を愛して居た。諏訪でクワリンといふ榲桲の栽培が發達したのも、誘因は曾てこゝに在つたかと思はれる。舊曆の盆ではまだ少しばかり早いかも知れぬが、それでも今年はよく注意して見るのに、この郊外の庭さきではもう十分に成熟して居た。それから棄て、置くと自然に土の中に沈んで、其種實が翌年の若木を萌芽せしめるらしいのである。

獨り此木が全國に普遍した固有の植物で、盆の頃に愛らしき實を結ぶといふだけで無く或はシドメといふ語にも何等かの暗示があるのでは無いかと思ふが、それはまだ考へ得ない。佐藤功一氏は花が朱色をしたドマメ、即ちシュドマメの約音では無いかと云はれた。如何にも我邦の多くの野果は、ズミ乃至グミといふ語音で總括せられて居るが、花の色を直ちに實の名に付けたといふことがまだ合點し難い。埼玉縣ではシドメを又チドメとも謂

移植を忌む

つて居る。もう少し色々の地方的變化を比べて見た方がよいと思ふ。肥前のチクウメもチドメの方に稍近いが、それよりも注意せられるのは壹岐島方言集に、櫛子即ち草ほけを後生花(ゴシヨーパーナ)、或は又彼岸花とも謂ふとあることである。島では春の彼岸に此花が咲くのかも知らぬが、秋の彼岸にはもう實になつて居る筈である。従つて單に季節を以て名づけたといふ以上に、別に此木と「後生」とを結び付けて、考へなければならぬ理由があり、それが又常の日に此植物を住宅に持つて來ることを、忌み嫌ふやうな動機にもなつて居るのでは無かつたらうか。

前に枝垂櫻の場合にも既に感じた様に、最初人間が花木を愛し親しむに至つた動機には單なる物珍らしさ以上の何物かゞ有つたのである。この自然の變化の毎年の繰返しを、つくづく見まもつて居る間には、わけは解らぬなりに貴とい一種の暗示を、受けずには居られなかつたかと思はれる。植物が花咲き實のり次の代の種を残すといふことを、自分たちの一生と比べて見ようとしたことは、殊に春秋の風物に對する、我々の感動を深くした

らしく、歌にも言葉にも其心持は久しく傳はつて居る。是にも各種族のそれ／＼の癖といふべきものは有つたらうが、一般に東方諸國の宗教心には、天然の色と香とが早くから織込まれて居たやうである。花や小枝を以て祖靈を供養するといふ風習は、今では日常の飲食衣服と、一つなみに類推せられて居るが、人が此等の物の需要の幽界にも尙存し、神も靈魂も之によつて心を怡ばしめるものと、想像するに至つた理據はさう單純では無い。私には是を生者の記念の表示、即ち形は隔てられて手を執つて語らふことを得ずとも、此木此花を見るにつけて、必ず思ひ出して居るといふことを、物によつて實證したものと考へるのである。

六

是には鹿梨よりも又今日の林檎よりも、所謂地梨は今一段と似つかはしくは無かつたらうか。シドメといふ方言の語義はまだ不明であるが、是と餘程近い語音を持つて居るもの

に櫛の實がある。櫛類の果子の地方名は、私の集めて見た所では、奥羽の北の端ではシダミ・シダベ又はシダメであつて、それが關東から中部地方にかけては、シダンボだのシダングリだのと變化して居るが、その土中に入つて直ちに翌年の若芽を生ずる點、といふよりも其經過の特に人の目につき易い點が、地梨のシドメとよく似て居るのである。断定することは出来ぬが是が名前の共通であつた理由であり、同時に又後者を盆の供物とするやうになつた動機では無かつたかと思ふ。玫瑰の赤い實を絲に貫いて、精靈棚に引掛けるといふ地方で、それがまだ上を向いて居るから逆さにして吊せばよいと謂つたなども、偶然かは知らぬがシドメの特徴にもあてはまるやうである。即ち一旦土に入つて容易く再生し新たに次の代の物の花となつて、咲き榮えるものだといふ實驗が、古くこの二物のどちらかを、魂祭の日の缺くべからざる供物として居たのが、たまたま其感動の遺傳の稍薄れた時世に際會して、新たに流布して來た林檎のやうな珍果を以て、差替へられることになつたとも見られるのである。

花と人間との一生の類似といふことが、單なる譬喩であり推理であるならば、それまでの思ひ付きは昔の人には六つかしく、假に誰か言出したにしても、成程といふ者は少なかつたかも知れぬが、この點にかけては我々の祖先は、生れながらの詩人であつた。生物の分界が今のやうに嚴密で無かつた以前には、人の精靈は鳥虫草木等の間を輪廻するものと、考へられて居た時代も久しかつたのである。生きて現には言葉をかはすことは出来なくとも、夢には來て語つたといふ話が幾らもあり、殊に愛する者の墓の上に生ずる植物の如きは、之を尋常非類のものとして、視ることの出来ない習はしを持つて居たのである。それが一轉して神依木かみよりぎの思想となつたことは、タイラー教授などは早く説いて居られるが日本では現に玉串捧呈の慣行となつて、其形骸だけは今日までも續いて居る。正月には吉方よしかたの山の木を伐つて御松様を迎へ、盆には又必ず野外の定まつた草の花を採つて來て、祖靈を祭る棚を飾らなければならなかつたのも、目に見えぬものゝ是を假の宿りとして、遠くから訪ひ來ることを信じて居た結果である。三階五階の松の枝が、空より降る靈の梯子

であつたやうに、土に生ひ立つものにもそれ／＼の約束があつて、野邊の八千草の中からたゞ二三のものだけを選んで、盆花としたのであらうと思ふが、その一々の理由はもう説明し難くなつて居る。但し桔梗だけは形に特徴がある故に、多分タマシヒの宿り易い花と見られて居たらうといふことは前にも述べたが酸漿に就いても亦同じことが考へられる。即ち當代の人々が色の褪めて行く寫眞によつて、死んで年を経た者を戀ひしのぶと同様に古人は又斯ういふ自然の一片に由つて、亡者を記念する練習を積んで居たのであつた。

何れの社會に於ても、シムボルは信仰よりも永く生きて居る。斯うした一見無意味の慣習が傳はらなかつたら、他に我々は上代の常民が、信じ思ひ且つ感動して居た何物をも知るよすがは無かつたのである。林檎は微物であるが尙人間の意思無しに、突如として盆の魂棚の上に跳り上ることは出来なかつた。しかも此行事は新たなる想像力を以て、追加増修せられるほど活潑なる生活現象でも無かつた。正直のところ多數の家庭では、今まで何年と無く續けて居たことで、今年から止めるといふだけの機會も無い爲に、人のする通り

に尙當分はして行くといふ程度であり、言はゞ偶然に傳承が保存せられて居るのである。企てゝ人に信ぜしめようとするものよりは、この無意識の記録の方が貴とい。是がもし自分の推測の通り、曾ては一般に「草ぼけ」の實を、魂祭の日の供物に用ゐて居たものであつたら、我々が地下の祖靈に對して抱いて居た期待と感謝、土を家々の末永き繁榮の爲に缺くべからざる條件として居た國民の信仰が、今なほ盆の習俗を通して、幽かながらも窺ひ得られるといふことになるのである。

(郷土一卷四號、昭和六年十一月)

(附記) 右の一文は、實は地梨を盆の精霊棚に供へる實例が、直ぐにも方々から報告せらるべきことを、豫想した上での推論であつた。ところが信州からも又他の地方からも、不思議にこの事に就いては教へてくれる人が無かつた。しかも自分は尙それが此風習の皆無を意味するもので無く、寧ろ是を普通と思ひ、もしくは格別注意して居らぬ人々に、まだ此一篇が讀まれない結果と認めて居るのである。將來もし必要があ

れば、進んで此方から盆には何と何とを精霊様にするかを、大よそ心當りのある若干の個處に向つて、積極的に問合せて見ようと思つて居る。盆にコリンゴの手に入らぬ土地は、信州でもまだ少なくはない筈である。さういふ場合には何が此果實の地位を代り占めて居るか。何も無いといふことは恐らくあるまい。盆の七日とか十一日とかに、山野に入つて地梨を踏む習はしがあるとしたら、それも盆花迎へと同じやうに是が魂棚に飾らねばならぬ一つの品物であつたからと考へられ得るのだが、それだけではまだ完全なる證據とは自分も思つて居ない。此假定説がもし當つて居るなら、どこかにもつと具體的な記憶が、きつと遺つて居ることゝ信じて居る。

關東では相模川の沿岸、近畿では大和の南部に、盆の精霊棚の竹には必ず今年生の若竹を使ふ風習がある。是も考へて見ると、新たに地中から出て來たものといふ所に意味があつたらしい。奥州八戸地方の盆の供物の中には、カドと謂つて河骨の地下莖が缺くべからざるものとなつて居て、之を佛様の杖とも謂つて居る。羽後の生保内おびないで

は野老の根を必ず供へ、陸中半石などでは七月六日の釜飯に定まつて百合を入れ、又之を佛様の舟と謂つて供へる例もある。伊豆の北部では魂棚の水鉢に蓬の莖を入れる。是はみそ萩(著萩)の代りらしいが、其みそ萩の莖も何故に使ふかはまだ説明せられて居ない。やはり今年竹と同じやうな意味があつたかも知れぬのである。

盆の供物には赤酸漿以外にも、注意すべきものが幾つかある様だ。鹿兒島縣の寶島では、盆の墓前祭には親類の者が、必ず阿且の實を一つづゝ持つて來て供へる。阿且は恰かも此頃に熟するタコの木の実で、現在はもう常の食用になつて居らぬが、八重山などでは始めて此世に出現した人間の男女が、穴の中から出て最初に食つた食物だと謂つて居る。林檎の在來種は東北でもリンキと呼び、是を盆の佛に上げる風は多いが、倭名も無い位の果實だから、是が最初からのものではなく、何か前からあつたものゝ代りだらうと私は思つて居るのである。シドメ即ち地梨の花は、信州でも關東各地でも、是を家の中に持ち込むと火事を起すと謂つてきらつて居る。火事の災といふ

のは花の色が赤いからの聯想で、此ものを常の日に忌んだ原因は、別にあつたものと想像する。即ち其實が死者の靈を誘導する手段として、用ゐられた爲であらうと思ふ。

眠流し考

一

信州には舊曆七月七日の、オネンブリといふ行事がある。土地の人たちも現在はもうさして重要視せず、又其分布が広く、傳來の可なり久しいものであることを、心づいて居らぬ人が多い。さうして是を説明しようとした記録が、此地方ではまだ見出されて居ないのは、多分は主として小兒だけが之に携はることになつて居た爲であらう。近頃の採集によつて知られて來た簡単な事實を、出来るだけ數多く掲げて置いて、次の精確なる調査の報告せられるのを待たうと思ふ。

先づ最初に小縣郡の豊里村では、此日早天に附近の川や池に水浴びに行くことを、オネ

ンブリを流すと謂つて居る。七夕様の笹は夕方になつて流すのだから、それとは別であるといふ。このオネンブリを早く流して置くほど、其一年中早起になれるとも傳へて居る(郷土一卷四號)。同じ名稱は附近一帯にも行はれて居るかと思はれ、或は又此日は七くら水を浴びるといふと謂ふ村もある(長村資料)。七月七日には七回物を食ひ、七度水に入るものだといふことは、東北地方でも子供のよく口にすることだが、多分はもつと弘く行はれて居る習慣であらう。備中の阿哲郡にも、ナヌカベ(七日浴び)といふ語がある。即ち子供が七度水を浴びるのをさういふのである(備中北部方言集)。

上田の市中でも、月送りの八月六日の夕七夕祭を行ふが、翌朝未明に其笹を流しに行つて、川で泳ぐことを眠流しと呼んで居る。昭和五年には町の青年が川に溺れ、もう是で眠流しに人が死ぬことが三年續くといつて、恐ろしがつたといふ新聞の記事を見たことがある。長野の七夕祭も亦ネンブリ流しと呼ばれ、朝早く起きて水泳ぎをし、又硯なども洗ふといふ(郷土一卷一號)。此日家具佛具などの油にしみたものを出して洗ひ、又髪を洗ふとよ

く落ちるといふのも、是に關聯した行事かと思ふ。京でも江戸でも此日井戸を浚へ、又虫拂ひをするのは普通の習ひであつた。

松本市と其周圍でも、七夕の日は七度ホウトウを食べ、七度水泳ぎをすれば腹を病まぬと謂つて、子供は皆川へ出かけたさうだが(郷土研究二卷二號)、眠流しの語があつたかどうかはまだ聽いて居ない。南安曇郡へ行くとネムリ洗ひと謂つて、七日の朝は四つ前に水浴びをし、或は又七回浴びるとも謂つた。やはり道具類を洗ふと虫がつかぬとも病まないとも謂ひ、又女の髪を洗ふ日でもあつた(同郡年中行事篇)。北安曇郡の方にはネンブリを流すといふ語があり、朝早く顔を洗ひ又七度の水浴もする。村によつては流し火と稱して、藁や麥稈などで作つた燈籠を流すが、是も灯が消えずに遠くまで流れて行くほど、夜分睡くならぬなど言傳へて居る(同郡郷土誌稿卷三)。

木曾天龍の二つの川の流域にも、同じ行事があるか知らぬが、恐らく此名稱は無いのであらう。少なくとも私はまだ耳にして居ない。ところが境を越えて北三河の段嶺村だねに行くとき七月七日には四つ時に川に行つて、髪を洗ふと油がよく落ちるといひ、翌八日の朝は早く七夕の飾り物を川に流しに行くことをネプチ流しと謂つて居る(田嶺炬燵話)。やはり其序に水を浴びたかと思はれる。ネプチとは謂つても念佛とは關係が無かつたやうである。

關東の方では、埼玉縣の羽生町にネボケ流しがある。是も七日の午前三時頃から床を離れ、葛西用水堀に飛込んで、泳ぎ廻つたのは子供のみでなかつた(新聞)。同縣熊谷地方ではネム流し。やはり同刻限に青年男女川の邊に集まり、手にく合歡木と大豆との葉を持つて之を水に投込み、

ネムは流れよ、まめの葉はとまれ

と唱へる。それが終つて水を泳いで還るのが習はしであつた(風俗畫報一六八號)。栃木縣に入ると、足利では之をネプト流しと謂つて、工場に働く男も女も、七日の日の夜半に渡良

瀬川に入つて水を浴びた(郷土研究二卷五號)。ネプトといふと腫物のやうに聞えるが、なほ目的は睡魔を攘ふに在つて、宇都宮の方では之をネムタ流しといひ、其際に紙で作つた人形を流す風習もあつた(同上)。場所は田川の押切橋のあたり、時刻は是も深夜から曉へかけてであつたらしく、老若男女舟を浮べ、花火などを揚げて賑はしいことだつたといふ(栃木縣誌)。鹿沼のネムツタ流しは七日の夜明方であつた。味いうちから起きて子供らが水を浴びる。斯うすると病氣にかゝらぬと謂つて居る(山口貞夫君話)。それから更に進んで奥州路に入つても、今日はもう中絶したかも知らぬが、白河の町にネムツタ流しがあつた。同じく七日の未明に、男女家々の前を流るゝ小川の水に浴し、水を頭に灑ぎかけつゝ

ネムツタは流れろ、豆の葉はとまれ

と唱へることは熊谷の例とよく似て居た(白河風土記卷二上)。會津の耶摩郡でも、七月七日の七日竹を流す日は、川に薬が流れると謂つて必ず水浴をする。さうして是を亦ネムタ流しと稱へて居る(郡誌)。

中部以西の各地にも七日の早朝に七夕祭の笹竹を海川に流し、又其序に水泳ぎをして來る風習は到る處に有るやうだが、通例はそれをタナバタ流しといふだけだから、果して信州のオネンブリなどと同じものかどうか。是ばかりではまだ何ともきめられない。現在知られて居る實例で疑ひの無いものはたつた二つ。其一つは對島の久根村でネブノキ流しといふもの、是は合歡木の枝を折つて海に流し、年中睡くないやうにといふまじなひとするらしく婦人が専ら之に携はると謂ふが(鳥誌)、其期日は七夕の朝ではなくて、舊六月十五日になつて居る。次には熊本縣阿蘇神社の眠流祭。此方は明かに昔から七月六日であるが近頃の記録には音振流ねふりながしとも字に書いて(阿蘇の面影)、行事の中心はもう水浴ではないやうである。此祭の行列には、前月二十六日の御田植神事の時と同じ歌をうたひ、此日を限りに翌年正月の詣初の日まで、其歌をうたはせぬことになつて居たといふのは(郡誌)、意味がありさうである。末社の霜宮には此日を始めにして、九月九日までの長期の祭典があつた。さうして其期間は一切の音曲を禁じて居た。即ち災害を避ける爲の祭事であつたことは察

せられるが、さて何故に是に眠流しの名があるのか。此土地のみの言傳へでは、恐らく十分なる説明が得られぬことと思ふ。

三

仍て眼を轉じて更に日本海側の、北寄りの地方を見て行くと、爰にはやゝ比較を可能ならしめるほどの相接近した事例がある。現在知られて居る南の端は、越中滑川のネムタ流し。是は人形をこしらへて海に流す行事で、その際に子供が水を浴び、又

ネブタ流され、朝起きやれ

といふ唱へ言もあるといふのだが、其期日は今は七月三十一日である(方言彙報三號)。多分は月送りの舊六月晦で、即ち九州などで弘く行はれて居る夏秋祭の海ゆきと同じ日でもあり對島のネムの木流しと共に、是も天王祭との關係が想像せられる。

それから越後に入つて、柏崎の七夕流しといふのが、式は越中と近くて其翌朝の七月朝

人形を海に流す

を以て始まつて居た。明治の世になつて一旦絶えたといふが、此節又復活して居ないかどうか。是は主として少年少女の行事で、竹に燈籠を結び付けて立て、船の形をしたものに男女の人形をこしらへて載せ、七月六日の夜まで町内に飾つて置いて、七日の朝海へ流したのである。此時に童兒等異口同音に、

ことし流れて、來年又ござれ

と唱へたといふから、明かに亦一つの神送りであつた。新潟の元住吉神社の湊祭、又夜七夕とも呼ばれた神事は、期日も行事も全く柏崎と同じだが、是には兒童で無く屈強の男子が携はつて居た。ヨタナバタは又その海へ送る飾り物の名でもあつて、一に是をマトヒ燈籠とも謂つて居た。即ちマトヒと燈籠とを組合せたやうなもので、元は二十九番のねり物のうち、十番以下がすべて是であつた。其形状一ならず、豎に長きあり、横に廣きあり、大文字にて番を表はし、種々の人形船やかた草花など、思ひ／＼に彩色し、鉦吹流し繖傘小提灯などを付け、力強く且つ氣轉ある者に持たせ、他の人々は提灯をもち、曲太鼓の囀

しにて是に附添ひ、湊口の番所の所まで。列を爲して行つたといふ(越後風俗問答)。多分は他の北海の湊々と、張合つて居たものと思ふ。

但しこの二つの例は、形が似て居るのみで、眠流しといふ名は残つて居らぬが、山形縣から北のものはすべて名稱までが一つになつて居る。其中でも鶴岡市中のネブリ流しなどは、家々の棧敷と飾り物、そこへ出入をする老幼男女の飲食宴遊の楽しみが主になつて居るが(日本奇風俗)、それでも翌七日の朝早く、それ等の一切の祭具を流しに行く行事はちやんとあつたものと思はれる。東田川の村々でも、やはり屋ぐらを設け燈籠をつり、子供ら食物を携へて來て、夜遅く迄その上で遊ぶことは同じで、七日の朝は亦この飾り物を、川へ流しに行き且つ水泳ぎをする。さうして此日の朝に限つて、川に藥水が流れるといふことは(郡誌)、嶺を隔てた會津の耶摩郡も同じである。

四

藥水が流れる